

令和5年度版

長崎県の労働事情

（令和5年度労働条件等実態調査結果報告書）

令和6年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課

は じ め に

本県の景気は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復しつつあります。また、雇用情勢については、求人が求職を上回る中で、求人に持ち直しの動きが続いており、令和6年1月の有効求人倍率は1.19倍と1.2倍前後で推移している。

一方で、賃金の上昇が物価の上昇に追いつかず、実質賃金が下がり続けているなど、労働者を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、さらなる賃金引き上げの議論が交わされています。

県においては、子育て政策を最重要課題に位置付け、安心して子どもを産み育てられる社会をめざしています。このためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、誰もが働きやすい魅力ある職場をつくり出していくことが重要です。

この報告書は、県内事業所を対象に、労働条件などの現状を把握し、今後の労働行政をさらに推進していくため、令和5年6月30日現在で実施した「令和5年度長崎県労働条件等実態調査」の結果等をまとめたものです。労使をはじめ関係者の皆様に、参考資料としてお役立ていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらずご協力いただいた各事業所の皆様及び関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課長

目 次

第 1 章 労働条件等実態調査

1. 調査概要	1
2. 調査結果の概要	4
I. 事業所の概要	
回答事業所の状況	5
II. 雇用と取組	
1. 採用状況	7
2. 配置状況	8
3. 管理職の配置状況	9
4. 女性の活躍の推進状況	11
5. 職場におけるハラスメント防止対策	13
III. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	
1. ワーク・ライフ・バランス	14
IV. 労働時間	
1. 年次有給休暇	17
2. 週休制	20
3. 労働時間	22
V. 育児休業制度・子の看護休暇制度	
1. 育児休業制度	24
2. 育児休業の利用状況	25
3. 男性の育児休業取得について	27
4. 子の看護休暇制度	29
VI. 介護休業制度・介護休暇制度	
1. 介護休業制度	31
2. 介護休業の利用状況	32
3. 介護休暇制度	33
4. 従業員のケアラー支援にかかる取組内容について	34
VII. 高年齢者の雇用状況	
1. 高年齢者雇用の概況について	36
2. 高年齢者雇用に関する制度等について	39
3. 統計表	41
県合計	42
4. 調査票	72
令和 5 年度長崎県労働条件等実態調査票	73

目 次

第2章 労働事情の全国比較

I. 労働力人口	8 9
1. 労働力状態の推移	8 9
2. 年齢別労働力人口	9 0
3. 産業大分類別就業者数	9 1
4. 就業状態・雇用形態別就業者数	9 2
5. 市町別労働力人口	9 3
II. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数	9 4
III. 賃金・労働時間	9 5
1. 賃金	
(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移	9 5
(2) 就業形態別令和4年平均の月間現金給与額	9 6
(3) 産業別令和4年平均の月間定期給与額	9 7
(4) 男女別令和4年平均の月間定期給与額	9 8
2. 労働時間	
(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移	9 9
(2) 就業形態別令和4年平均の月間労働時間	1 0 0
(3) 産業別令和4年平均の月間労働時間	1 0 1
(4) 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況	1 0 2
(5) 主な週休制の形態別企業割合	1 0 3
(6) 週休制の適用労働者割合	1 0 4
IV. 労使関係	1 0 5
1. 労働組合組織状況	
① 県内の組合数及び組合員数の推移	1 0 5
② 産業別組合数・組合員数	1 0 5
V. 高年齢者雇用確保措置実施状況	1 0 6
1. 雇用確保措置実施状況（31人以上規模企業）	1 0 6
2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移	1 0 6
3. 70歳以上まで働ける企業の状況（31人以上規模企業）	1 0 7
4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況	1 0 7
5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況	1 0 7

第 1 章 労働条件等実態調査

1. 調 査 概 要

1. 調 査 概 要

1. 調査目的

県内の民間事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業, 郵便業」「卸売業, 小売業」「金融業, 保険業」「不動産業, 物品賃貸業」「学術研究, 専門・技術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「教育, 学習支援業」「医療, 福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出により選定した1,300事業所。

3. 調査基準日

令和5年6月30日現在

4. 調査方法

郵送による自計方式

5. 調査項目

- (1) 事業所の概要
- (2) 雇用と取組
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- (4) 労働時間
- (5) 育児休業制度・子の看護休暇制度
- (6) 介護休業制度・介護休暇制度
- (7) 高年齢者の雇用状況

6. 回収状況

調査対象事業所から784件の回答があり、5人未満の事業所等を除いた有効回答は676件であった。

（注）調査票の記入状況から、調査項目により分析対象事業所が若干異なる。

調 査 対 象 事 業 所 及 び 集 計 事 業 所

規模・産業分類	調査対象事業所数 (配布数)	集計事業所数 (有効回収数)
計	1,300	676
5～29 人	1096	534
30～99 人	167	111
100～299 人	29	25
300 人以上	8	6
建設業	113	66
製造業	110	56
電気・ガス・熱供給・水道業	4	3
情報通信業	13	8
運輸業，郵便業	59	31
卸売業，小売業	342	167
金融業，保険業	44	21
不動産業，物品賃貸業	28	11
学術研究，専門・技術サービス業	37	21
宿泊業，飲食サービス業	146	46
生活関連サービス業，娯楽業	63	18
教育，学習支援業	31	20
医療，福祉	232	165
複合サービス事業	19	11
サービス業（他に分類されないもの）	59	32

7. 利用上の注意

調査結果の利用等にあたっては、下記の点に注意を要する。

- ① 本報告書の集計結果は原則として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、内訳の合計が必ずしも100%とならない場合がある。
- ② 複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに設問の回答事業所数に対する選択事業所数の比率を算出している。そのため、各選択肢ごとの割合の合計が100%を超える場合がある。
- ③ 本調査の調査対象事業所は、無作為に抽出されているものであり、集計事業所について前年と同一性が確保されているわけではないため、前年以前の調査結果との比較には注意を要する。

2. 調査結果の概要

I. 事業所の概要

1. 回答事業所の状況（統計表Ⅰ）

① 回答事業所の産業及び規模

有効回答 676 事業所の産業別割合をみると、「卸売業、小売業」（24.7％）が最も多く、次いで「医療、福祉」（24.4％）、「建設業」（9.8％）となっている。

規模別では、雇用者数「5～29人」の事業所が 79.0％を占めている。（図1、図2、表1）

図1 回答事業所の産業別割合

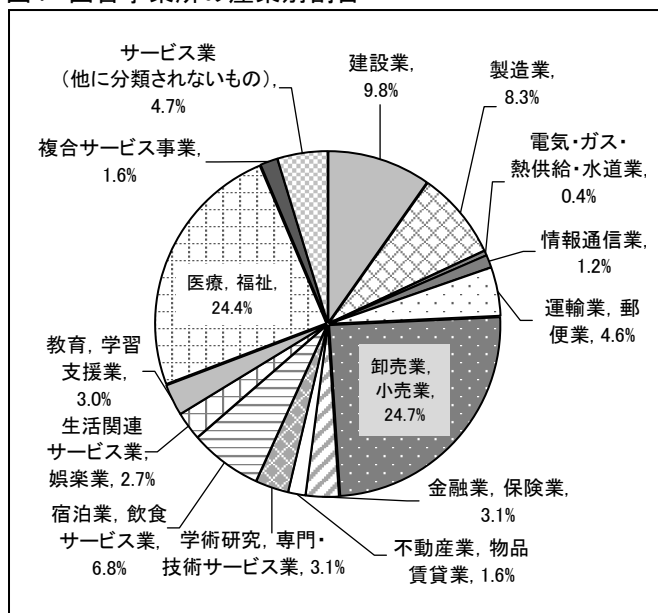
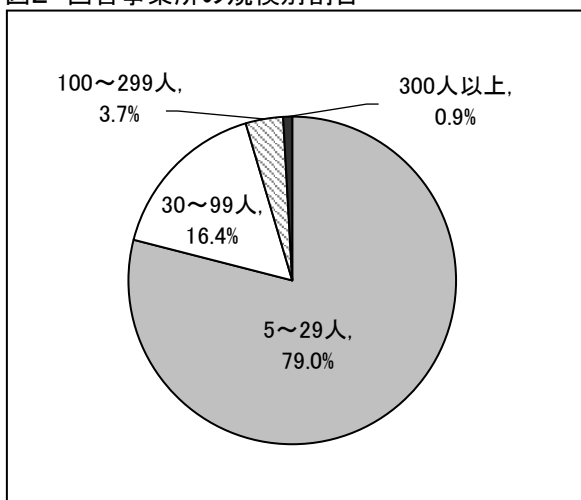


表1 回答事業所の産業別割合

産業別	割合
建設業	9.8%
製造業	8.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4%
情報通信業	1.2%
運輸業、郵便業	4.6%
卸売業、小売業	24.7%
金融業、保険業	3.1%
不動産業、物品賃貸業	1.6%
学術研究、専門・技術サービス業	3.1%
宿泊業、飲食サービス業	6.8%
生活関連サービス業、娯楽業	2.7%
教育、学習支援業	3.0%
医療、福祉	24.4%
複合サービス事業	1.6%
サービス業(他に分類されないもの)	4.7%

図2 回答事業所の規模別割合

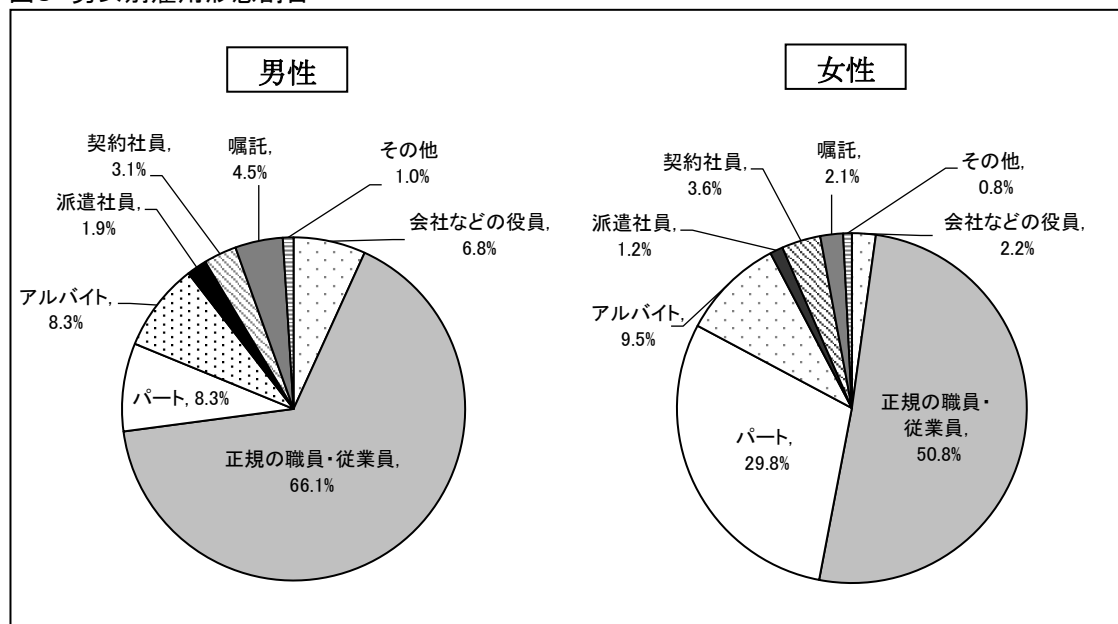


② 雇用者数

雇用者数は18,662人で、うち男性は8,695人(46.6%)、女性は9,967人(53.4%)となっている。

雇用形態別でみると、男性の「正規の職員・従業員」の割合は66.1%であるのに対し、女性の割合は50.8%で、女性は男性よりもパートなど非正規雇用の割合が多くなっている。(図3)

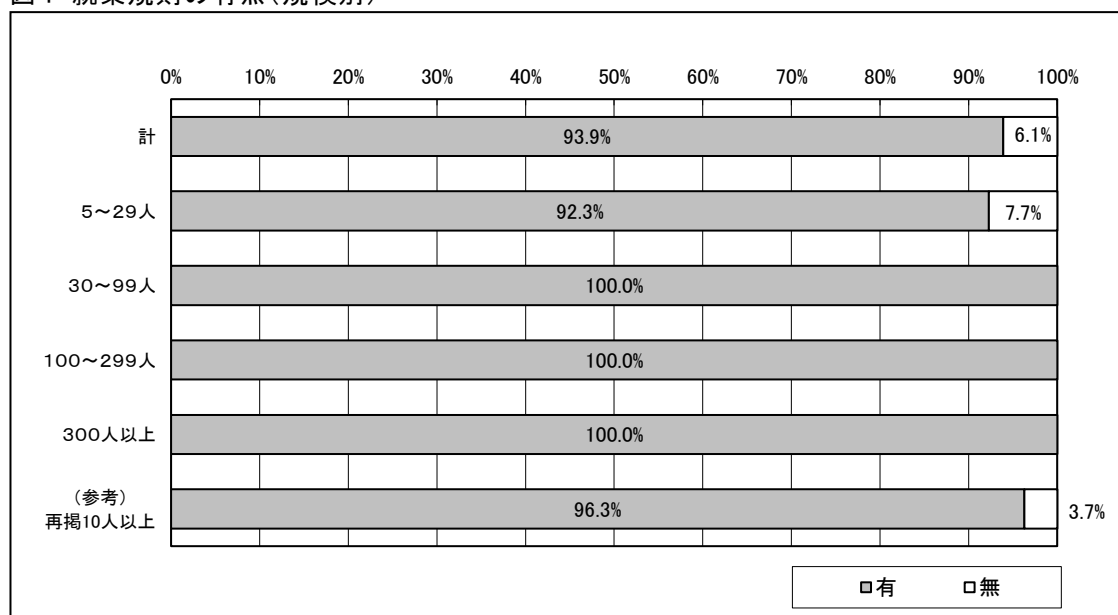
図3 男女別雇用形態割合



③ 就業規則

就業規則の有無について、「有」と回答した事業所は93.9%となっている。(図4)

図4 就業規則の有無(規模別)



Ⅱ. 雇用と取組

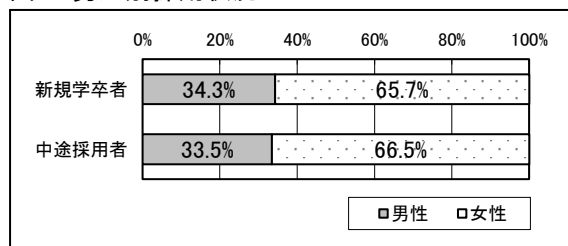
1. 採用状況（統計表Ⅱ－２）

① 男女別採用状況

回答事業所における令和５年４月の採用者数は720人となっている。

そのうち「新規学卒者」は230人で、男女別割合は、男性79人（34.3％）、女性151人（65.7％）となっており、「中途採用者」は490人で、うち男性は164人（33.5％）、女性は326人（66.5％）となっている。（図5）

図5 男女別採用状況

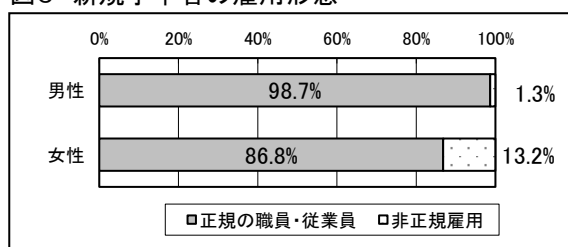


② 雇用形態

ア. 新規学卒者

新規学卒者の雇用形態は男女共に「正規の職員・従業員」の割合が多く、男性は78人（98.7％）、女性は131人（86.8％）となっている。（図6）

図6 新規学卒者の雇用形態

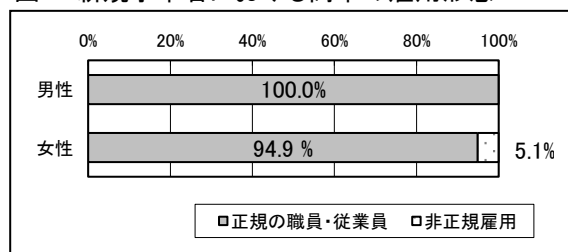


イ. 新規学卒者のうち高卒の割合

新規学卒者のうち高卒の割合は32.6％で、男性の高卒の割合は36人（45.6％）、女性は39人（25.8％）となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性は36人（100％）で女性は37人（94.9％）となっている。（図7）

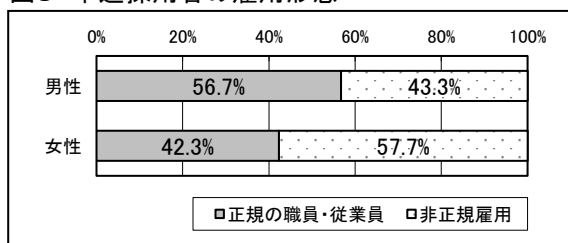
図7 新規学卒者における高卒の雇用形態



ウ. 中途採用者

中途採用者490人の雇用形態は、男性においては「正規の職員・従業員」が93人（56.7％）と多くなっているが、女性においては「非正規雇用」が188人（57.7％）と多くなっている。（図8）

図8 中途採用者の雇用形態

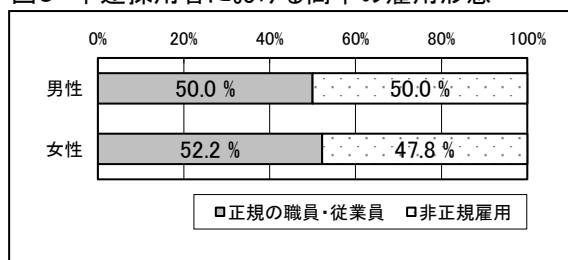


エ. 中途採用者のうち高卒の割合

中途採用者のうち高卒の割合は22.2％で、男性の高卒の割合は40人（24.4％）、女性は69人（21.2％）となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性20人（50.0％）で女性は36人（52.2％）となっている。（図9）

図9 中途採用者における高卒の雇用形態



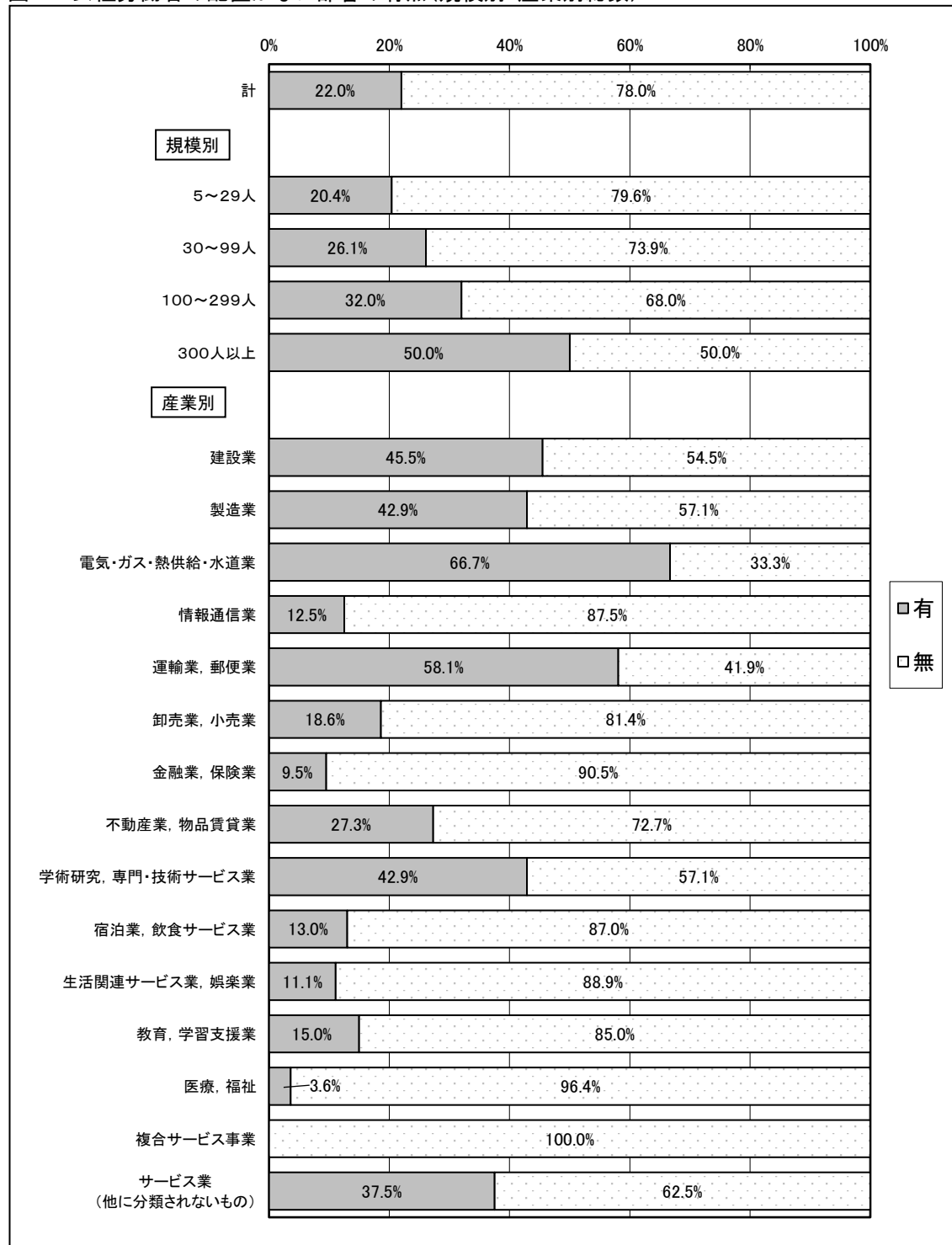
2. 配置状況（統計表Ⅱ－3）

① 女性労働者の配置がない部署の割合

女性労働者の配置がない部署が「有」と回答した事業所の割合は22.0%となっている。事業所の規模が大きくなるとともに、その割合が高くなる傾向にある。

業種別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（66.7%）が最も多く、次いで「運輸業・郵便業」（58.1%）、「建設業」（45.5%）となっている。（図10）

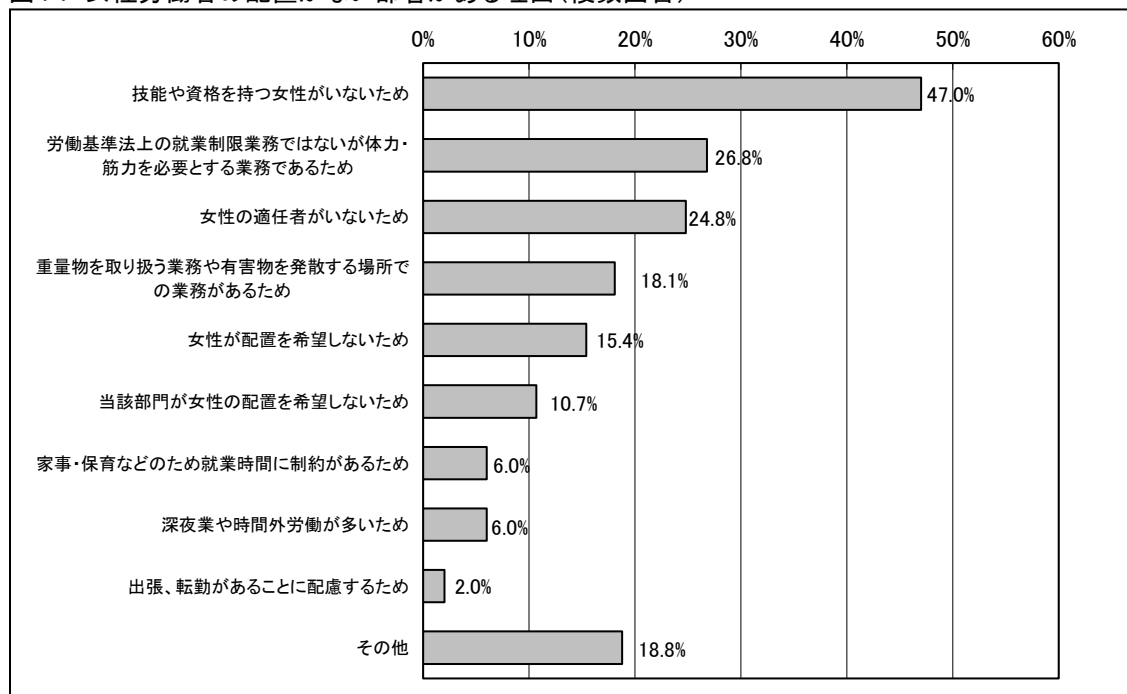
図10 女性労働者の配置がない部署の有無（規模別・産業別総数）



② 女性労働者の配置がない部署がある理由（複数回答）

女性労働者の配置がない部署がある理由は、「技能や資格を持つ女性がいらないため」（47.0％）が最も多く、次いで「労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため」（26.8％）、「女性の適任者がいないため」（24.8％）となっている。（図 11）

図11 女性労働者の配置がない部署がある理由（複数回答）

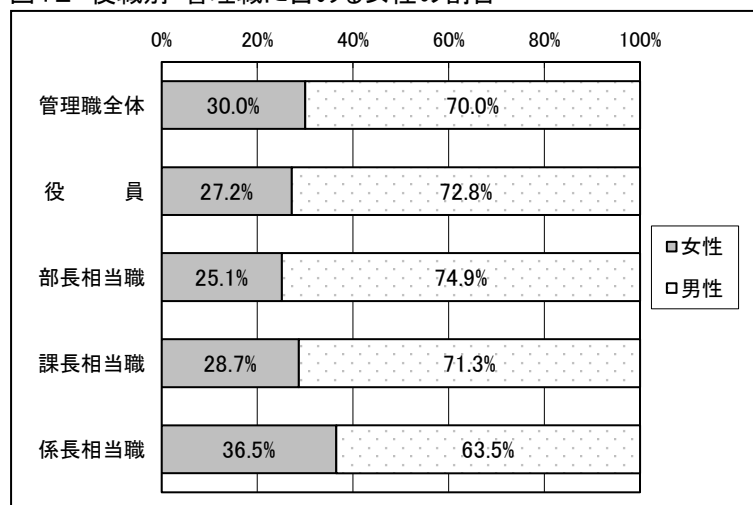


3. 管理職の配置状況（統計表Ⅱ－4）

① 管理職に占める女性の割合

管理職 3,144 人のうち女性は 942 人（30.0％）となっている。
役職別の女性管理職の割合は、「役員」（27.2％）、「部長相当職」（25.1％）、「課長相当職」（28.7％）、「係長相当職」（36.5％）となっている。（図 12）

図12 役職別・管理職に占める女性の割合



※ここでの「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断としています。
- ・係長相当職には主任クラスを含みます。

規模別でみると、「300 人以上」（42.7%）が最も多くなっている。（図 13）

産業別でみると、「医療、福祉」（52.8%）が最も多くなっており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」（46.4%）、「金融業、保険業」（41.1%）となっている。（図 14）

図 13 女性管理職の割合（規模別）

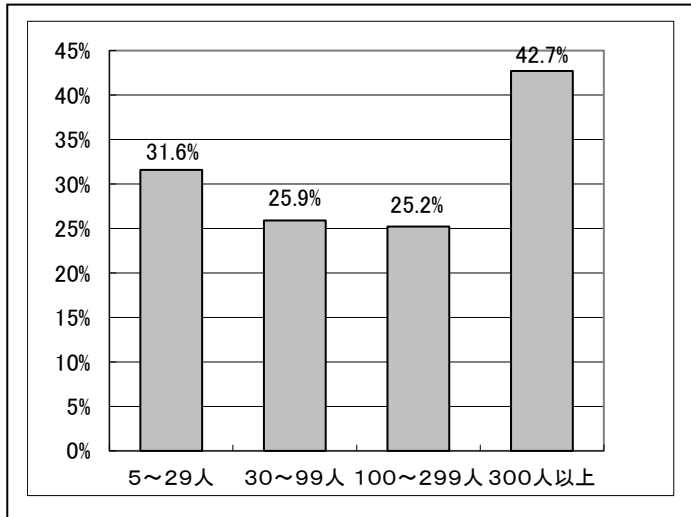
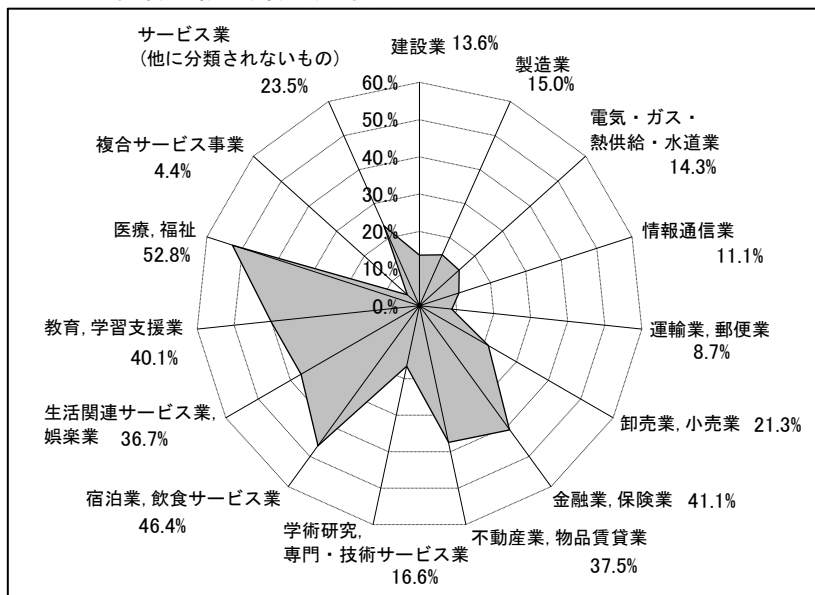


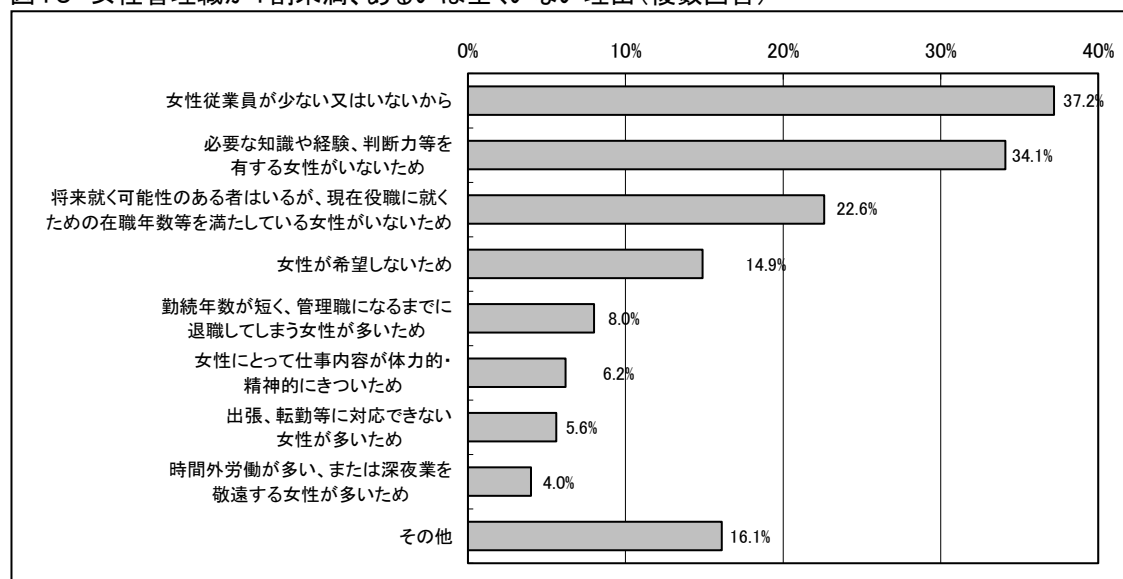
図 14 女性管理職の割合（産業別）



② 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由（複数回答）

回答事業所 676 事業所のうち、女性管理職が 1 割未満、あるいは全くいない管理区分があると回答した事業所は 323 事業所（47.8%）あり、その理由としては「女性従業員が少ない又はいないから」（37.2%）が最も多く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいなため」（34.1%）、「将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいなため」（22.6%）となっている。（図 15）

図15 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由（複数回答）



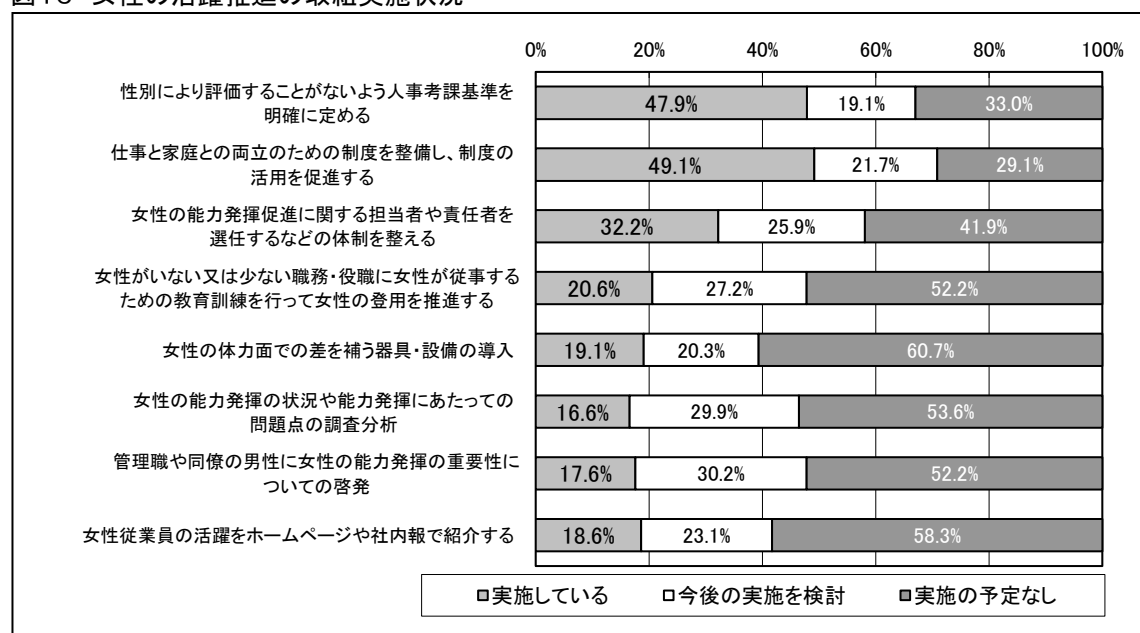
4. 女性の活躍の推進状況（統計表Ⅱ－5）

① 取組実施状況

女性の活躍推進のための取組について「実施している」と回答のあった項目では、「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」（49.1%）が最も多く、次いで、「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」（47.9%）、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する」（32.2%）となっている。

「今後の実施を検討する」と回答があった項目では、「管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性について啓発を行う」（30.2%）、「女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析」（29.9%）、「女性が少ない又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する」（27.2%）の割合が高くなっている。（図16）

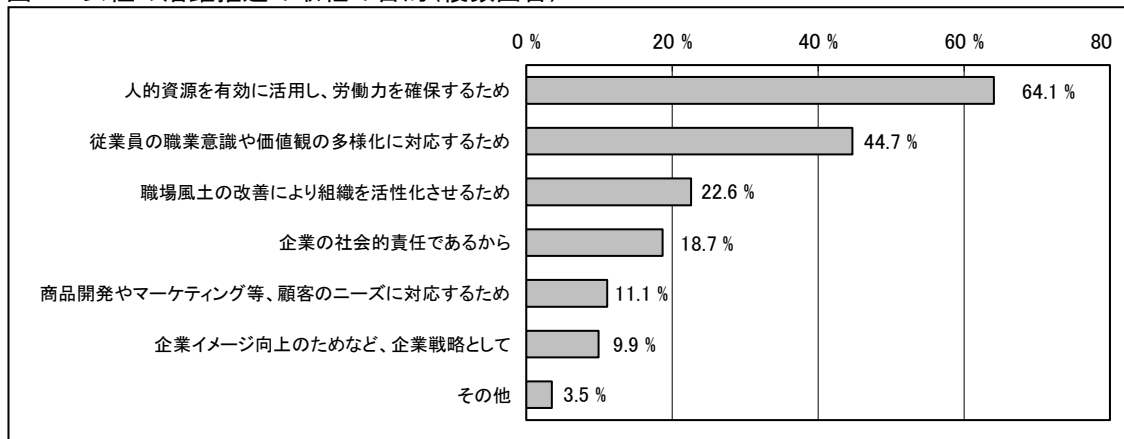
図16 女性の活躍推進の取組実施状況



② 取組の目的（複数回答）

女性の活躍推進の取組の目的は、「人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため」(64.1%) が最も多く、次いで「従業員の職場意識や価値観の多様化に対応するため」(44.7%) となっている。(図 17)

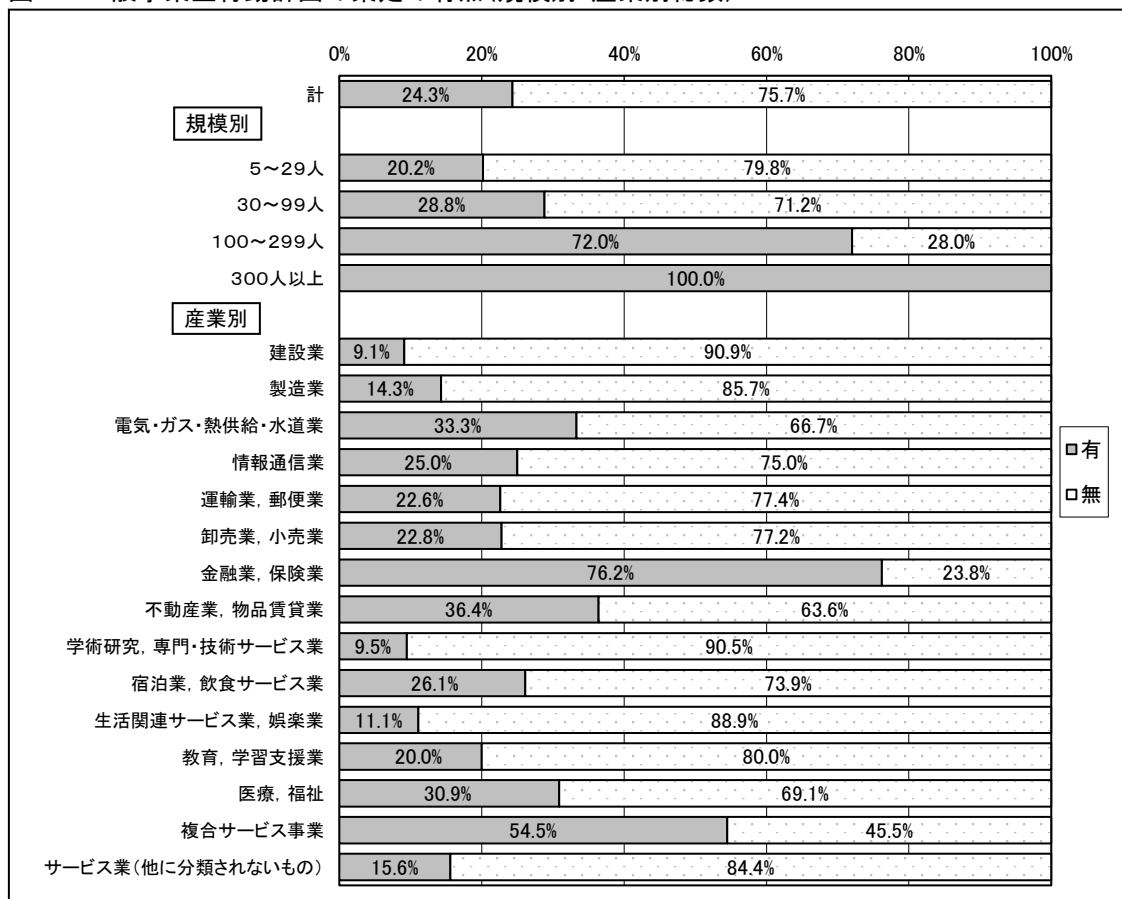
図17 女性の活躍推進の取組の目的(複数回答)



③ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の割合

一般事業主行動計画を策定していると回答した事業所の割合は24.3%となっている。業種別にみると、「金融業、保険業」(76.2%)が最も多く、次いで「複合サービス事業」(54.5%)、「不動産業、物品賃貸業」(36.4%)となっている。(図 18)

図18 一般事業主行動計画の策定の有無(規模別・産業別総数)

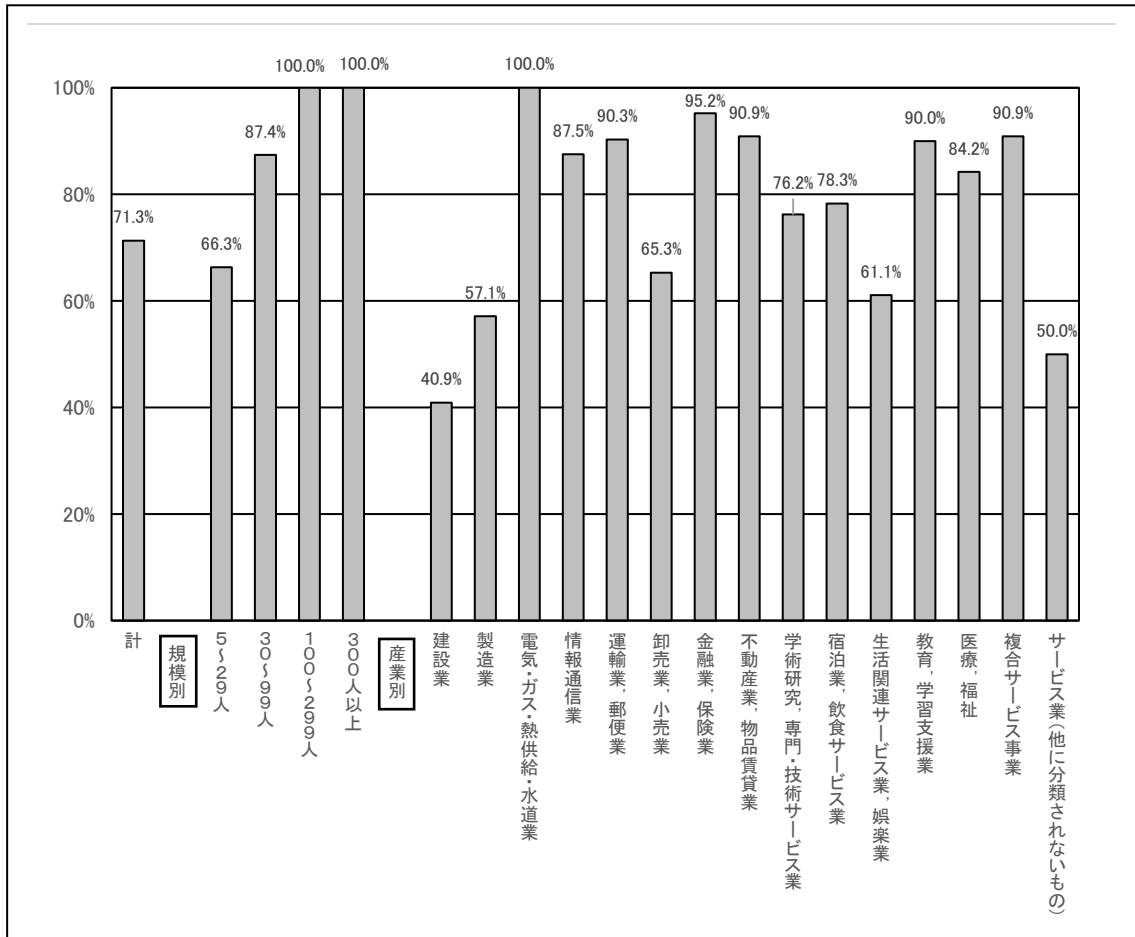


5. 職場におけるハラスメント防止対策（統計表Ⅱ－6）

① 取組状況

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は71.3%となっている。（図19）

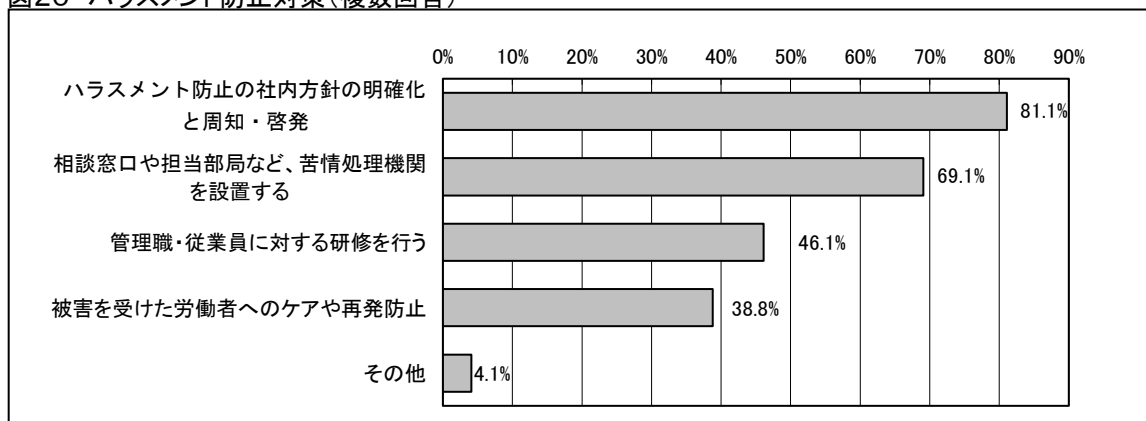
図19 ハラスメント防止取り組み状況（規模別・産業別総数）



② 取組内容（複数回答）

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発」（81.1%）が最も多く、次いで「相談窓口や担当部局など苦情処理機関を設置する」（69.1%）、「管理職・従業員に対する研修を行う」（46.1%）となっている。（図20）

図20 ハラスメント防止対策（複数回答）



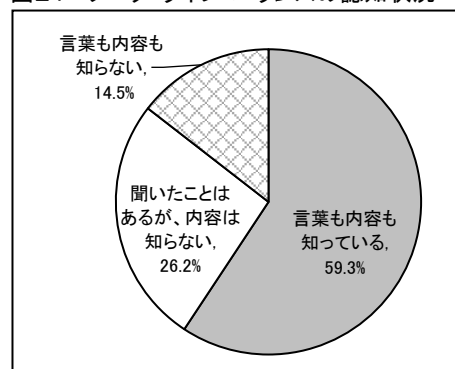
Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

1. ワーク・ライフ・バランス（統計表Ⅲ－７）

① 認知状況

ワーク・ライフ・バランスの認知状況については、「言葉も内容も知っている」（59.3％）が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」（26.2％）、「言葉も内容も知らない」（14.5％）となっている。（図 21）

図21 ワーク・ライフ・バランスの認知状況



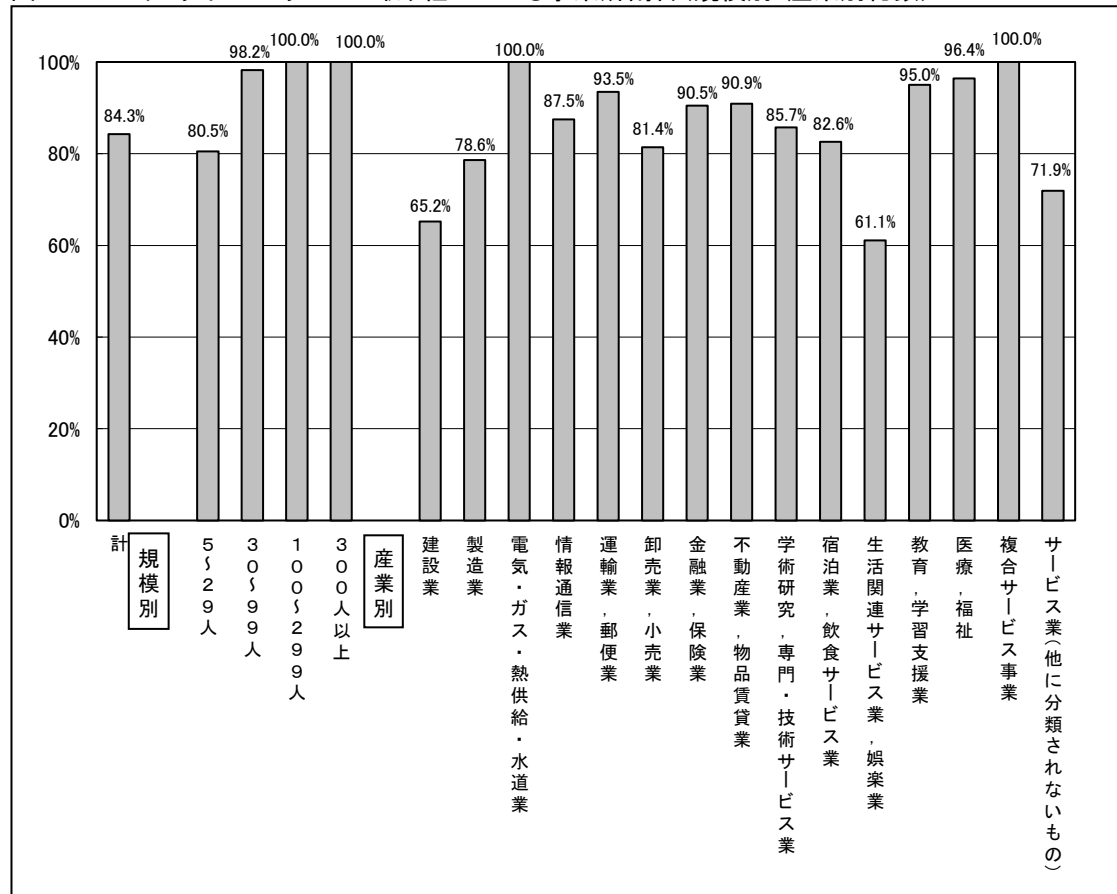
② 取組状況

ワーク・ライフ・バランスの取組状況をたずねたところ、「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、全体で 84.3％となっている。

規模別でみると、「100～299人」と「300人以上」の回答があったすべての事業所で「取り組んでいる」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」が 100％で最も多く、次いで「医療、福祉」（96.4％）、「教育、学習支援業」（95.0％）となっている。（図 22）

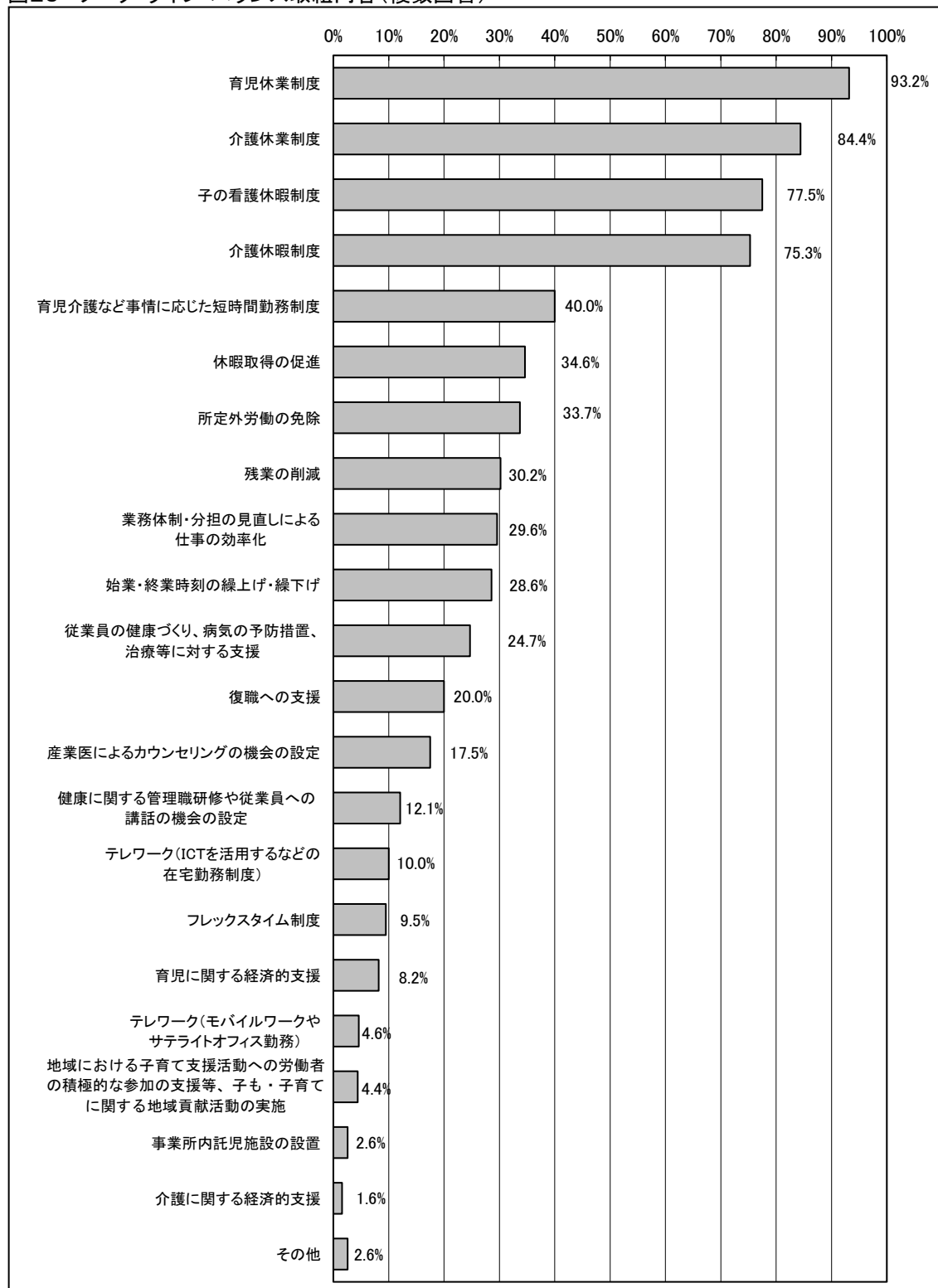
図22 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所割合（規模別・産業別総数）



③ 取組内容（複数回答）

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容をみると、「育児休業制度」(93.2%)、「介護休業制度」(84.4%)、「子の看護休暇制度」(77.5%)の順で高い割合となっている。(図23)

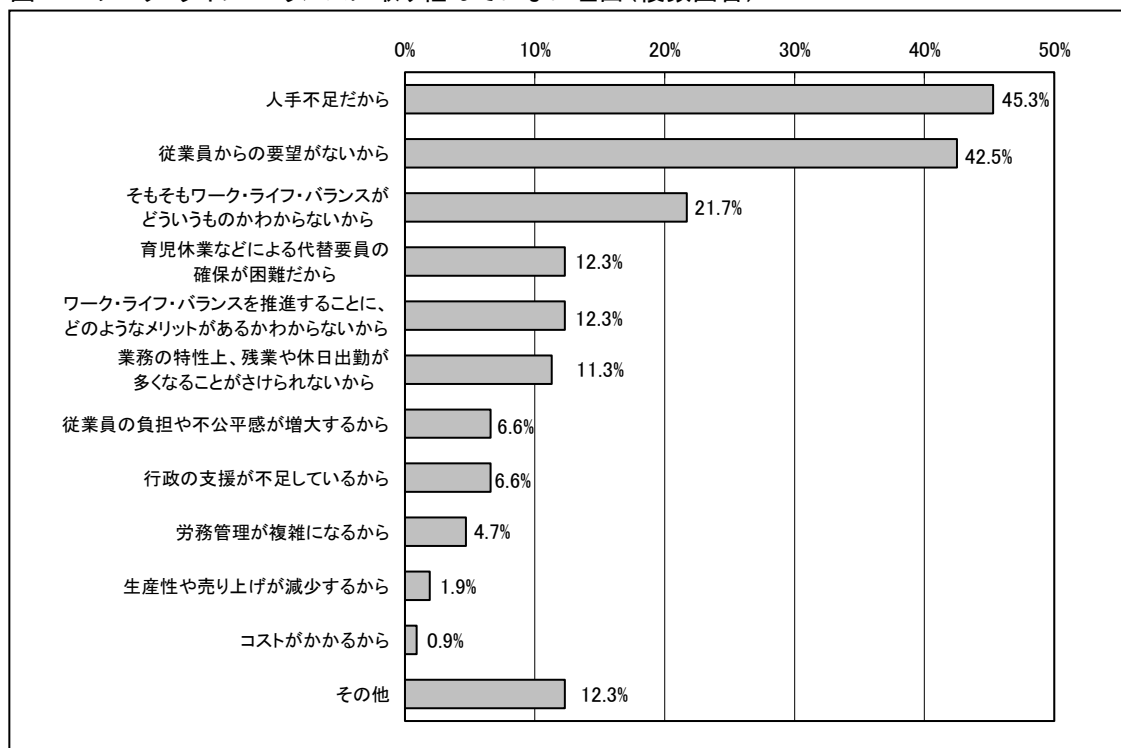
図23 ワーク・ライフ・バランス取組内容(複数回答)



④ 取り組んでいない理由（複数回答）

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいない」と回答のあった事業所の理由をみると、「人手不足だから」（45.3%）が最も多く、次いで「従業員からの要望がないから」（42.5%）、「そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから」（21.7%）となっている。（図 24）

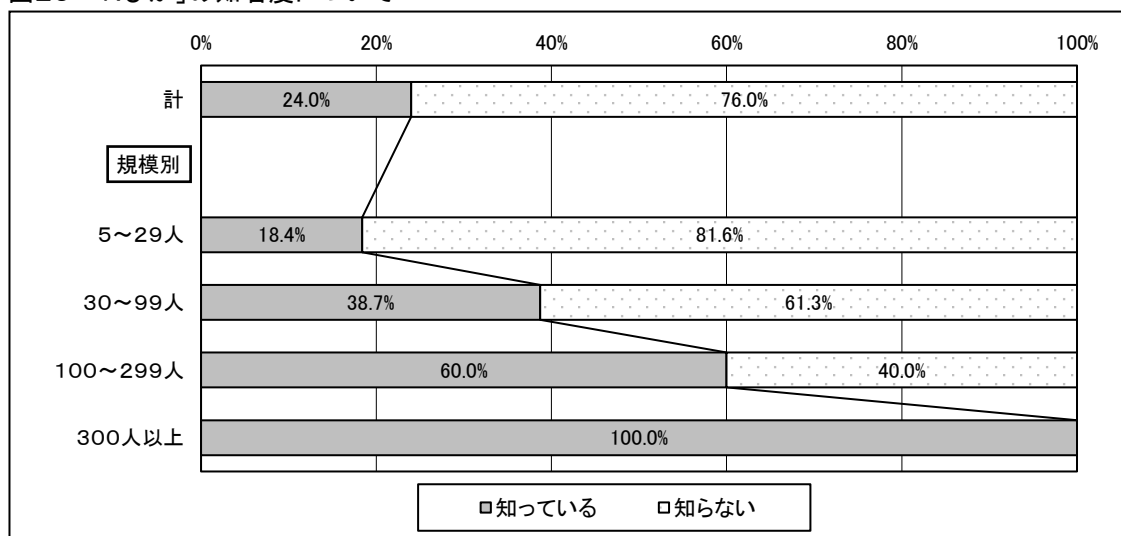
図24 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない理由（複数回答）



⑤ 「Nぴか」（長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度）の知名度

「Nぴか」（長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度）を「知っている」と回答した事業所が 24.0%、「知らない」と回答した事業所が 76.0%であった。（図 25）

図25 「Nぴか」の知名度について



IV. 労働時間

1. 年次有給休暇（統計表Ⅳ－8）

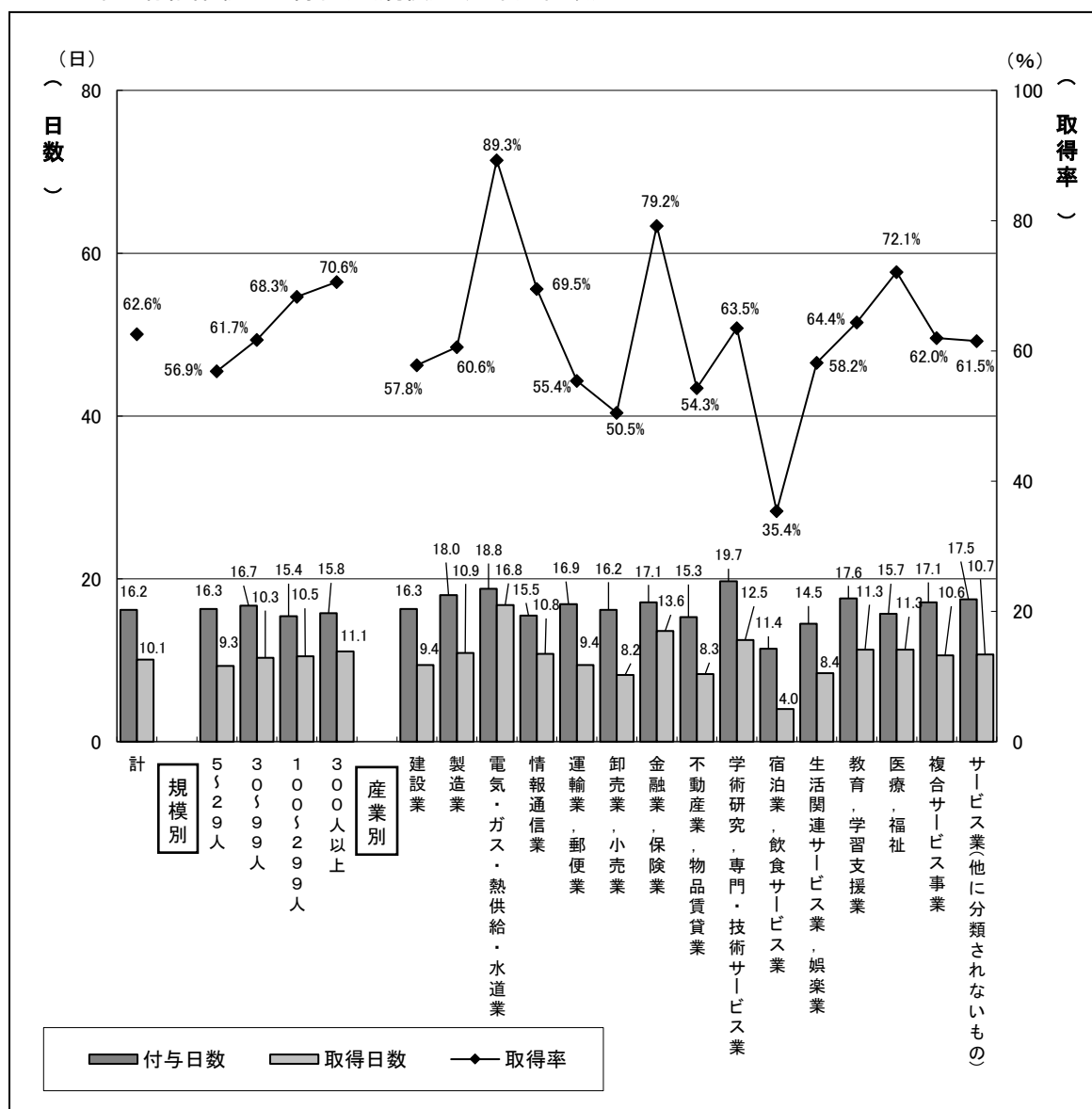
① 取得状況

回答のあった事業所が1年間に付与した年次有給休暇の日数は、労働者1人平均16.2日で、そのうち取得日数は10.1日、取得率は62.6%となっている。

取得率を規模別でみると、「300人以上」の事業所が70.6%と最も高く、「5～29人」の事業所が56.9%と最も低くなっており、規模別による差が見られた。

産業別でみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（89.3%）が最も高く、次いで「金融業、保険業」が79.2%となっている。（図26）

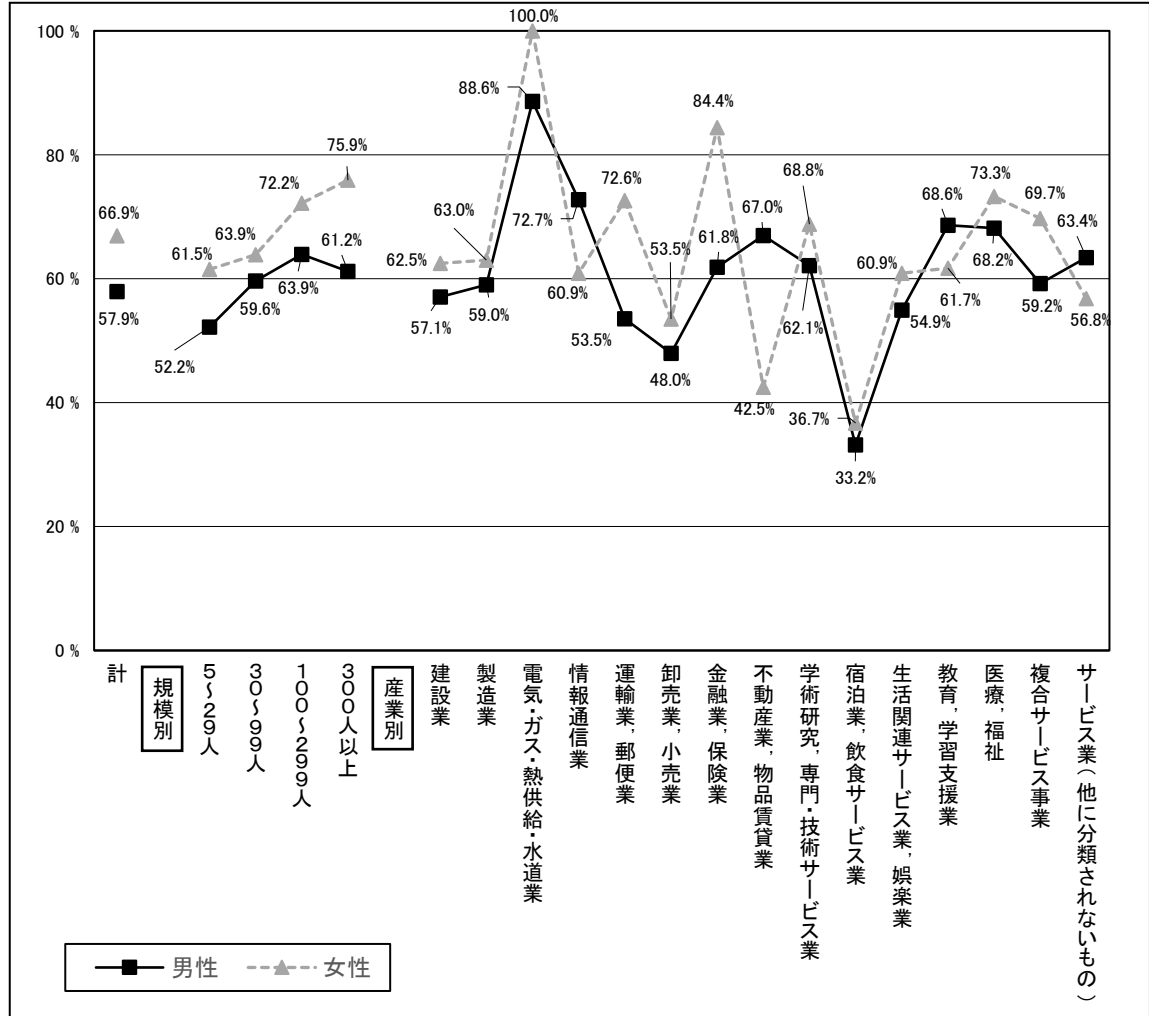
図26 年次有給休暇の取得状況（規模別・産業別総数）



年次有給休暇の取得率を男女別にみると、規模別では、すべての規模で女性の取得率が男性の取得率よりも高くなっている。

産業別では、「不動産業、物品賃貸業」において、男女の取得率に最も大きな差がみられた。(図 27)

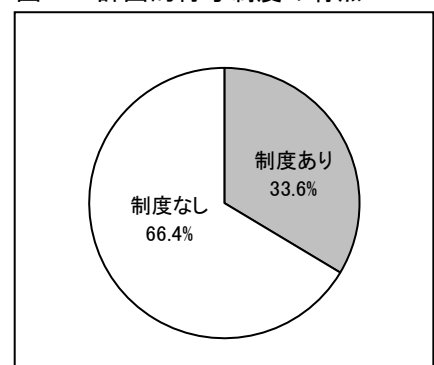
図27 年次有給休暇の男女別取得率(規模別・産業別総数)



② 計画的付与制度

年次有給休暇を計画的に付与する制度について「制度あり」と回答した事業所は33.6%で、「制度なし」は66.4%となっている。(図 28)

図28 計画的付与制度の有無



③ 半日または時間単位での取得

年次有給休暇の半日または時間単位での取得について「取得できる」と回答した事業所は76.9%、「取得できない」と回答した事業所は23.1%となっている。(図29)

「取得できる」と回答した事業所における半日または時間単位で取得可能な日数は「10日以上」が70.1%と最も多くなっている。(図30)

図29 半日または時間単位での取得制度の有無

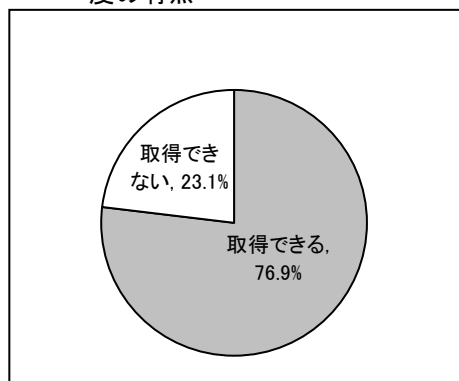
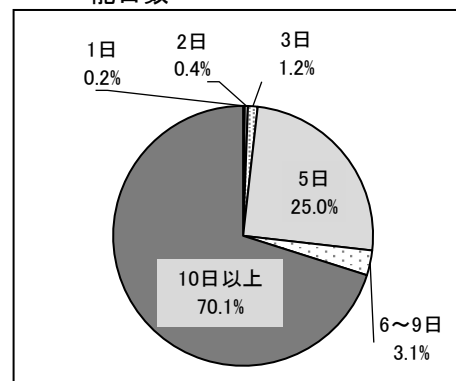


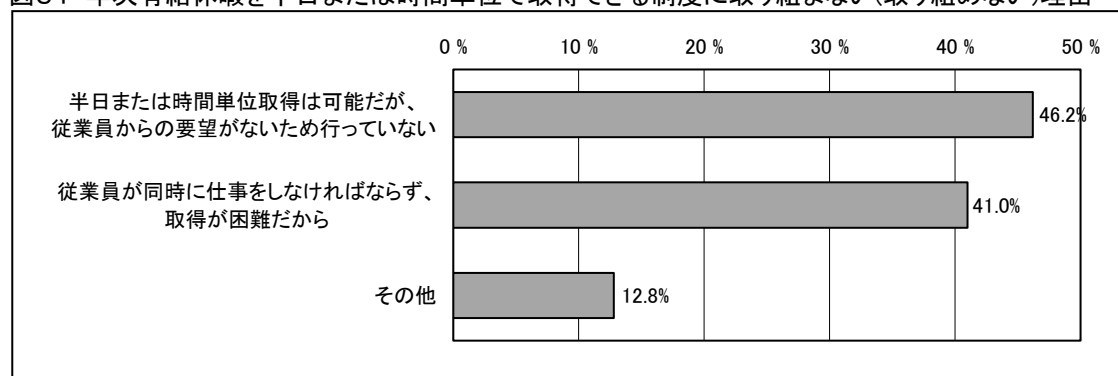
図30 半日または時間単位での取得可能日数



③-1 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない理由

年次有給休暇を半日または時間単位で取得できないと回答した事業所のうち、制度に取り組まない（取り組めない）理由として、「半日または時間単位取得は可能だが、従業員からの要望がないため行っていない」が46.2%と最も多かった。(図31)

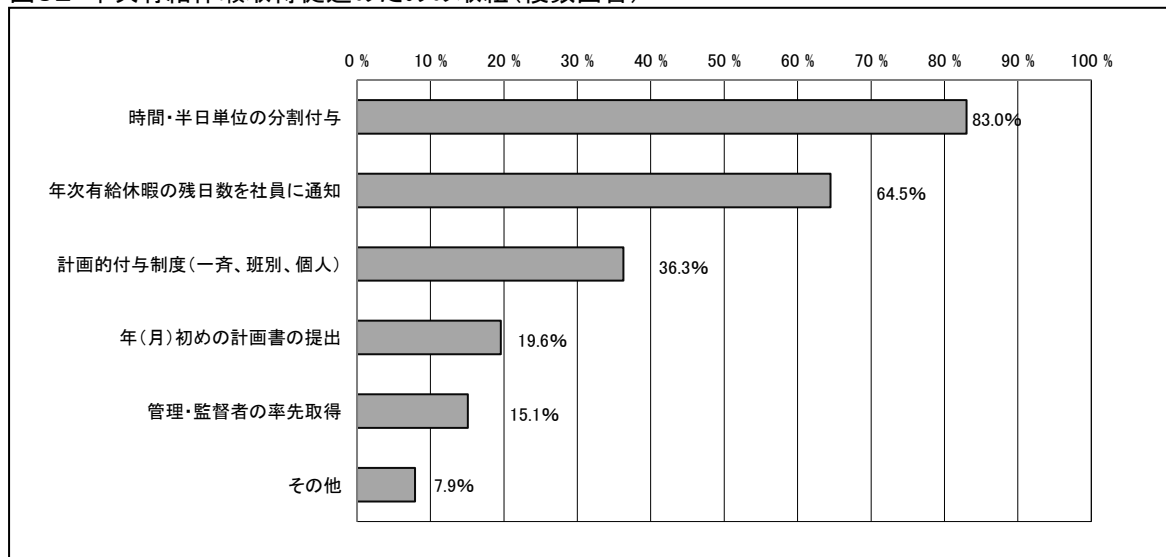
図31 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない(取り組めない)理由



④ 年次有給休暇取得促進のための取組

回答事業所 676 事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していると回答した事業所は 623 事業所 (92.2%) で、取組内容を見ると、「時間・半日単位の分割付与」(83.0%) が最も多く、次いで「年次有給休暇の残日数を社員に通知」(64.5%) となっている。(図 32)

図32 年次有給休暇取得促進のための取組(複数回答)



2. 週休制 (統計表Ⅳ－9)

① 週休制の形態

主な週休制^{※)}の事業所割合をみると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」(28.4%)と「完全週休2日制」(46.0%)を合わせた「何らかの週休2日制」を採用している事業所割合は 74.4%となっている。(図 33)

適用労働者割合でみると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」(30.6%)と「完全週休2日制」(47.5%)を合わせた「何らかの週休2日制」を適用している労働者割合が 78.1%となっている。(図 34)

※)「主な週休制」とは、事業所において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

図33 主な週休制の事業所割合

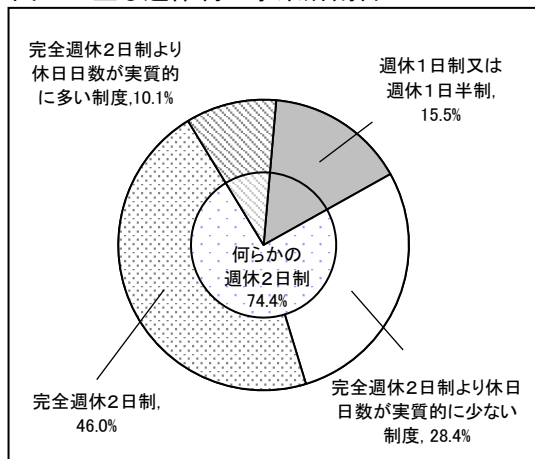
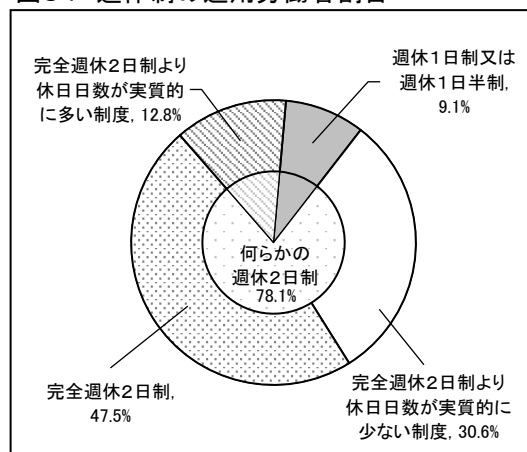


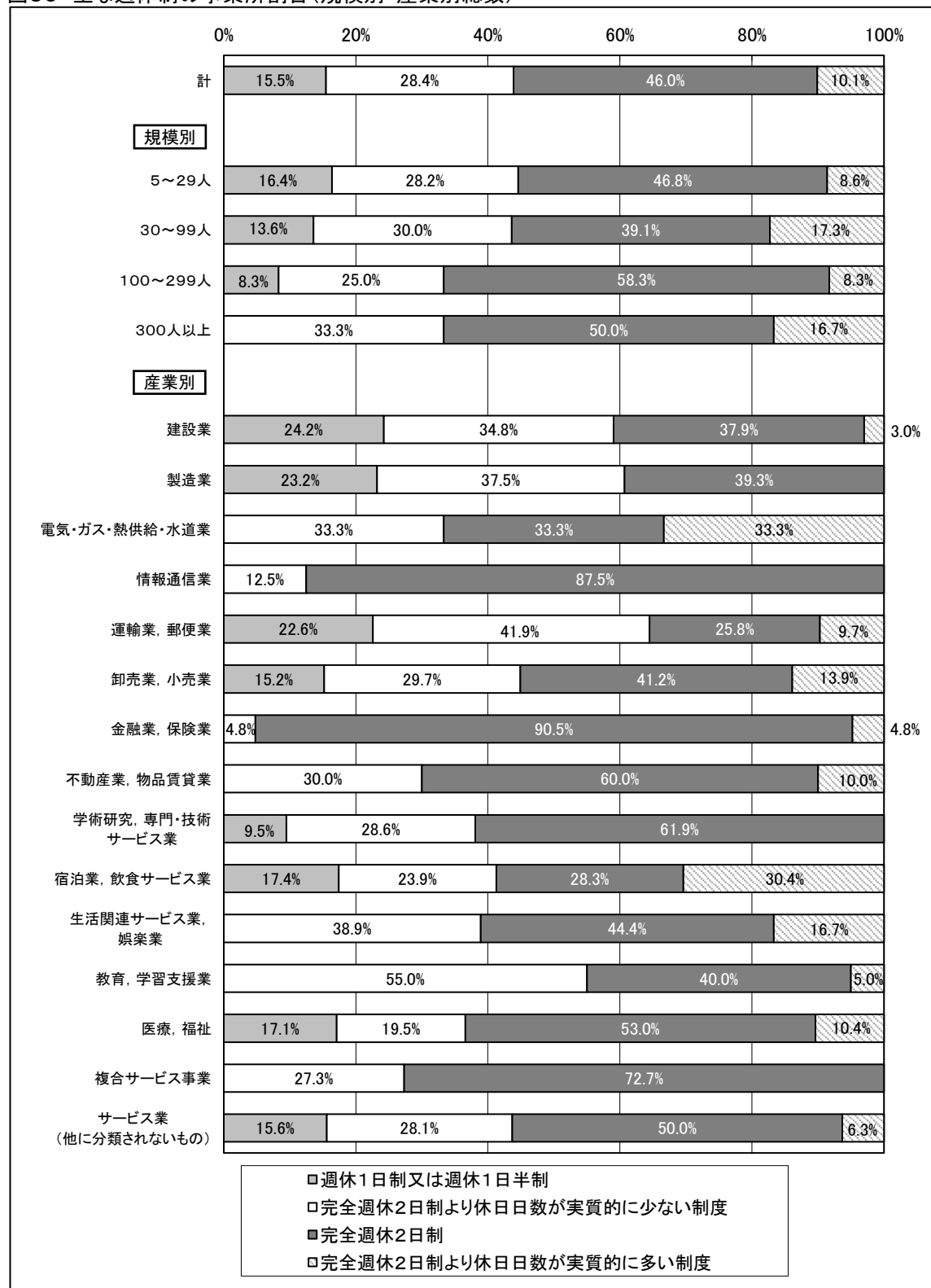
図34 週休制の適用労働者割合



「完全週休2日制」を採用しているまたは「完全週休2日制より多い」を採用している事業所について、規模別にみると、「100～299人」及び「300人以上」の事業所が66.7%と最も多くなっている。

産業別では、「金融業、保険業」（90.5%）、次いで「情報通信業」（87.5%）となっている。（図35）

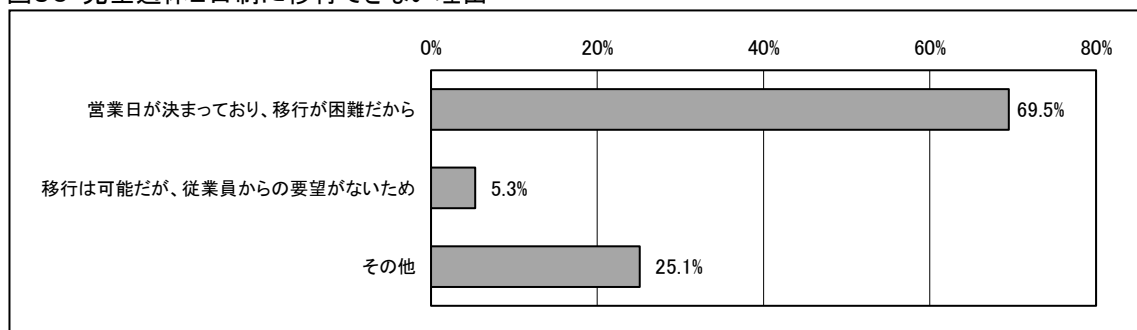
図35 主な週休制の事業所割合（規模別・産業別総数）



② 完全週休２日制に移行できない理由

「週休１日制又は週休１日半制」または「完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度」の形態をとっている事業所の「完全週休２日制」に移行できない理由は、「営業日が決まっており、移行が困難だから」という回答が 69.5%と最も多かった。（図 36）

図36 完全週休2日制に移行できない理由

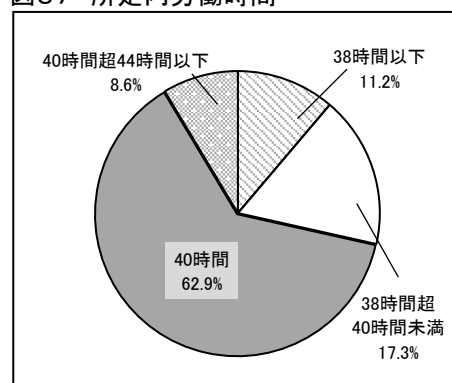


3. 労働時間（統計表Ⅳ－１０）

① 所定内労働時間について

回答のあった事業所における１週間の所定労働時間は、「40 時間」が 62.9%と最も多く、次いで、「38 時間超 40 時間未満」が 17.3%であった。（図 37）

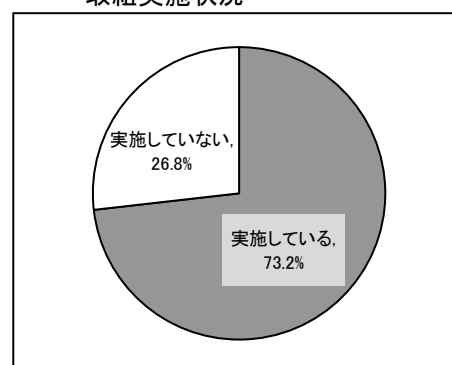
図37 所定内労働時間



② 所定内労働時間短縮のための取組実施状況

所定内労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した事業所は、495 事業所で全体の 73.2%となっている。（図 38）

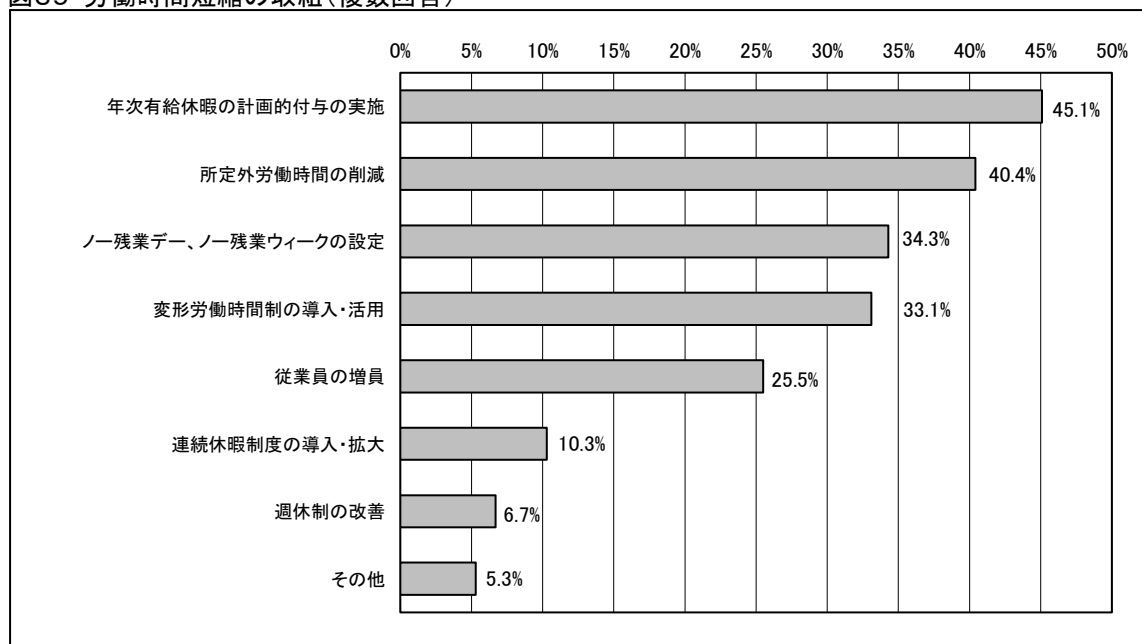
図38 所定内労働時間短縮のための取組実施状況



③ 労働時間短縮のための取組内容（複数回答）

労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した 495 事業所で、労働時間短縮のために最も実施されている取組は、「年次有給休暇の計画的付与の実施」（45.1%）で、次いで「所定外労働時間の削減」（40.4%）、「ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定」（34.3%）となっている。（図 39）

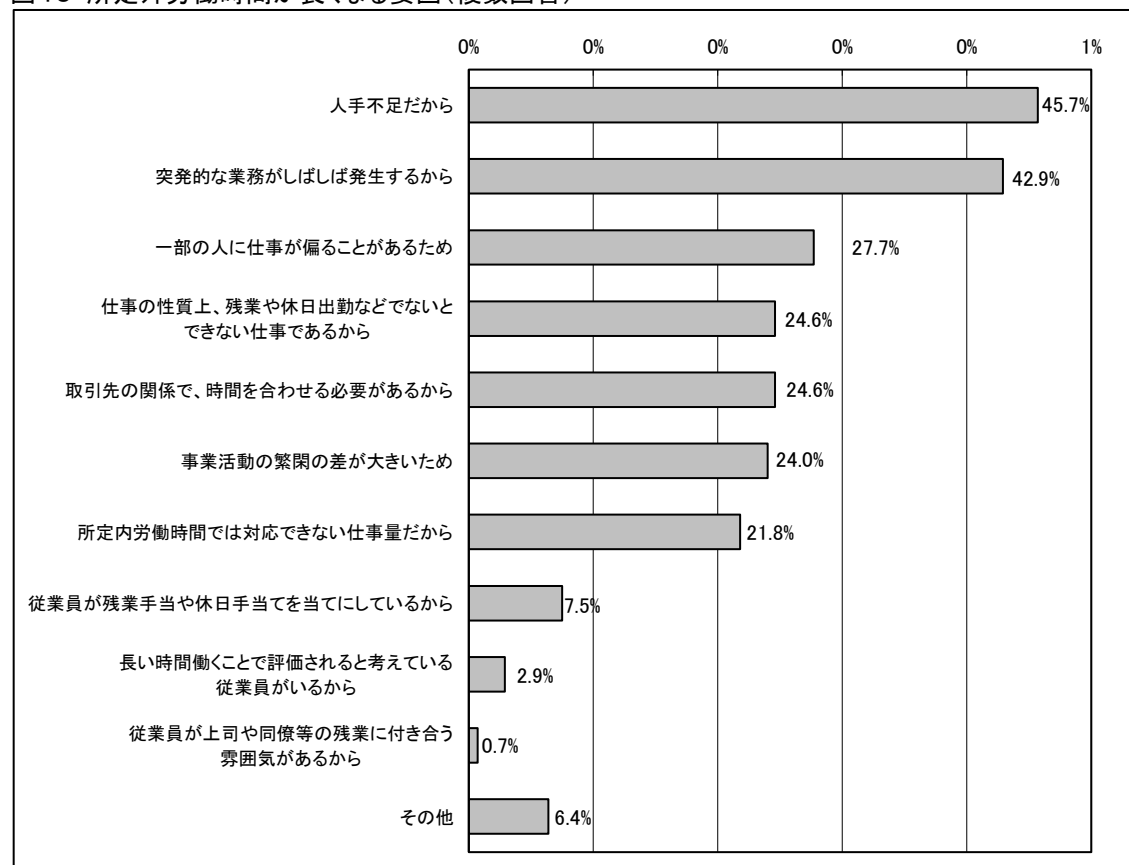
図39 労働時間短縮の取組(複数回答)



④ 所定外労働時間が長くなる要因(複数回答)

所定外労働時間が長くなる要因は、「人手不足だから」(45.7%)が最も多く、次いで「突発的な業務がしばしば発生するから」(42.9%)、「一部の人に仕事が偏ることがあるため」(27.7%)となっている。(図40)

図40 所定外労働時間が長くなる要因(複数回答)



V. 育児休業制度・子の看護休暇制度

1. 育児休業制度（統計表V-11）

① 規定の有無

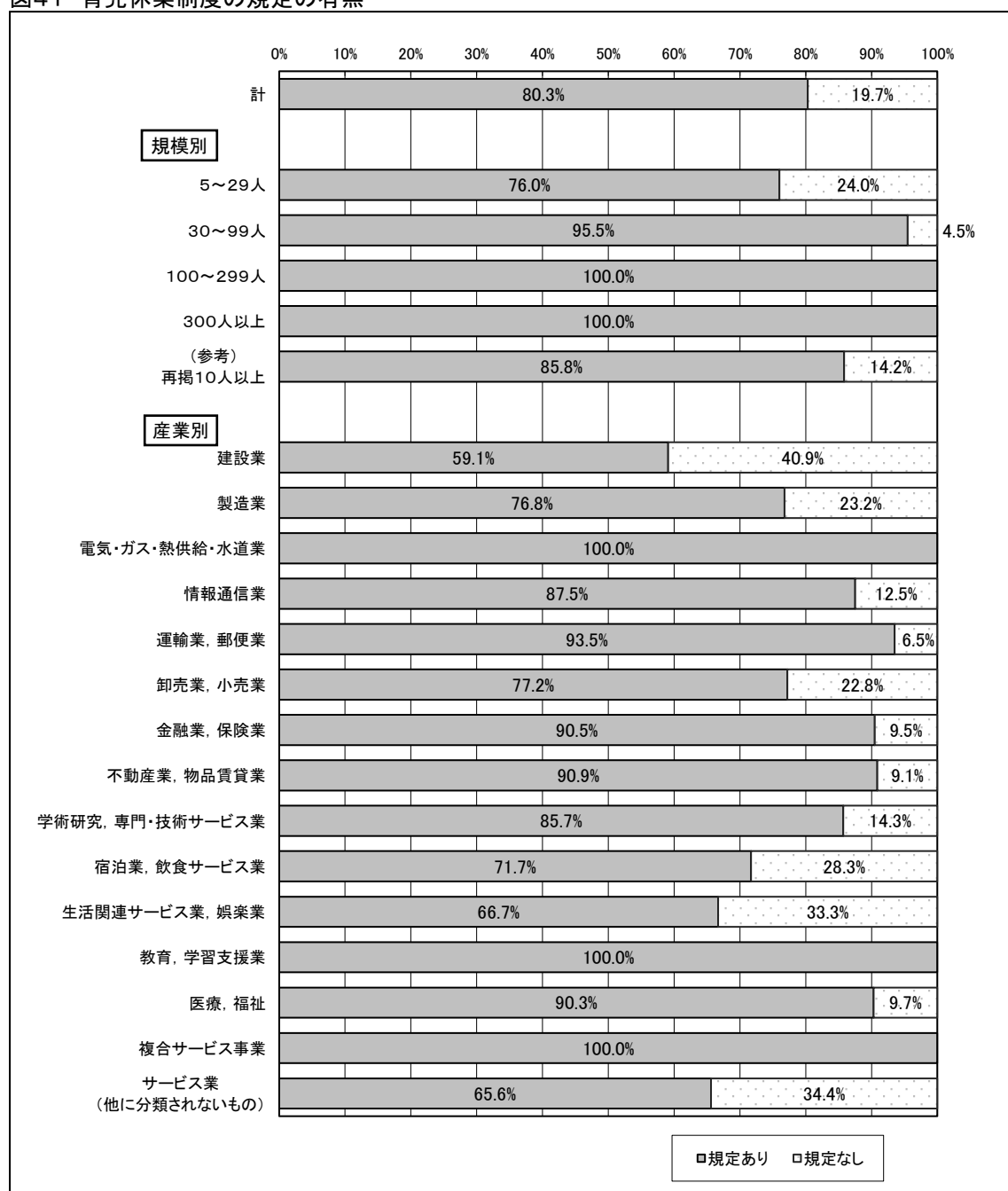
育児休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所の割合は80.3%であった。

規模別でみると、事業所の規模が大きくなるにつれて育児休業にかかる規定が整えられ、「100～299人」、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」のすべての事業所では「規定あり」（100%）となっており、次いで「運輸業、郵便業」（93.5%）、「不動産業、物品賃貸業」（90.9%）となっている。

（図41）

図41 育児休業制度の規定の有無

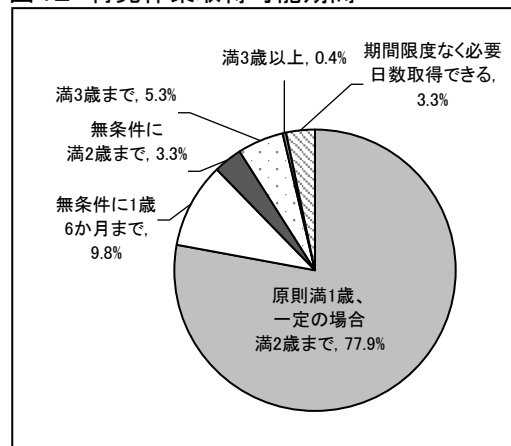


② 取得可能期間

育児休業の「規定あり」と回答した事業所のうち、取得することができる期間は、「原則満1歳、一定の場合2歳まで」が77.9%と最も多くなっている。(図42)

※育児休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで（両親とも取得の場合は子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）、最長で子が2歳に達するまで育児休業をすることができる制度です。

図42 育児休業取得可能期間



2. 育児休業の利用状況（統計表V－12）

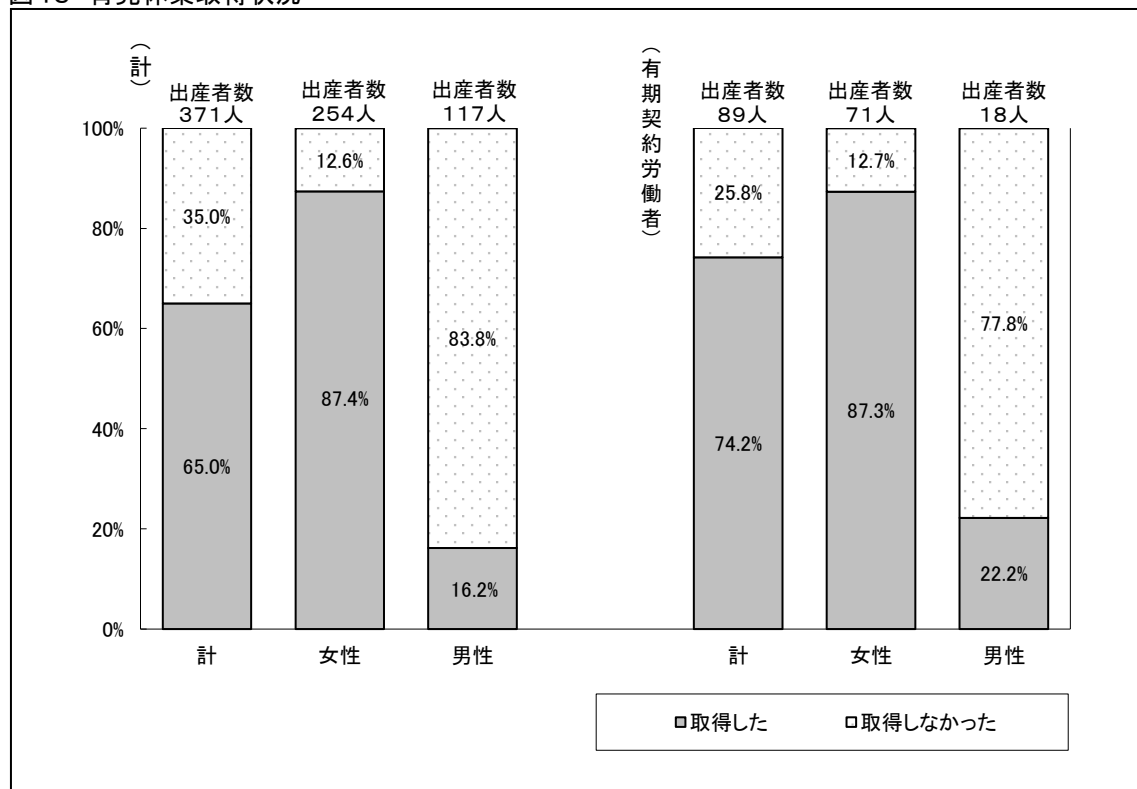
① 取得率

回答事業所において、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの間の出産者数（男性の場合は、配偶者が出産した者の数）は371人で、うち令和5年6月30日までに育児休業を開始した者（調査時点で育児休業開始予定の申出をしているものを含む）は241人（取得率65.0%）となっている。

このうち女性は出産者数254人、育児休業取得者数222人（取得率87.4%）、男性は配偶者の出産者数117人、育児休業取得者数19人（取得率16.2%）となっている。

育児休業を開始した者のうち、有期契約労働者における育児休業取得率は、全体で74.2%となっており、そのうち女性は87.3%、男性は22.2%であった。(図43)

図43 育児休業取得状況



② 取得期間

①で育児休業を取得した者の取得期間は、女性では「6か月～1年未満」(48.0%)が最も多く、次いで「1年～1年半未満」(40.4%)となっている。(図44)

男性では取得者が延べ19人で、取得期間別人数は、「1週間未満」、「1週間～1か月未満」が7人、「1か月～3か月未満」が4人、「3か月～6か月未満」が1人だった。(図45)

図44 育児休業の取得期間(女性)

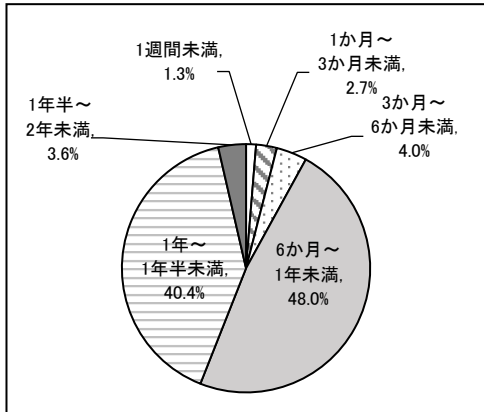
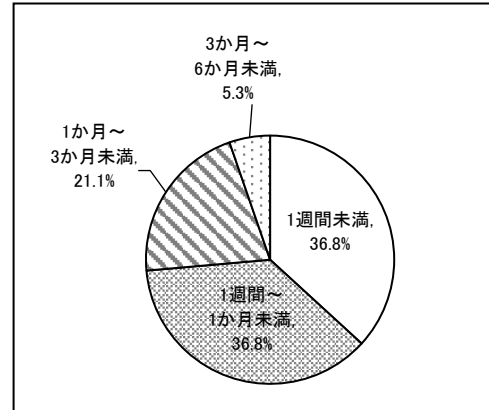


図45 育児休業の取得期間(男性)



③ 育児休業時及び復職時の対応

育児休業が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(56.7%)が最も多く、次いで「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」(16.4%)となっている。(図46)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(93.3%)が最も多くなっている。(図47)

図46 育児休業時の対応

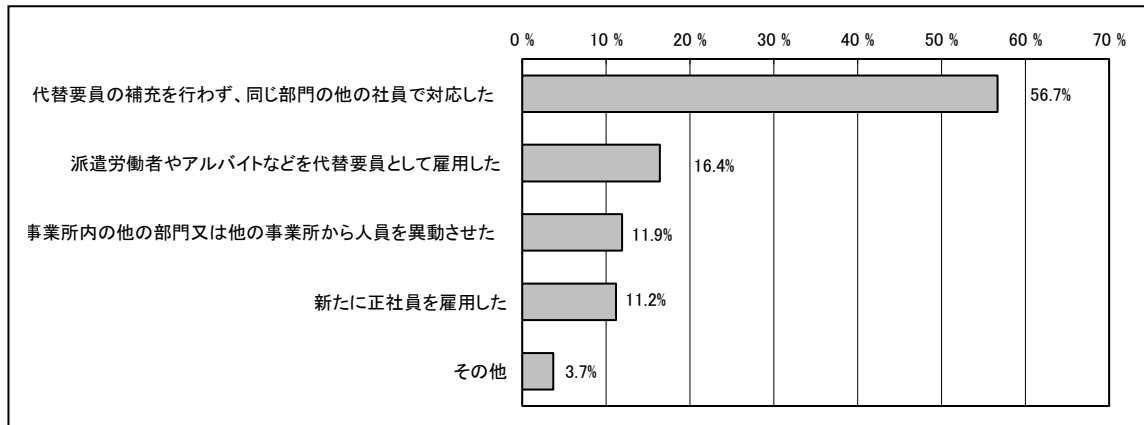
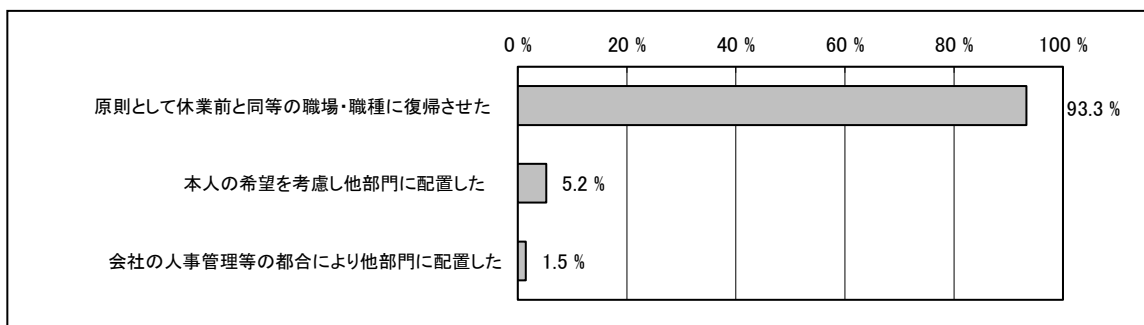


図47 復職時の対応



3. 男性の育児休業取得について（統計表Ⅴ－１３）

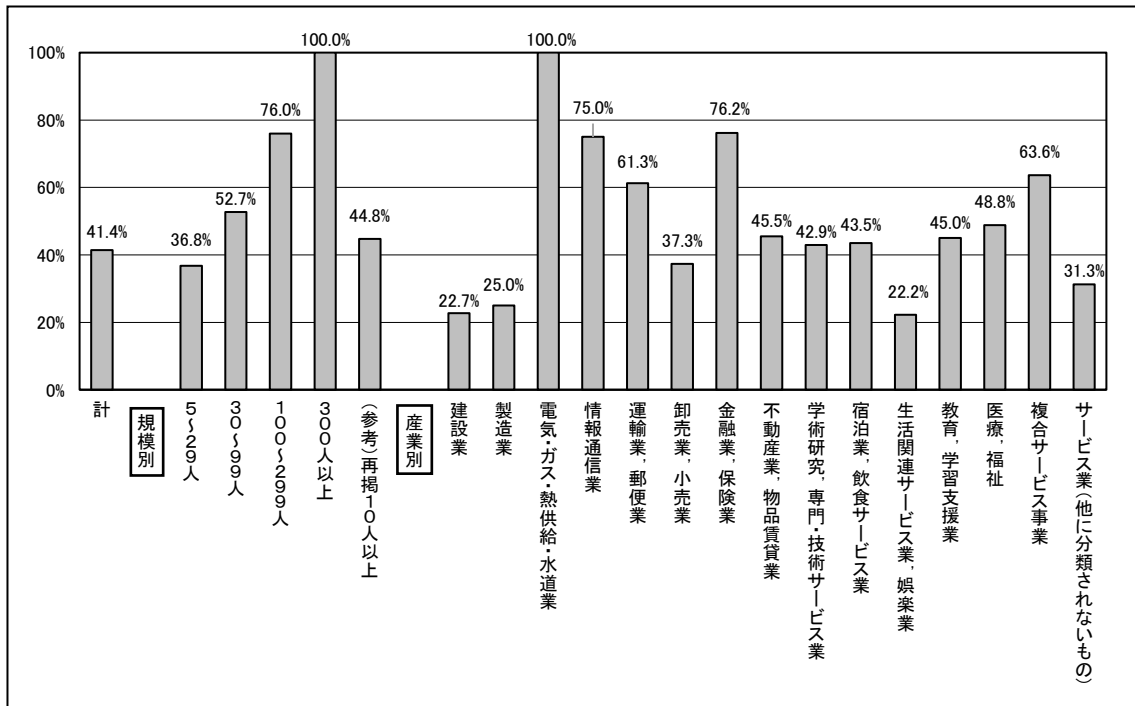
① 取組状況

男性の育児休業取得の取組状況を「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、全体で41.4%となっている。

規模別では、「300人以上」の事業所がすべて「取り組んでいる」となっている。

産業別でみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（100%）が最も多く、次いで「金融業、保険業」（76.2%）、「情報通信業」（75.0%）、となっている。（図48）

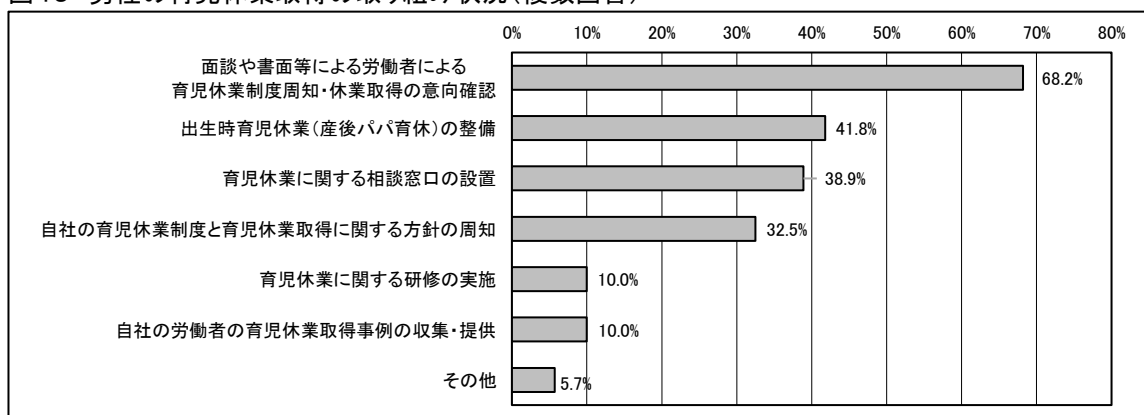
図48 男性の育児休業事業所割合（規模別・産業別総数）



② 男性の育児休業取得促進の取組内容

男性の育児休業取得の取組内容は、「面談書面による労働者による育児休業制度周知・休業取得の意向確認」（68.2%）が最も多く、次いで「出生時育児休業（産後パパ育休）の整備」（41.8%）、「育児休業に関する相談窓口の設置」（38.9%）となっている。（図49）

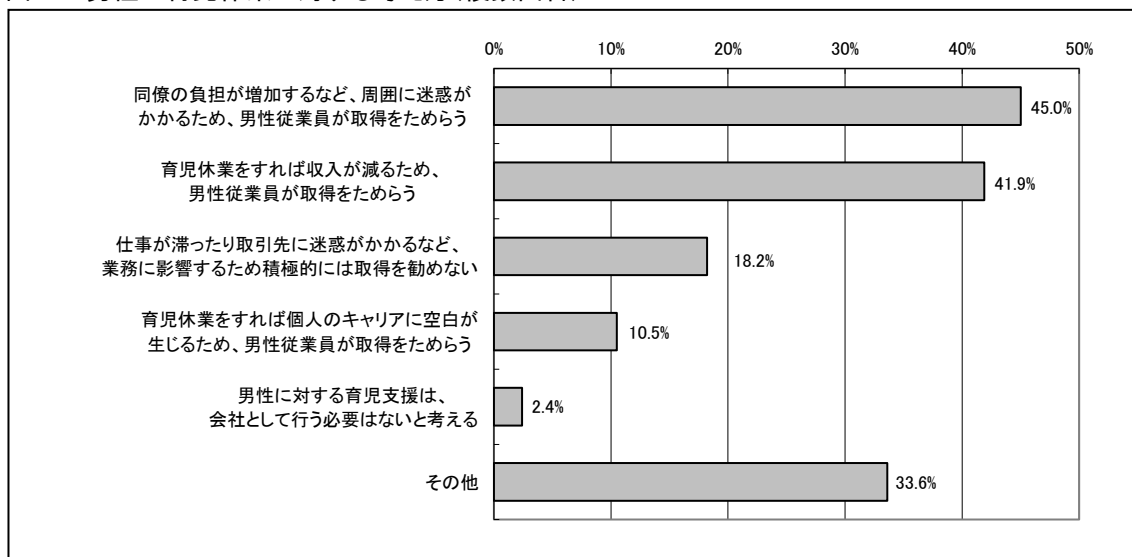
図49 男性の育児休業取得の取り組み状況（複数回答）



③ 男性の育児休業に対する考え方

男性の育児休業に対する事業所の状況や考え方については、「同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう」(45.0%)、次いで「育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう」(41.9%)の割合が高くなっている。(図 50)

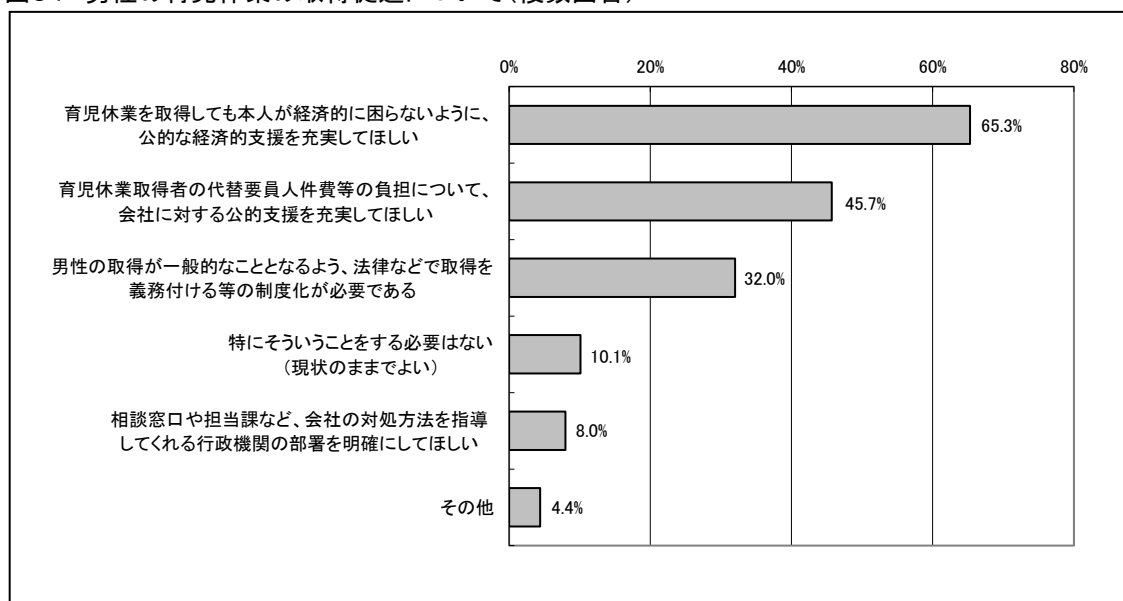
図50 男性の育児休業に対する考え方(複数回答)



④ 取得促進について

男性の育児休業の取得促進についての考え方として、「育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい」(65.3%)が最も多く、次いで「育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援を充実してほしい」(45.7%)となっている。(図 51)

図51 男性の育児休業の取得促進について(複数回答)



4. 子の看護休暇制度（統計表Ⅴ－１１）

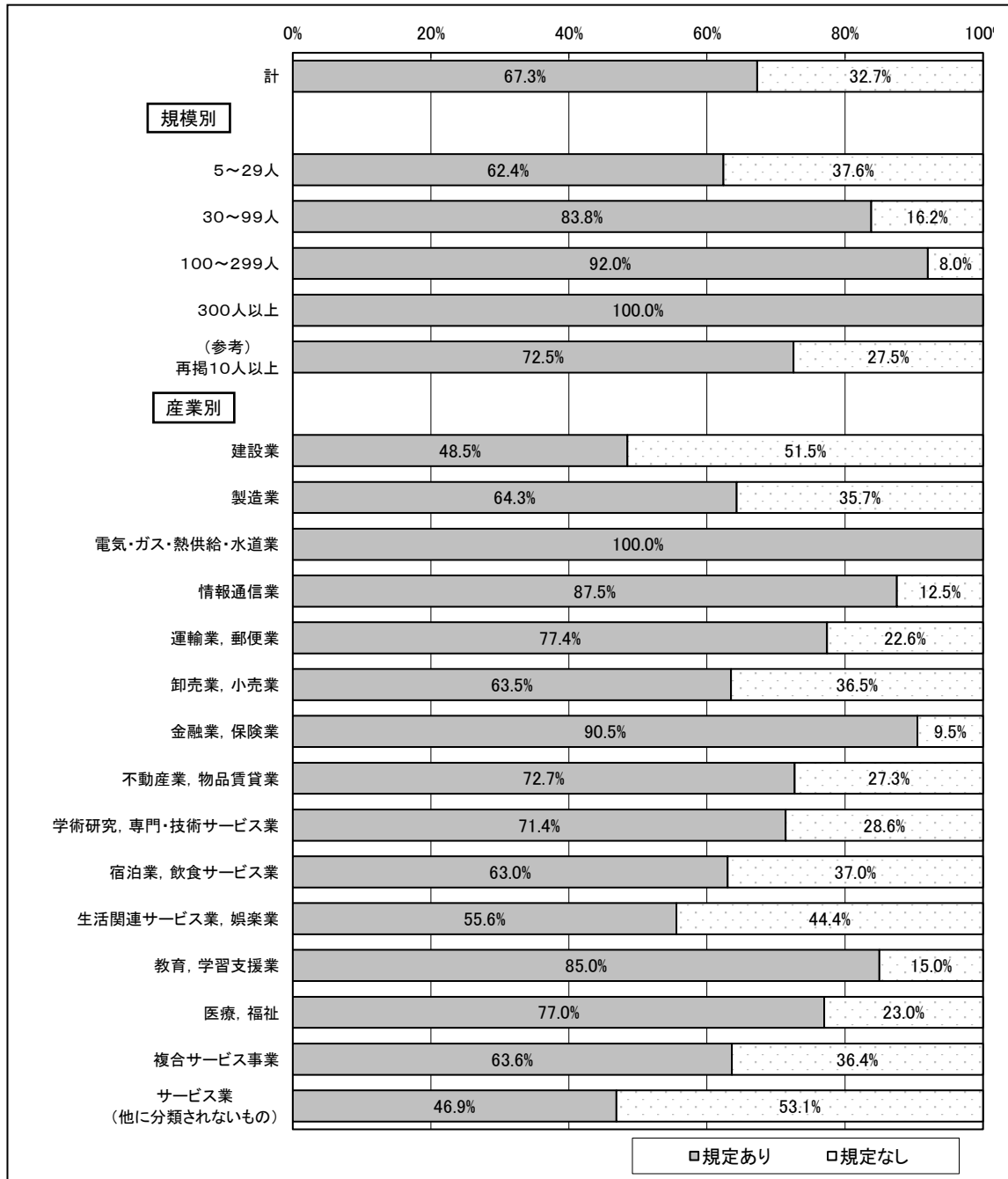
① 規定の有無

子の看護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の67.3%となっている。

規模別にみると、「300人以上」の事業所では100%となっている一方、「5～29人」の事業所では（62.4%）と最も低くなっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（100%）が最も多く、次いで「金融業・保険業」（90.5%）となっている。（図52）

図52 子の看護休暇制度の規定の有無（規模別・産業別総数）



② 取得日数の限度等

子の看護休暇制度について「規定あり」と回答した事業所における取得可能日数の限度は「5日まで（2人以上は10日まで）」（93.0%）、取得可能な子の年齢は「小学校就学前」（88.4%）と、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。（図53、54）

また、時間単位の取得が「できる」と回答した事業所は69.0%、半日単位の取得が「できる」と回答した事業所は77.8%となっている。（図55、56）

図53 取得日数限度

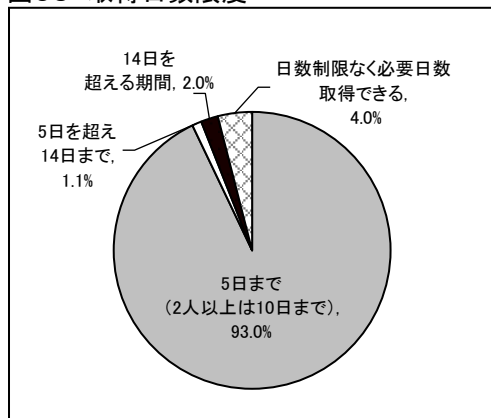


図54 利用可能な子の年齢

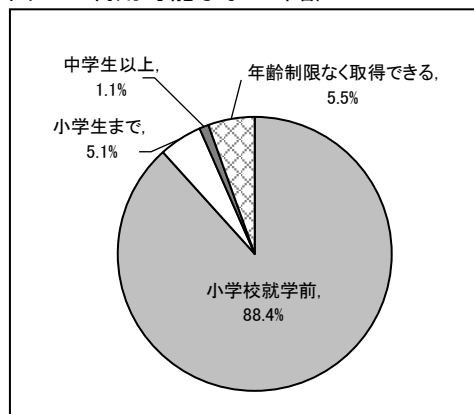


図55 時間単位の取得

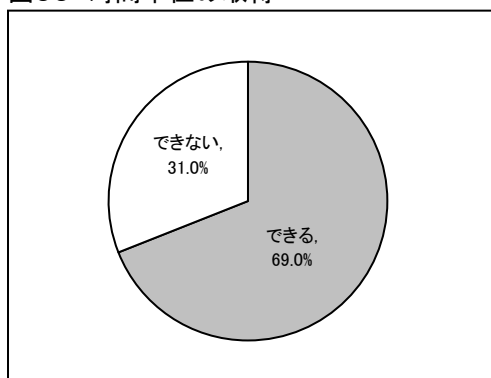
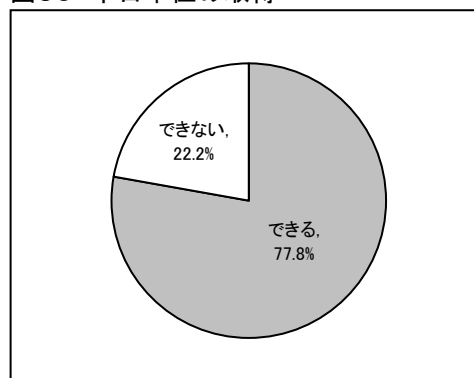


図56 半日単位の取得



VI. 介護休業制度・介護休暇制度

1. 介護休業制度（統計表Ⅵ－１４）

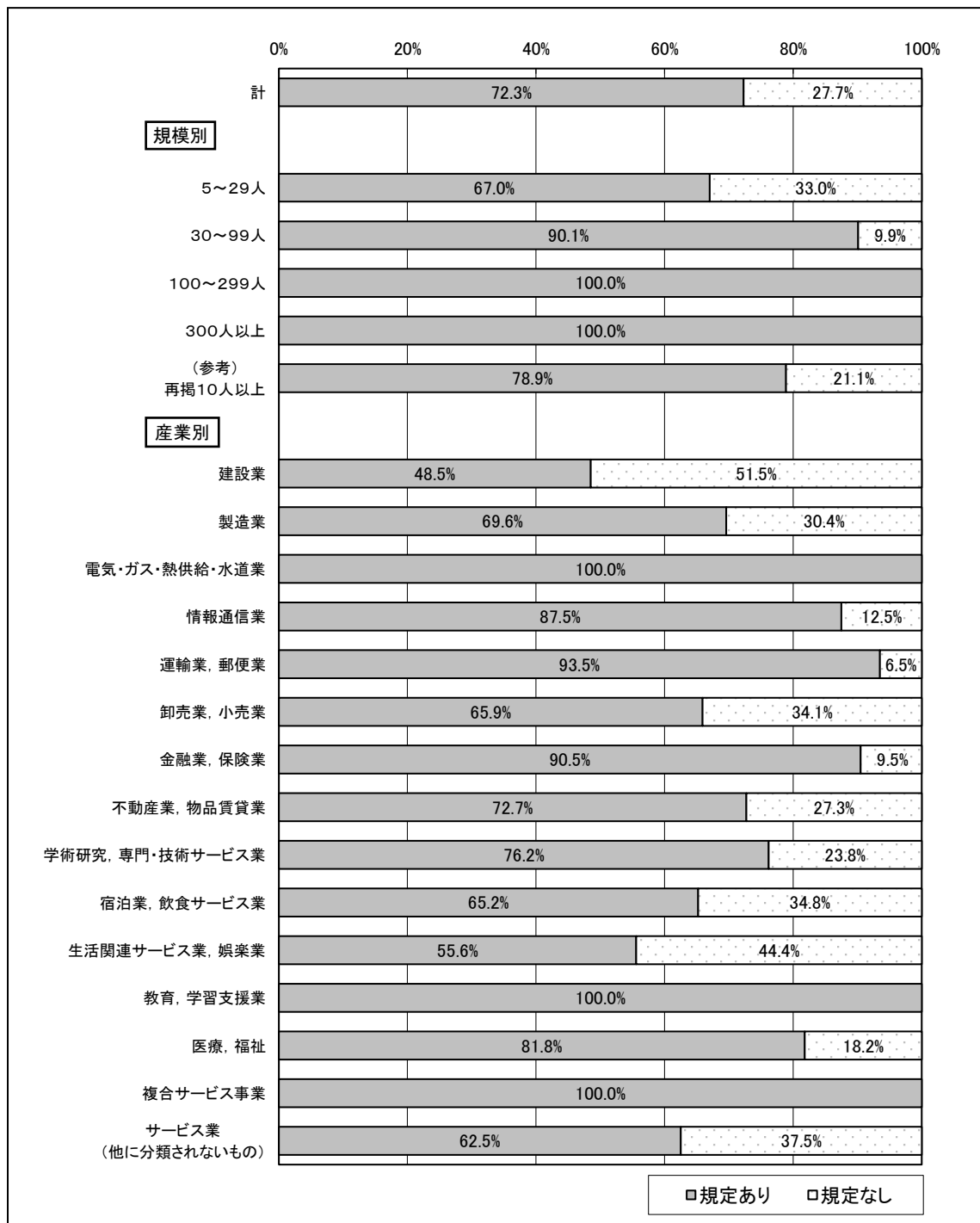
① 規定の有無

介護休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は72.3%となっている。

規模別でみると、「100人～299人」「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっており、次いで「30～99人」（90.1%）となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」「教育、学習支援業」「複合サービス事業」のすべての事業所で「規定あり」となっている一方で「建設業」（48.5%）では半数を下回っている。（図57）

図57 介護休業制度の規定の有無（規模別・産業別総数）

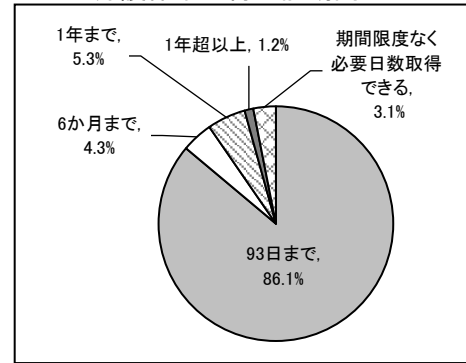


② 取得可能期間

介護休業制度がある事業所に取得可能期間をたずねたところ、法定期間である「93日まで」と回答した事業所が86.1%と最も多くなっている。(図58)

※介護休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して介護休業を取得することができる制度です。

図58 介護休業取得可能期間



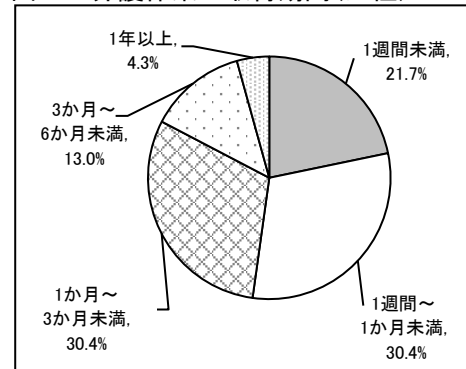
2. 介護休業の利用状況（統計表Ⅵ－15）

① 取得期間

回答事業所で介護休業取得期間は、女性では「1週間～1か月未満」、「1か月～3か月未満」（30.4%）が最も多く、次いで「1週間未満」（21.7%）となっている。(図59)

男性では、介護休業を取得したのは5人で、「1週間未満」（60.0%）が最も多くなっている。

図59 介護休業の取得期間(女性)



② 介護休業時及び復職時の対応

介護休業者が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」（81.0%）が最も多くなっている。(図60)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」（95.2%）となっている。(図61)

図60 介護休業者が生じた際の対応

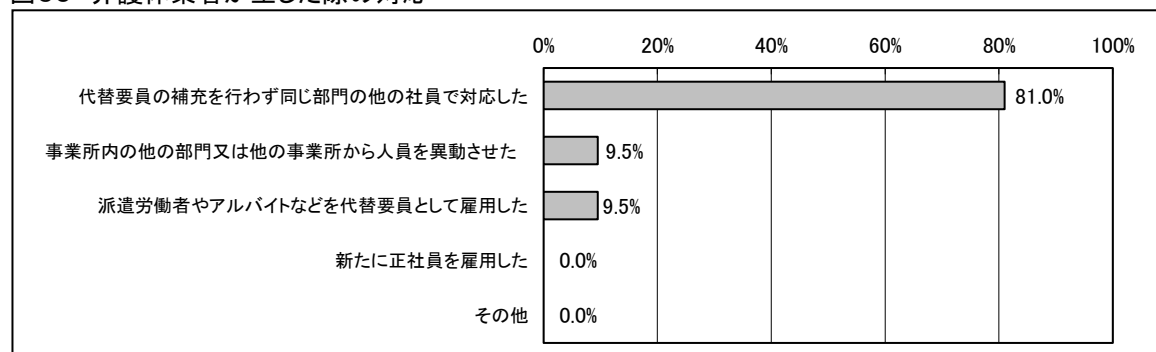
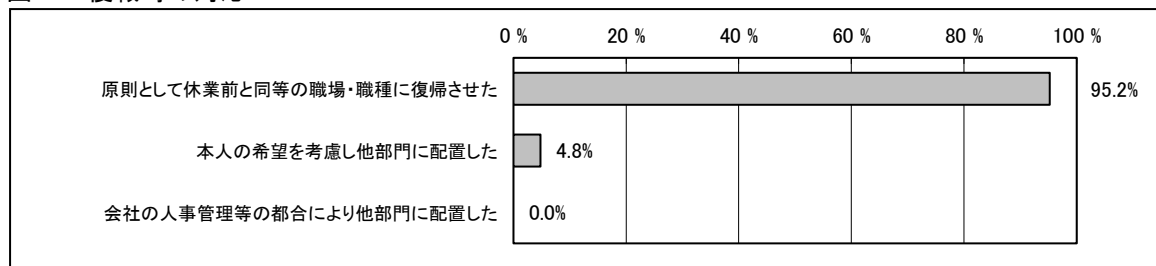


図61 復職時の対応



3. 介護休暇制度（統計表Ⅵ－１４）

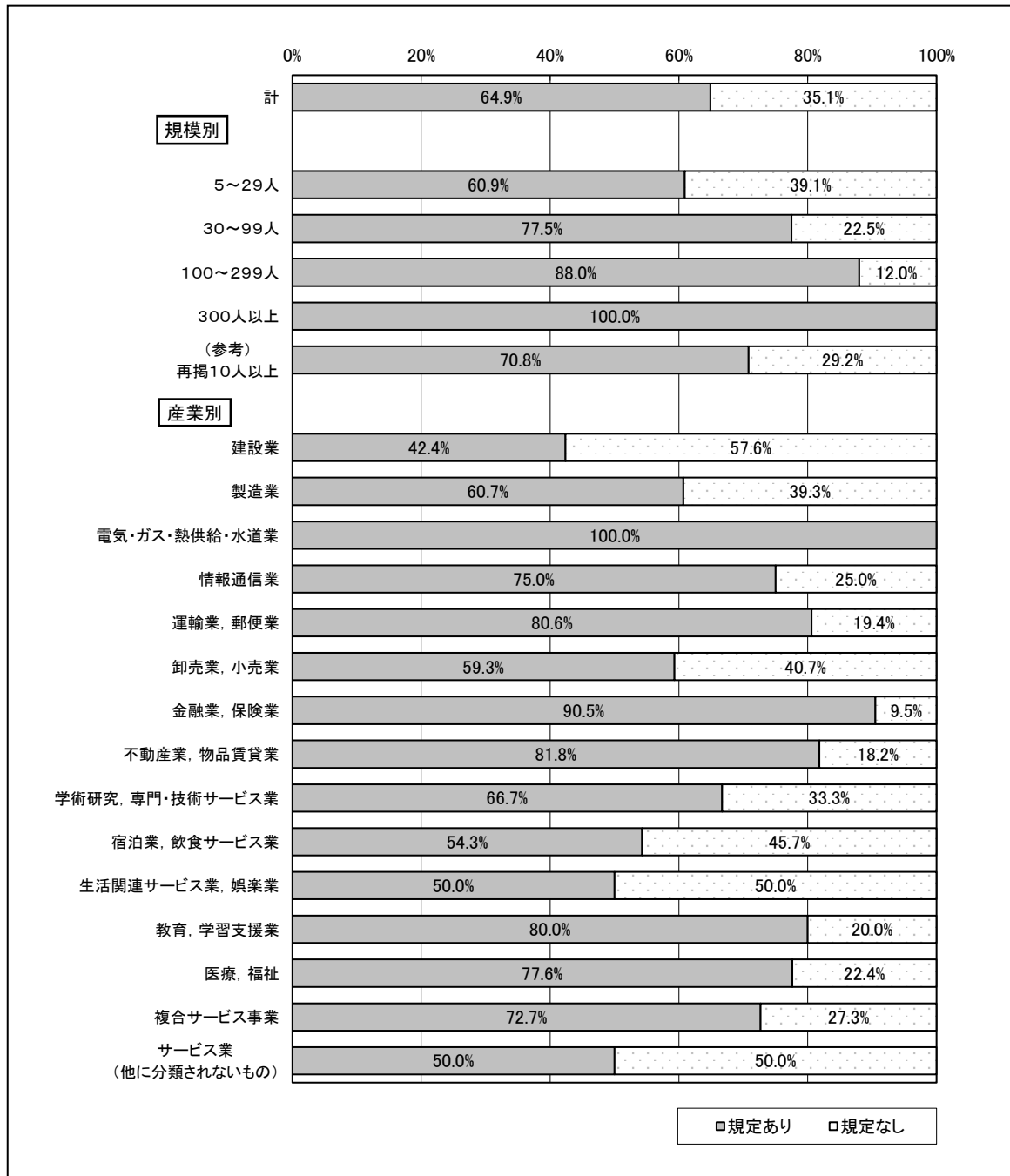
① 規定の有無

介護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の64.9%となっている。

規模別でみると、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっており、「5～29人」の事業所は60.9%と最も低くなっている。

産業別でみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（100%）が最も多く、次いで「金融業、保険業」（90.5%）、「不動産業、物品賃貸業」（81.8%）となっている。（図62）

図62 介護休暇制度の規定の有無（規模別・産業別総数）



② 取得日数の限度等

介護休暇制度について、「規定あり」と回答した事業所における取得日数の限度は、「5日まで（2人以上は10日まで）」（93.4%）となっており、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。（図 63）

また、時間単位の取得が「できる」と回答した事業所は 69.0%、半日単位の取得が「できる」と回答した事業所は 78.4%となっている。（図 64、65）

図63 介護休暇取得日数限度

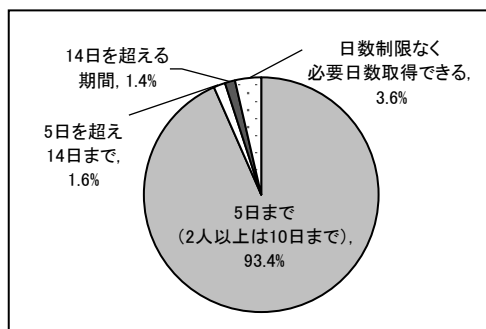


図64 介護休暇の時間単位の取得

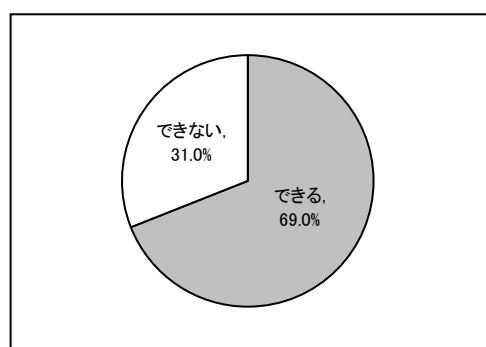
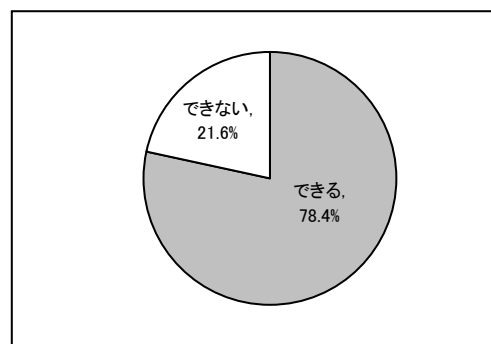


図65 介護休暇の半日単位の取得



4. 従業員のケアラー支援にかかる取組内容について（統計表Ⅵ－16）

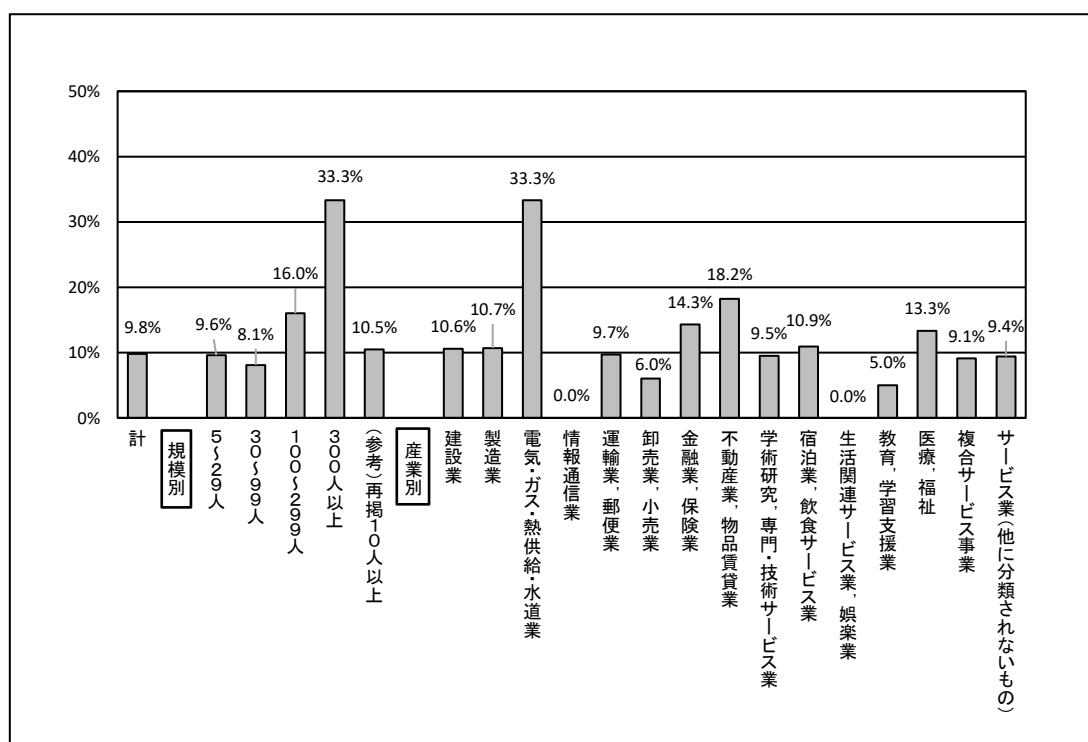
① 取組状況

職場における従業員のケアラー支援に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は 9.8%となっている。

規模別にみると、「300人以上」（33.3%）が最も多く、次いで「100～299人」（16.0%）となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（33.3%）が最も多く、次いで「不動産業、物品賃貸業」（18.2%）、「金融業、保険業」（14.3%）となっている。（図 66）

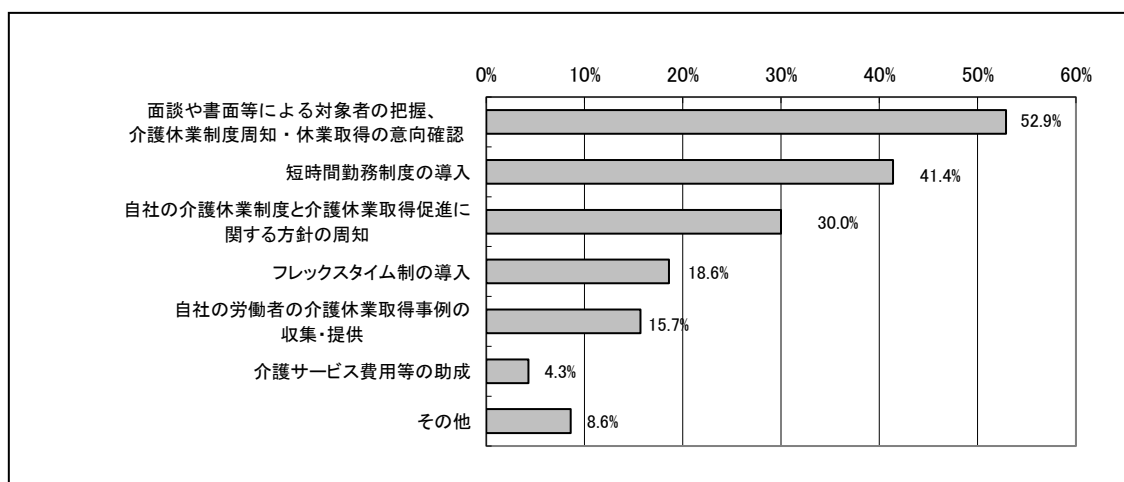
図66 従業員のケアラー支援取り組み状況（規模別・産業別総数）



② 取組内容（複数回答）

従業員へのケアラー支援に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「面談や書面等による対象者の把握、介護休業制度周知・休業取得の意向確認」（52.9%）が最も多く、次いで「短時間勤務制度の導入」（41.4%）、「自社の介護休業制度と介護休業取得促進に関する方針の周知」（30.0%）となっている。（図 67）

図67 取組内容（複数回答）



Ⅶ. 高齢者の雇用状況

1. 高齢者雇用の概況について（統計表Ⅶ－１７）

① 高齢者の雇用者数

回答のあった事業所における60歳以上の雇用者数を年齢別にみると、「60～64歳」（8.5％）が最も多く、次いで「65～69歳」（5.3％）、「70歳以上」（4.0％）となっている。（表2）

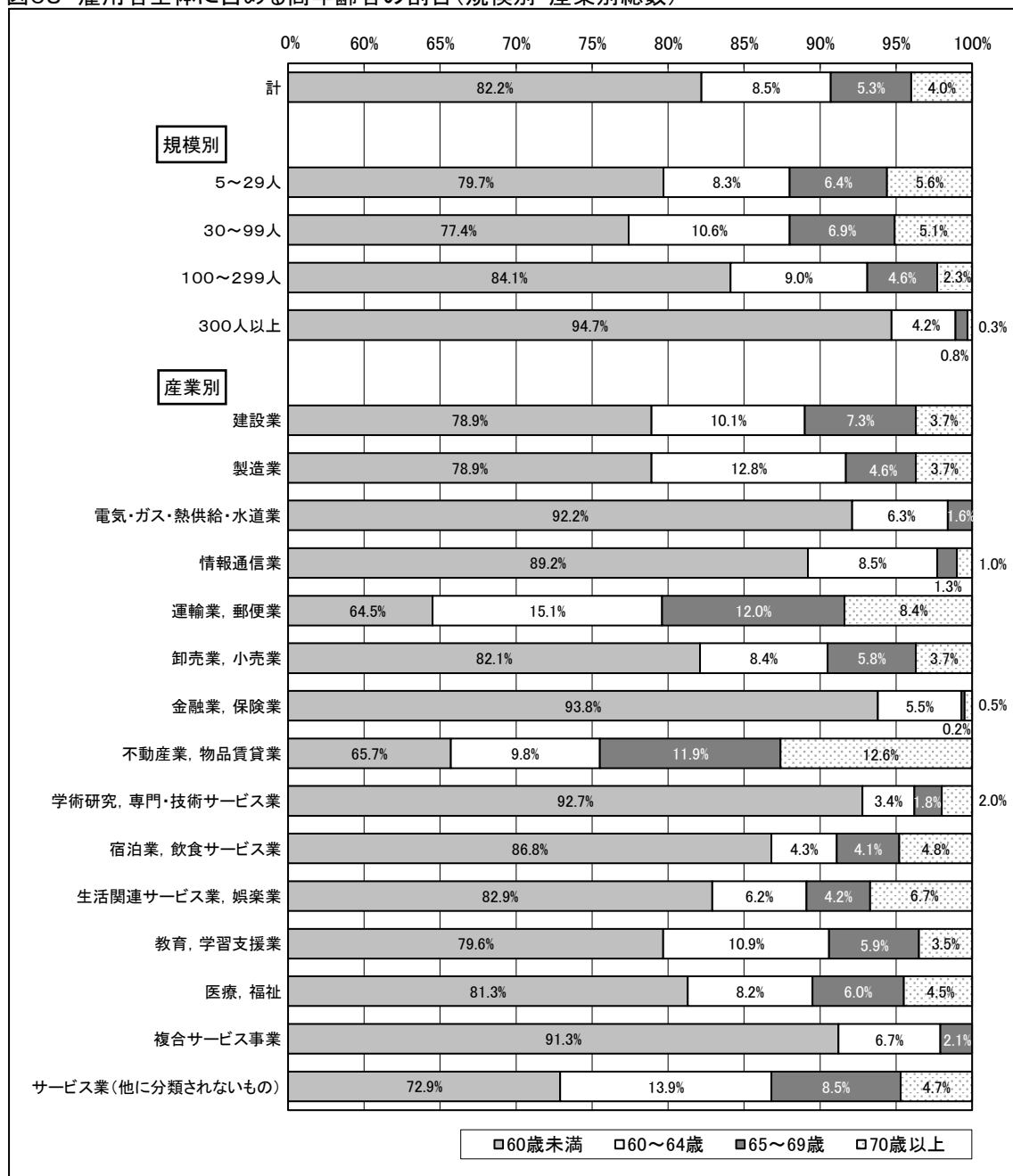
表2 雇用者全体に占める高齢者の割合

年 齢	雇用者数	割 合
雇用者全体	18,662	100.0%
60～64 歳	1,583	8.5%
65～69 歳	995	5.3%
70 歳以上	748	4.0%
計	3,326	17.8%

規模別にみると、「30～99人」の事業所で60歳以上の雇用者の割合が22.6％と最も多く、次いで、「5～29人」が20.3％となっている。

産業別にみると、「運輸業、郵便業」（35.5％）が最も多く、次いで「不動産業、物品賃貸業」（34.3％）、「サービス業（他に分類されないもの）」（27.1％）となっている。（図68）

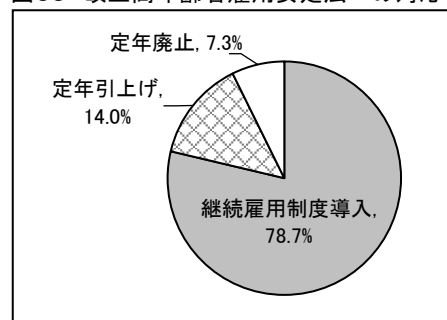
図68 雇用者全体に占める高齢者の割合（規模別・産業別総数）



② 改正高年齢者雇用安定法への対応

改正高年齢者雇用安定法への対応済の事業所においては、「継続雇用制度導入」(78.7%)が最も多く、次いで「定年引上げ」(14.0%)、「定年廃止」(7.3%)となっている。(図69)

図69 改正高年齢者雇用安定法への対応



③ 60歳以降の賃金水準

事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べ「同水準」(48.6%)が最も多く、次いで「70%台」(8.6%)、「80%台」(8.4%)となっている。

規模別にみると、「30～99人」の「同水準」が最も高く、50.5%となっている。

産業別にみると、60歳以降の賃金水準を「同水準」としているのは、「宿泊業、飲食サービス業」(73.9%)が最も多く、次いで、「生活関連サービス業、娯楽業」(61.1%)、「建設業」(59.1%)となっている。(図70)

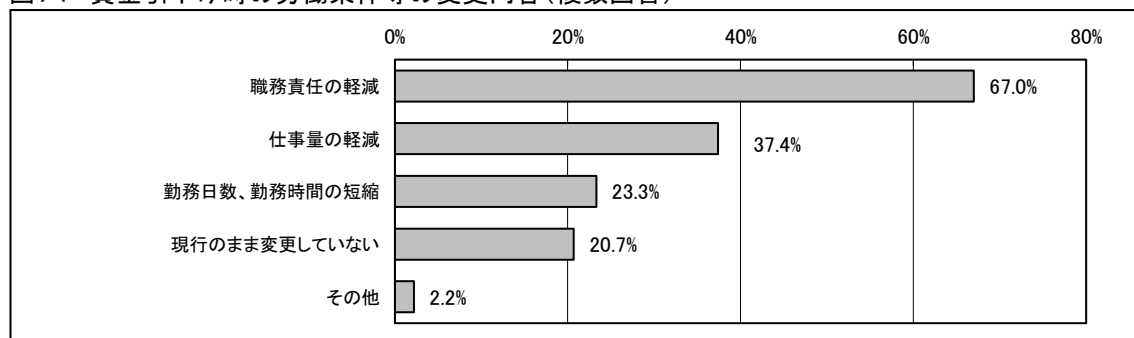
図70 60歳以降の賃金水準(規模別・産業別総数)



④ 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容（複数回答）

③で「同水準」及び「該当者なし」と回答した事業所以外に、労働条件等で変更したものがあつたところ、**「職務責任の軽減」**（67.0%）が最も多く、次いで**「仕事量の軽減」**（37.4%）、**「勤務日数、勤務時間の短縮」**（23.3%）となっている。また、**「現行のまま変更していない」**という事業所も20.7%あつた。（図71）

図71 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容（複数回答）

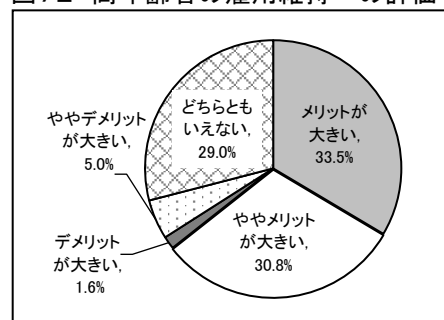


⑤ 高年齢者の雇用維持への評価

事業所における高年齢者の雇用維持への評価について、**「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」**と回答した事業所は合わせて64.3%で、**「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」**を合わせた6.6%を上回っている。

このほか、**「どちらともいえない」**と回答した事業所も29.0%あつた。（図72）

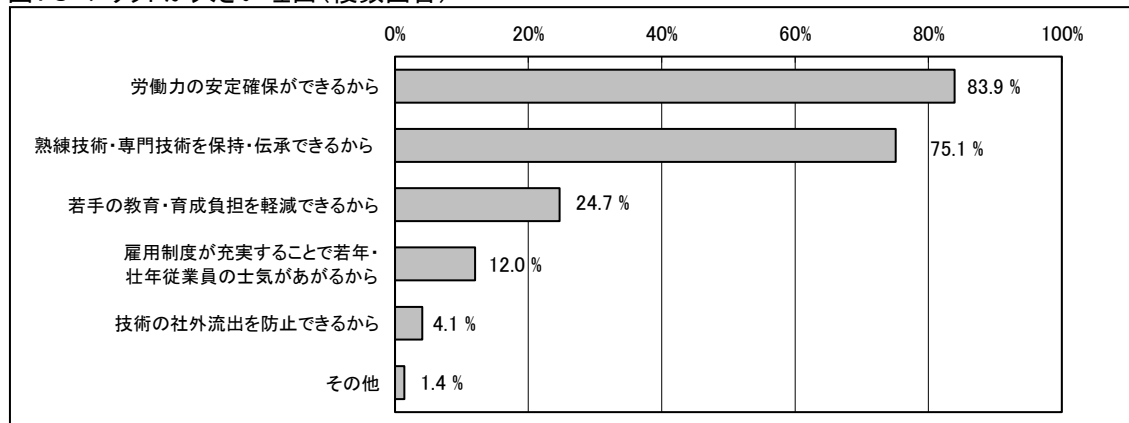
図72 高年齢者の雇用維持への評価



⑥ メリットが大きい理由（複数回答）

⑤で**「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」**と回答した理由は、**「労働力の安定確保ができるから」**（83.9%）が最も多く、次いで**「熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから」**（75.1%）、**「若手の教育・育成負担を軽減できるから」**（24.7%）となっている。（図73）

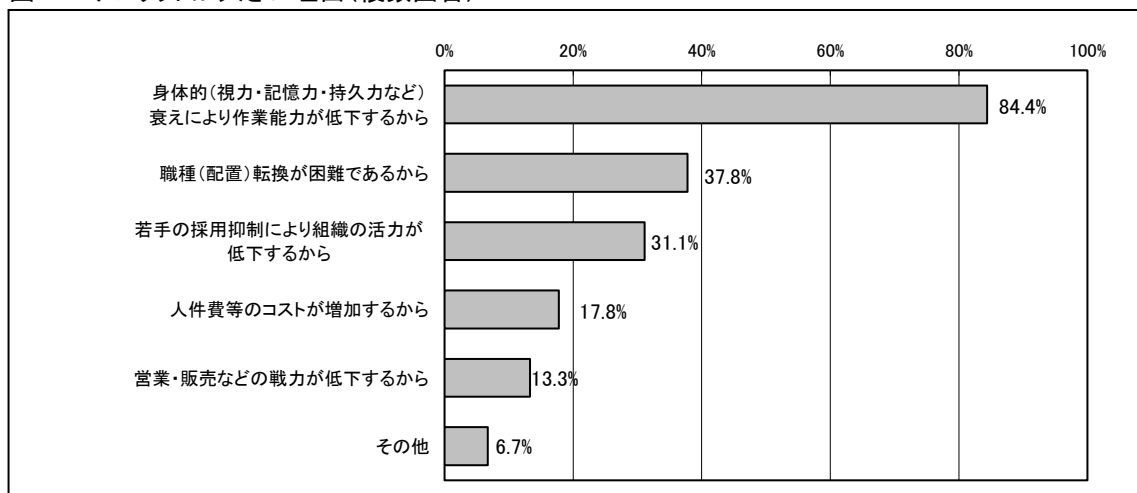
図73 メリットが大きい理由（複数回答）



⑦ デメリットが大きい理由（複数回答）

⑤で「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」と回答した理由は、「身体的（視力・記憶力・持久力など）な衰えにより作業能力が低下するから」（84.4%）が最も多く、次いで「職種（配置）転換が困難であるから」（37.8%）、「若手の採用抑制により組織の活力が低下するから」（31.1%）となっている。（図 74）

図 74 デメリットが大きい理由（複数回答）

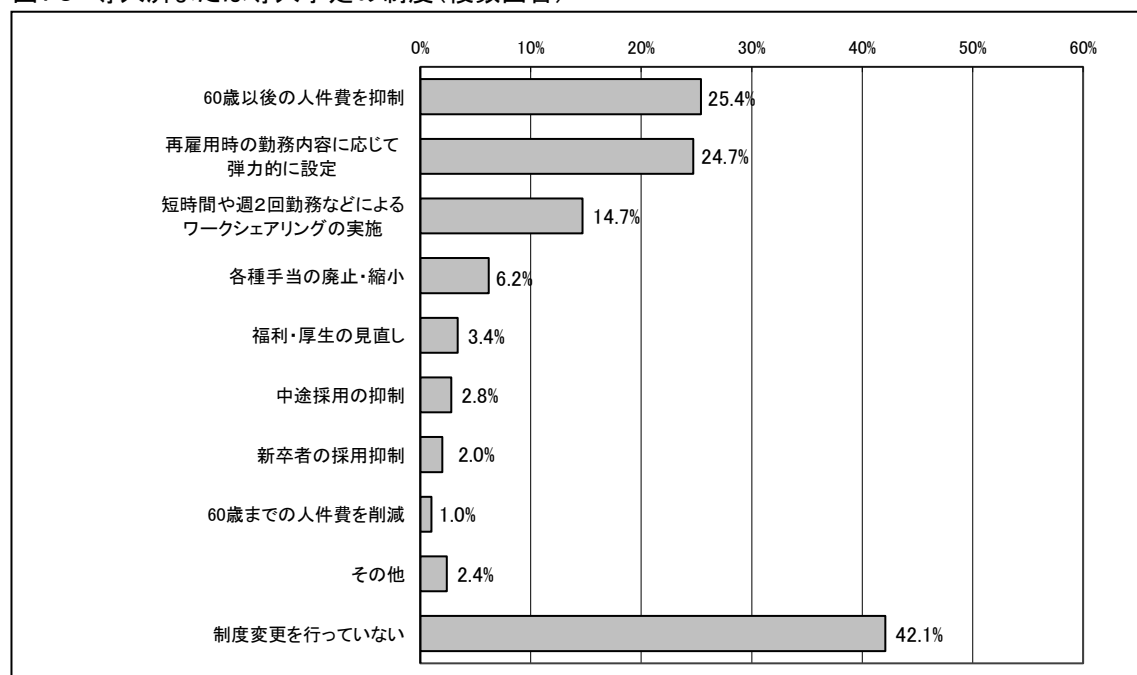


2. 高齢者雇用に関する制度等について（統計表Ⅶ－１８）

① 導入済または導入予定の制度等（複数回答）

高齢者を雇用する上で、事業所において導入済または導入予定の制度等は、「60歳以後の人件費を抑制」（25.4%）が最も多く、次いで「再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定」（24.7%）、「短時間や週2回勤務などによるワークシェアリングの実施」（14.7%）となっている。（図 75）

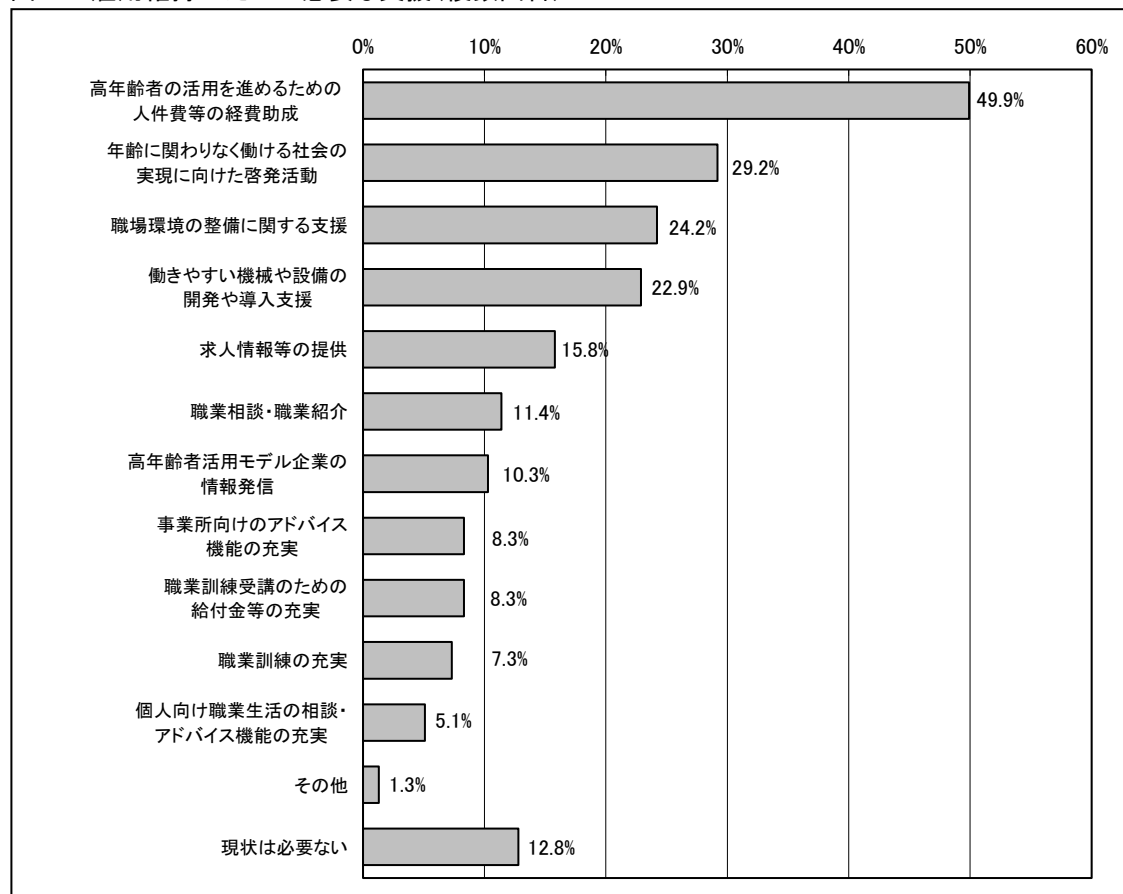
図 75 導入済または導入予定の制度（複数回答）



② 高齢者の雇用維持のための必要な支援（複数回答）

社会全体で高齢者の雇用を維持するために必要だと考える支援は、「高齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成」（49.9%）が最も多く、次いで「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動」（29.2%）、「職場環境の整備に関する支援」（24.2%）となっている。（図 76）

図76 雇用維持のための必要な支援（複数回答）



3. 統計表

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅰ－１

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

上段：雇用者数 下段：％

産業	事業所数	規模			
		５～ ２９人	３０～ ９９人	１００～ ２９９人	３００人 以上
計	676	534	111	25	6
	100.0	79.0	16.4	3.7	0.9
建設業	66	59	7	0	0
	9.8	89.4	10.6	0.0	0.0
製造業	56	42	10	4	0
	8.3	75.0	17.9	7.1	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	1	0	0
	0.4	66.7	33.3	0.0	0.0
情報通信業	8	4	3	1	0
	1.2	50.0	37.5	12.5	0.0
運輸業,郵便業	31	18	12	1	0
	4.6	58.1	38.7	3.2	0.0
卸売業,小売業	167	145	18	4	0
	24.7	86.8	10.8	2.4	0.0
金融業,保険業	21	17	2	0	2
	3.1	81.0	9.5	0.0	9.5
不動産業,物品賃貸業	11	10	1	0	0
	1.6	90.9	9.1	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	17	3	0	1
	3.1	81.0	14.3	0.0	4.8
宿泊業,飲食サービス業	46	30	13	2	1
	6.8	65.2	28.3	4.3	2.2
生活関連サービス業,娯楽業	18	13	4	1	0
	2.7	72.2	22.2	5.6	0.0
教育,学習支援業	20	11	8	1	0
	3.0	55.0	40.0	5.0	0.0
医療,福祉	165	127	26	10	2
	24.4	77.0	15.8	6.1	1.2
複合サービス事業	11	8	2	1	0
	1.6	72.7	18.2	9.1	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	31	1	0	0
	4.7	96.9	3.1	0.0	0.0

事業所規模別産業別	事業所数	雇用者数								
		全体			役員			正規の職員・従業員		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	676	18,662	8,695	9,967	812	591	221	10,809	5,746	5,063
	100.0	100.0	46.6	53.4	100.0	72.8	27.2	100.0	53.2	46.8
5～29人	534	6,794	3,266	3,528	548	381	167	3,832	2,212	1,620
	100.0	100.0	48.1	51.9	100.0	69.5	30.5	100.0	57.7	42.3
30～99人	111	5,284	2,669	2,615	170	128	42	3,096	1,873	1,223
	100.0	100.0	50.5	49.5	100.0	75.3	24.7	100.0	60.5	39.5
100～299人	25	3,806	1,739	2,067	88	77	11	2,107	1,086	1,021
	100.0	100.0	45.7	54.3	100.0	87.5	12.5	100.0	51.5	48.5
300人以上	6	2,778	1,021	1,757	6	5	1	1,774	575	1,199
	100.0	100.0	36.8	63.2	100.0	83.3	16.7	100.0	32.4	67.6
建設業	66	976	824	152	103	80	23	758	664	94
	100.0	100.0	84.4	15.6	100.0	77.7	22.3	100.0	87.6	12.4
製造業	56	1,604	937	667	96	75	21	1,121	768	353
	100.0	100.0	58.4	41.6	100.0	78.1	21.9	100.0	68.5	31.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	64	56	8	3	1	2	55	49	6
	100.0	100.0	87.5	12.5	100.0	33.3	66.7	100.0	89.1	10.9
情報通信業	8	305	223	82	17	15	2	247	187	60
	100.0	100.0	73.1	26.9	100.0	88.2	11.8	100.0	75.7	24.3
運輸業,郵便業	31	1,081	961	120	18	14	4	777	724	53
	100.0	100.0	88.9	11.1	100.0	77.8	22.2	100.0	93.2	6.8
卸売業,小売業	167	3,288	1,634	1,654	186	142	44	1,378	890	488
	100.0	100.0	49.7	50.3	100.0	76.3	23.7	100.0	64.6	35.4
金融業,保険業	21	1,245	267	978	8	5	3	1,016	225	791
	100.0	100.0	21.4	78.6	100.0	62.5	37.5	100.0	22.1	77.9
不動産業,物品賃貸業	11	143	70	73	7	5	2	75	42	33
	100.0	100.0	49.0	51.0	100.0	71.4	28.6	100.0	56.0	44.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	929	723	206	70	51	19	621	496	125
	100.0	100.0	77.8	22.2	100.0	72.9	27.1	100.0	79.9	20.1
宿泊業,飲食サービス業	46	1,975	726	1,249	27	19	8	327	190	137
	100.0	100.0	36.8	63.2	100.0	70.4	29.6	100.0	58.1	41.9
生活関連サービス業,娯楽業	18	451	199	252	33	21	12	206	101	105
	100.0	100.0	44.1	55.9	100.0	63.6	36.4	100.0	49.0	51.0
教育,学習支援業	20	824	293	531	15	11	4	509	204	305
	100.0	100.0	35.6	64.4	100.0	73.3	26.7	100.0	40.1	59.9
医療,福祉	165	4,985	1,233	3,752	186	116	70	3,224	821	2,403
	100.0	100.0	24.7	75.3	100.0	62.4	37.6	100.0	25.5	74.5
複合サービス事業	11	390	285	105	13	13	0	233	191	42
	100.0	100.0	73.1	26.9	100.0	100.0	0.0	100.0	82.0	18.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	402	264	138	30	23	7	262	194	68
	100.0	100.0	65.7	34.3	100.0	76.7	23.3	100.0	74.0	26.0

上段：雇用者数 下段：％

事業所規模別産業別	雇用者数																				
	非正規雇用																				
	非正規雇用計			パート			アルバイト			派遣社員			契約社員			嘱託			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	7,041	2,358	4,683	3,692	726	2,966	1,675	724	951	280	164	116	624	266	358	609	395	214	161	83	78
	100.0	33.5	66.5	100.0	19.7	80.3	100.0	43.2	56.8	100.0	58.6	41.4	100.0	42.6	57.4	100.0	64.9	35.1	100.0	51.6	48.4
5～29人	2,414	673	1,741	1,563	302	1,261	378	148	230	28	8	20	217	79	138	157	95	62	71	41	30
	100.0	27.9	72.1	100.0	19.3	80.7	100.0	39.2	60.8	100.0	28.6	71.4	100.0	36.4	63.6	100.0	60.5	39.5	100.0	57.7	42.3
30～99人	2,018	668	1,350	1,265	244	1,021	337	148	189	8	2	6	164	79	85	207	183	24	37	12	25
	100.0	33.1	66.9	100.0	19.3	80.7	100.0	43.9	56.1	100.0	25.0	75.0	100.0	48.2	51.8	100.0	88.4	11.6	100.0	32.4	67.6
100～299人	1,611	576	1,035	834	176	658	367	187	180	12	4	8	122	76	46	226	106	120	50	27	23
	100.0	35.8	64.2	100.0	21.1	78.9	100.0	51.0	49.0	100.0	33.3	66.7	100.0	62.3	37.7	100.0	46.9	53.1	100.0	54.0	46.0
300人以上	998	441	557	30	4	26	593	241	352	232	150	82	121	32	89	19	11	8	3	3	0
	100.0	44.2	55.8	100.0	13.3	86.7	100.0	40.6	59.4	100.0	64.7	35.3	100.0	26.4	73.6	100.0	57.9	42.1	100.0	100.0	0.0
建設業	115	80	35	49	22	27	18	15	3	5	1	4	17	17	0	20	20	0	6	5	1
	100.0	69.6	30.4	100.0	44.9	55.1	100.0	83.3	16.7	100.0	20.0	80.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	83.3	16.7
製造業	387	94	293	278	39	239	42	8	34	7	6	1	18	12	6	36	27	9	6	2	4
	100.0	24.3	75.7	100.0	14.0	86.0	100.0	19.0	81.0	100.0	85.7	14.3	100.0	66.7	33.3	100.0	75.0	25.0	100.0	33.3	66.7
電気・ガス・熱供給・水道業	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	41	21	20	13	3	10	10	5	5	0	0	0	8	3	5	8	8	0	2	2	0
	100.0	51.2	48.8	100.0	23.1	76.9	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	37.5	62.5	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
運輸業,郵便業	286	223	63	75	45	30	14	7	7	1	1	0	41	22	19	151	144	7	4	4	0
	100.0	78.0	22.0	100.0	60.0	40.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0	53.7	46.3	100.0	95.4	4.6	100.0	100.0	0.0
卸売業,小売業	1,724	602	1,122	1,029	216	813	552	279	273	7	4	3	71	48	23	51	47	4	14	8	6
	100.0	34.9	65.1	100.0	21.0	79.0	100.0	50.5	49.5	100.0	57.1	42.9	100.0	67.6	32.4	100.0	92.2	7.8	100.0	57.1	42.9
金融業,保険業	221	37	184	39	4	35	0	0	0	62	4	58	118	28	90	2	1	1	0	0	0
	100.0	16.7	83.3	100.0	10.3	89.7	0.0	0.0	0.0	100.0	6.5	93.5	100.0	23.7	76.3	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	61	23	38	42	12	30	4	2	2	2	0	2	9	5	4	0	0	0	4	4	0
	100.0	37.7	62.3	100.0	28.6	71.4	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	100.0	100.0	55.6	44.4	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	238	176	62	19	1	18	2	1	1	174	146	28	20	9	11	13	11	2	10	8	2
	100.0	73.9	26.1	100.0	5.3	94.7	100.0	50.0	50.0	100.0	83.9	16.1	100.0	45.0	55.0	100.0	84.6	15.4	100.0	80.0	20.0
宿泊業,飲食サービス業	1,621	517	1,104	688	137	551	898	364	534	0	0	0	16	5	11	0	0	0	19	11	8
	100.0	31.9	68.1	100.0	19.9	80.1	100.0	40.5	59.5	0.0	0.0	0.0	100.0	31.3	68.8	0.0	0.0	0.0	100.0	57.9	42.1
生活関連サービス業,娯楽業	212	77	135	116	32	84	74	31	43	0	0	0	7	2	5	8	6	2	7	6	1
	100.0	36.3	63.7	100.0	27.6	72.4	100.0	41.9	58.1	0.0	0.0	0.0	100.0	28.6	71.4	100.0	75.0	25.0	100.0	85.7	14.3
教育,学習支援業	300	78	222	212	45	167	19	3	16	2	0	2	41	12	29	23	16	7	3	2	1
	100.0	26.0	74.0	100.0	21.2	78.8	100.0	15.8	84.2	100.0	0.0	100.0	100.0	29.3	70.7	100.0	69.6	30.4	100.0	66.7	33.3
医療,福祉	1,575	296	1,279	1,075	156	919	42	9	33	18	2	16	134	33	101	232	70	162	74	26	48
	100.0	18.8	81.2	100.0	14.5	85.5	100.0	21.4	78.6	100.0	11.1	88.9	100.0	24.6	75.4	100.0	30.2	69.8	100.0	35.1	64.9
複合サービス事業	144	81	63	17	1	16	0	0	0	0	0	0	105	68	37	15	8	7	7	4	3
	100.0	56.3	43.8	100.0	5.9	94.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	64.8	35.2	100.0	53.3	46.7	100.0	57.1	42.9
サービス業(他に分類されないもの)	110	47	63	40	13	27	0	0	0	2	0	2	19	2	17	44	31	13	5	1	4
	100.0	42.7	57.3	100.0	32.5	67.5	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	10.5	89.5	100.0	70.5	29.5	100.0	20.0	80.0

上段：事業所数 下段：％

上段：人数 下段：％

事業所規模別産業別	事業所の現況			採用状況																			
	就業規則の有無			事業所数	新卒・ 中途 総合計	新規 学卒者	新規学卒者 男性				新規学卒者 女性				中途 採用者	中途採用者 男性				中途採用者 女性			
	事業所数	有	無				正規の 職員・ 従業員		非正規 雇用	うち 高卒	正規の 職員・ 従業員		非正規 雇用	うち 高卒		正規の 職員・ 従業員		非正規 雇用	うち 高卒	正規の 職員・ 従業員		非正規 雇用	うち 高卒
							うち 高卒				うち 高卒					うち 高卒				うち 高卒			
計	676	635	41	216	720	230	78	36	1	0	131	37	20	2	490	93	20	71	20	138	36	188	33
		93.9	6.1		100.0	31.9	10.8	5.0	0.1	0.0	18.2	5.1	2.8	0.3	68.1	12.9	2.8	9.9	2.8	19.2	5.0	26.1	4.6
5～29人	534	493	41	124	296	81	27	14	0	0	37	8	17	1	215	58	14	21	7	68	18	68	17
		92.3	7.7		100.0	27.4	9.1	4.7	0.0	0.0	12.5	2.7	5.7	0.3	72.6	19.6	4.7	7.1	2.4	23.0	6.1	23.0	5.7
30～99人	111	111	0	64	149	59	20	12	0	0	38	20	1	0	90	17	5	12	6	32	12	29	8
		100.0	0.0		100.0	39.6	13.4	8.1	0.0	0.0	25.5	13.4	0.7	0.0	60.4	11.4	3.4	8.1	4.0	21.5	8.1	19.5	5.4
100～299人	25	25	0	22	108	44	21	10	1	0	20	6	2	1	64	11	1	15	7	18	2	20	8
		100.0	0.0		100.0	40.7	19.4	9.3	0.9	0.0	18.5	5.6	1.9	0.9	59.3	10.2	0.9	13.9	6.5	16.7	1.9	18.5	7.4
300人以上	6	6	0	6	167	46	10	0	0	0	36	3	0	0	121	7	0	23	0	20	4	71	0
		100.0	0.0		100.0	27.5	6.0	0.0	0.0	0.0	21.6	1.8	0.0	0.0	72.5	4.2	0.0	13.8	0.0	12.0	2.4	42.5	0.0
建設業	66	59	7	15	26	12	10	7	0	0	2	2	0	0	14	12	3	0	0	1	0	1	0
		89.4	10.6		100.0	46.2	38.5	26.9	0.0	0.0	7.7	7.7	0.0	0.0	53.8	46.2	11.5	0.0	0.0	3.8	0.0	3.8	0.0
製造業	56	50	6	17	42	15	10	8	0	0	5	3	0	0	27	6	2	2	2	16	14	3	2
		89.3	10.7		100.0	35.7	23.8	19.0	0.0	0.0	11.9	7.1	0.0	0.0	64.3	14.3	4.8	4.8	4.8	38.1	33.3	7.1	4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	2	5	3	1	1	0	0	2	2	0	0	2	1	1	0	0	1	1	0	0
		100.0	0.0		100.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	40.0	40.0	0.0	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
情報通信業	8	8	0	5	13	9	4	2	0	0	5	2	0	0	4	2	0	1	0	1	0	0	0
		100.0	0.0		100.0	69.2	30.8	15.4	0.0	0.0	38.5	15.4	0.0	0.0	30.8	15.4	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	31	31	0	9	16	2	2	2	0	0	0	0	0	0	14	7	1	5	5	1	0	1	1
		100.0	0.0		100.0	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5	43.8	6.3	31.3	31.3	6.3	0.0	6.3	6.3
卸売業,小売業	167	158	9	40	92	57	22	8	0	0	21	8	14	1	35	12	3	11	6	2	1	10	2
		94.6	5.4		100.0	62.0	23.9	8.7	0.0	0.0	22.8	8.7	15.2	1.1	38.0	13.0	3.3	12.0	6.5	2.2	1.1	10.9	2.2
金融業,保険業	21	21	0	8	128	37	2	0	0	0	35	5	0	0	91	10	0	0	0	29	4	52	0
		100.0	0.0		100.0	28.9	1.6	0.0	0.0	0.0	27.3	3.9	0.0	0.0	71.1	7.8	0.0	0.0	0.0	22.7	3.1	40.6	0.0
不動産業,物品賃貸業	11	10	1	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	2	1	2	0	1	0
		90.9	9.1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	37.5	0.0	25.0	12.5	25.0	0.0	12.5	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	20	1	10	21	13	9	1	0	0	4	1	0	0	8	3	1	2	0	3	0	0	0
		95.2	4.8		100.0	61.9	42.9	4.8	0.0	0.0	19.0	4.8	0.0	0.0	38.1	14.3	4.8	9.5	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	43	3	17	72	4	2	2	0	0	2	0	0	0	68	2	0	25	1	6	0	35	8
		93.5	6.5		100.0	5.6	2.8	2.8	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	94.4	2.8	0.0	34.7	1.4	8.3	0.0	48.6	11.1
生活関連サービス業,娯楽業	18	16	2	6	8	2	2	2	0	0	0	0	0	0	6	1	0	3	1	1	1	1	0
		88.9	11.1		100.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	12.5	0.0	37.5	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0
教育,学習支援業	20	20	0	14	57	14	1	1	0	0	11	2	2	0	43	5	1	4	0	16	0	18	1
		100.0	0.0		100.0	24.6	1.8	1.8	0.0	0.0	19.3	3.5	3.5	0.0	75.4	8.8	1.8	7.0	0.0	28.1	0.0	31.6	1.8
医療,福祉	165	159	6	61	189	56	10	2	1	0	42	12	3	1	133	19	3	14	4	47	8	53	17
		96.4	3.6		100.0	29.6	5.3	1.1	0.5	0.0	22.2	6.3	1.6	0.5	70.4	10.1	1.6	7.4	2.1	24.9	4.2	28.0	9.0
複合サービス事業	11	11	0	3	6	4	2	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0
		100.0	0.0		100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	26	6	6	37	2	1	0	0	0	0	0	1	0	35	9	5	2	0	11	6	13	2
		81.3	18.8		100.0	5.4	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	94.6	24.3	13.5	5.4	0.0	29.7	16.2	35.1	5.4

事業所規模別産業別	配置状況													
	女性労働者の配置がない部署			女性労働者の配置がない部署がある理由（複数回答）										
	事業所数	有	無	事業所数	技能や資格を持つ女性 がいないため	女性の適任者がいないため	当該部門が女性の配置を希望しないため	女性が配置を希望しないため	出張・転勤があることに配慮するため	家事・保育などのため就業時間に制約があるため	深夜業や時間外労働が多いため	重量物運搬や有害物を発散する場所での業務があるため	体力・筋力を必要とする業務であるため	その他
計	676	149	527	149	70	37	16	23	3	9	9	27	40	28
	100.0	22.0	78.0	100.0	47.0	24.8	10.7	15.4	2.0	6.0	6.0	18.1	26.8	18.8
5～29人	534	109	425	109	49	27	13	21	2	9	7	22	35	19
	100.0	20.4	79.6	100.0	45.0	24.8	11.9	19.3	1.8	8.3	6.4	20.2	32.1	17.4
30～99人	111	29	82	29	15	6	2	1	0	0	1	4	4	8
	100.0	26.1	73.9	100.0	51.7	20.7	6.9	3.4	0.0	0.0	3.4	13.8	13.8	27.6
100～299人	25	8	17	8	4	4	1	1	1	0	1	1	1	0
	100.0	32.0	68.0	100.0	50.0	50.0	12.5	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0
300人以上	6	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	50.0	50.0	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
建設業	66	30	36	30	17	8	3	6	1	3	0	6	15	1
	100.0	45.5	54.5	100.0	56.7	26.7	10.0	20.0	3.3	10.0	0.0	20.0	50.0	3.3
製造業	56	24	32	24	9	9	2	3	0	1	1	8	6	4
	100.0	42.9	57.1	100.0	37.5	37.5	8.3	12.5	0.0	4.2	4.2	33.3	25.0	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	66.7	33.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
情報通信業	8	1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	12.5	87.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
運輸業,郵便業	31	18	13	18	7	5	2	3	0	1	4	2	3	6
	100.0	58.1	41.9	100.0	38.9	27.8	11.1	16.7	0.0	5.6	22.2	11.1	16.7	33.3
卸売業,小売業	167	31	136	31	10	7	6	4	1	2	1	5	8	7
	100.0	18.6	81.4	100.0	32.3	22.6	19.4	12.9	3.2	6.5	3.2	16.1	25.8	22.6
金融業,保険業	21	2	19	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1
	100.0	9.5	90.5	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
不動産業,物品賃貸業	11	3	8	3	1	1	1	1	0	0	0	1	3	0
	100.0	27.3	72.7	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	100.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	9	12	9	6	2	2	2	0	0	0	0	1	2
	100.0	42.9	57.1	100.0	66.7	22.2	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	22.2
宿泊業,飲食サービス業	46	6	40	6	4	0	0	1	0	0	1	0	0	2
	100.0	13.0	87.0	100.0	66.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	33.3
生活関連サービス業,娯楽業	18	2	16	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	11.1	88.9	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	20	3	17	3	3	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	100.0	15.0	85.0	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
医療,福祉	165	6	159	6	4	2	0	0	0	0	1	0	2	1
	100.0	3.6	96.4	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	33.3	16.7
複合サービス事業	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	12	20	12	7	0	0	2	0	1	1	4	2	1
	100.0	37.5	62.5	100.0	58.3	0.0	0.0	16.7	0.0	8.3	8.3	33.3	16.7	8.3

事業所規模別産業別	管理職について																				
	管理職及び女性の管理職										女性管理職が1割未満あるいはまったくいない理由（複数回答）										
	事業所数	管理職全体 (人)	うち 女性	役員 (人)	うち 女性	部長相当職 (人)	うち 女性	課長相当職 (人)	うち 女性	係長相当職 (人)	うち 女性	事業所数	知識・経験・ 判断力等を有する女性 が少ない	役職に就く ための在職年数を満た している女性が少ない	管理職にな るまでに退職してしまう 女性が多い	時間外労働 が多い、深夜業を敬遠 する女性が多い	出張・転勤 等に対応できない女性 が多い	仕事内容が 体力的、精神的にきつ い	女性が希望 しない	女性従業員 が少ない又は いない	その他
計	597	3,144	942 30.0	812	221 27.2	557	140 25.1	851	244 28.7	924	337 36.5	323	110 34.1	73 22.6	26 8.0	13 4.0	18 5.6	20 6.2	48 14.9	120 37.2	52 16.1
5～29人	458	1,452	459 31.6	548	167 30.5	260	75 28.8	318	88 27.7	326	129 39.6	242	80 33.1	53 21.9	19 7.9	11 4.5	13 5.4	15 6.2	40 16.5	98 40.5	37 15.3
30～99人	108	860	223 25.9	170	42 24.7	165	42 25.5	252	59 23.4	273	80 29.3	63	22 34.9	16 25.4	6 9.5	2 3.2	3 4.8	4 6.3	5 7.9	19 30.2	13 20.6
100～299人	25	544	137 25.2	88	11 12.5	91	17 18.7	181	51 28.2	184	58 31.5	14	6 42.9	3 21.4	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	3 21.4	3 21.4	1 7.1
300人以上	6	288	123 42.7	6	1 16.7	41	6 14.6	100	46 46.0	141	70 49.6	4	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
建設業	58	235	32 13.6	103	23 22.3	39	4 10.3	52	4 7.7	41	1 2.4	37	11 29.7	5 13.5	4 10.8	2 5.4	3 8.1	1 2.7	2 5.4	22 59.5	0 0.0
製造業	54	333	50 15.0	96	21 21.9	65	8 12.3	79	8 10.1	93	13 14.0	30	16 53.3	4 13.3	4 13.3	1 3.3	2 6.7	5 16.7	6 20.0	18 60.0	0 0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	14	2 14.3	3	2 66.7	1	0 0.0	4	0 0.0	6	0 0.0	3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	1 33.3
情報通信業	8	99	11 11.1	17	2 11.8	21	2 9.5	34	2 5.9	27	5 18.5	5	0 0.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0
運輸業,郵便業	28	92	8 8.7	18	4 22.2	7	0 0.0	29	3 10.3	38	1 2.6	24	9 37.5	3 12.5	1 4.2	1 4.2	1 4.2	3 12.5	2 8.3	15 62.5	1 4.2
卸売業,小売業	140	563	120 21.3	186	44 23.7	101	18 17.8	152	24 15.8	124	34 27.4	81	26 32.1	13 16.0	7 8.6	4 4.9	7 8.6	7 8.6	13 16.0	36 44.4	13 16.0
金融業,保険業	21	146	60 41.1	8	3 37.5	30	7 23.3	64	24 37.5	44	26 59.1	15	8 53.3	12 80.0	1 6.7	0 0.0	3 20.0	0 0.0	1 6.7	1 6.7	2 13.3
不動産業,物品賃貸業	11	32	12 37.5	7	2 28.6	4	2 50.0	12	3 25.0	9	5 55.6	8	2 25.0	2 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 37.5	2 25.0
学術研究,専門・技術サービス業	20	253	42 16.6	70	19 27.1	32	3 9.4	61	6 9.8	90	14 15.6	14	6 42.9	5 35.7	1 7.1	0 0.0	1 7.1	0 0.0	1 7.1	3 21.4	2 14.3
宿泊業,飲食サービス業	35	166	77 46.4	27	8 29.6	30	10 33.3	39	12 30.8	70	47 67.1	18	8 44.4	4 22.2	4 22.2	1 5.6	1 5.6	0 0.0	1 5.6	2 11.1	4 22.2
生活関連サービス業,娯楽業	18	90	33 36.7	33	12 36.4	11	4 36.4	9	2 22.2	37	15 40.5	9	4 44.4	4 44.4	1 11.1	1 11.1	0 0.0	1 11.1	2 22.2	1 11.1	0 0.0
教育,学習支援業	20	137	55 40.1	15	4 26.7	38	14 36.8	42	16 38.1	42	21 50.0	9	6 66.7	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	1 11.1	2 22.2	2 22.2	2 22.2
医療,福祉	144	786	415 52.8	186	70 37.6	150	66 44.0	215	134 62.3	235	145 61.7	45	8 17.8	12 26.7	0 0.0	2 4.4	0 0.0	0 0.0	9 20.0	2 4.4	19 42.2
複合サービス事業	11	113	5 4.4	13	0 0.0	15	0 0.0	38	3 7.9	47	2 4.3	10	0 0.0	4 40.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 40.0	3 30.0	3 30.0
サービス業(他に分類されないもの)	26	85	20 23.5	30	7 23.3	13	2 15.4	21	3 14.3	21	8 38.1	15	6 40.0	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	2 13.3	8 53.3	2 13.3

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅱ－5－①

県 合 計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	女性の活躍の推進状況																									
	取組実施状況																									
	事業所数	性別により評価することが ないよう人事考課基準 を明確に定める			仕事と家庭との両立のた めの制度を整備し、制度 の活用を促進する			女性の能力発揮に関する 担当者や責任者を選任す るなどの体制を整える			女性が従事するための教 育訓練を行って女性の登 用を促進			女性の体力面での差を補 う器具・設備の導入			女性の能力発揮の状況や 能力発揮にあたっての問 題点の調査分析を行う			管理職や同僚の男性に女 性の能力発揮の重要性に ついての啓発			女性従業員の活躍をホー ムページや社内報で紹介 する			その他
		実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	実施して いる	実施なし 今後の実 施を検討	実施なし 実施の予 定なし	
計	676	324	129	223	332	147	197	218	175	283	139	184	353	129	137	410	112	202	362	119	204	353	126	156	394	32
	100.0	47.9	19.1	33.0	49.1	21.7	29.1	32.2	25.9	41.9	20.6	27.2	52.2	19.1	20.3	60.7	16.6	29.9	53.6	17.6	30.2	52.2	18.6	23.1	58.3	4.7
5～29人	534	238	95	201	247	115	172	160	135	239	99	142	293	95	99	340	87	140	307	93	141	300	91	109	334	31
	100.0	44.6	17.8	37.6	46.3	21.5	32.2	30.0	25.3	44.8	18.5	26.6	54.9	17.8	18.5	63.7	16.3	26.2	57.5	17.4	26.4	56.2	17.0	20.4	62.5	5.8
30～99人	111	67	26	18	68	23	20	43	33	35	30	35	46	30	30	51	22	48	41	19	51	41	25	39	47	1
	100.0	60.4	23.4	16.2	61.3	20.7	18.0	38.7	29.7	31.5	27.0	31.5	41.4	27.0	27.0	45.9	19.8	43.2	36.9	17.1	45.9	36.9	22.5	35.1	42.3	0.9
100～299人	25	14	8	3	12	8	5	12	7	6	6	6	13	3	7	15	2	13	10	5	11	9	5	8	12	0
	100.0	56.0	32.0	12.0	48.0	32.0	20.0	48.0	28.0	24.0	24.0	24.0	52.0	12.0	28.0	60.0	8.0	52.0	40.0	20.0	44.0	36.0	20.0	32.0	48.0	0.0
300人以上	6	5	0	1	5	1	0	3	0	3	4	1	1	1	1	4	1	1	4	2	1	3	5	0	1	0
	100.0	83.3	0.0	16.7	83.3	16.7	0.0	50.0	0.0	50.0	66.7	16.7	16.7	16.7	16.7	66.7	16.7	16.7	66.7	33.3	16.7	50.0	83.3	0.0	16.7	0.0
建設業	66	16	16	34	14	18	34	6	24	36	5	21	40	2	14	50	2	15	49	2	22	42	2	13	51	2
	100.0	24.2	24.2	51.5	21.2	27.3	51.5	9.1	36.4	54.5	7.6	31.8	60.6	3.0	21.2	75.8	3.0	22.7	74.2	3.0	33.3	63.6	3.0	19.7	77.3	3.0
製造業	56	23	13	20	26	10	20	12	16	28	4	16	36	13	12	31	6	18	32	9	16	31	4	19	33	1
	100.0	41.1	23.2	35.7	46.4	17.9	35.7	21.4	28.6	50.0	7.1	28.6	64.3	23.2	21.4	55.4	10.7	32.1	57.1	16.1	28.6	55.4	7.1	33.9	58.9	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	0	3	0	0	1	1	1	0	1	2	0	1	2	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	8	7	1	0	6	2	0	2	6	0	2	4	2	1	3	4	2	5	1	4	3	1	1	5	2	0
	100.0	87.5	12.5	0.0	75.0	25.0	0.0	25.0	75.0	0.0	25.0	50.0	25.0	12.5	37.5	50.0	25.0	62.5	12.5	50.0	37.5	12.5	12.5	62.5	25.0	0.0
運輸業,郵便業	31	18	8	5	10	9	12	6	12	13	6	9	16	8	8	15	3	14	14	2	16	13	5	11	15	0
	100.0	58.1	25.8	16.1	32.3	29.0	38.7	19.4	38.7	41.9	19.4	29.0	51.6	25.8	25.8	48.4	9.7	45.2	45.2	6.5	51.6	41.9	16.1	35.5	48.4	0.0
卸売業,小売業	167	87	29	51	84	35	48	55	45	67	33	49	85	31	35	101	27	53	87	26	52	89	33	34	100	6
	100.0	52.1	17.4	30.5	50.3	21.0	28.7	32.9	26.9	40.1	19.8	29.3	50.9	18.6	21.0	60.5	16.2	31.7	52.1	15.6	31.1	53.3	19.8	20.4	59.9	3.6
金融業,保険業	21	16	2	3	17	1	3	15	2	4	11	6	4	4	2	15	10	5	6	13	4	4	13	3	5	0
	100.0	76.2	9.5	14.3	81.0	4.8	14.3	71.4	9.5	19.0	52.4	28.6	19.0	19.0	9.5	71.4	47.6	23.8	28.6	61.9	19.0	19.0	61.9	14.3	23.8	0.0
不動産業,物品賃貸業	11	6	1	4	6	3	2	4	3	4	1	6	4	0	4	7	2	4	5	3	3	5	2	5	4	0
	100.0	54.5	9.1	36.4	54.5	27.3	18.2	36.4	27.3	36.4	9.1	54.5	36.4	0.0	36.4	63.6	18.2	36.4	45.5	27.3	27.3	45.5	18.2	45.5	36.4	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	11	2	8	10	6	5	4	7	10	2	8	11	3	2	16	1	7	13	1	7	13	2	4	15	1
	100.0	52.4	9.5	38.1	47.6	28.6	23.8	19.0	33.3	47.6	9.5	38.1	52.4	14.3	9.5	76.2	4.8	33.3	61.9	4.8	33.3	61.9	9.5	19.0	71.4	4.8
宿泊業,飲食サービス業	46	27	11	8	19	18	9	21	14	11	16	14	16	13	16	17	18	15	13	14	18	14	15	11	20	2
	100.0	58.7	23.9	17.4	41.3	39.1	19.6	45.7	30.4	23.9	34.8	30.4	34.8	28.3	34.8	37.0	39.1	32.6	28.3	30.4	39.1	30.4	32.6	23.9	43.5	4.3
生活関連サービス業,娯楽業	18	5	8	5	6	9	3	4	6	8	4	5	9	3	2	13	3	4	11	4	6	8	3	3	12	2
	100.0	27.8	44.4	27.8	33.3	50.0	16.7	22.2	33.3	44.4	22.2	27.8	50.0	16.7	11.1	72.2	16.7	22.2	61.1	22.2	33.3	44.4	16.7	16.7	66.7	11.1
教育,学習支援業	20	8	4	8	13	4	3	7	3	10	4	2	14	3	3	14	3	8	9	3	6	11	2	5	13	1
	100.0	40.0	20.0	40.0	65.0	20.0	15.0	35.0	15.0	50.0	20.0	10.0	70.0	15.0	15.0	70.0	15.0	40.0	45.0	15.0	30.0	55.0	10.0	25.0	65.0	5.0
医療,福祉	165	75	28	62	94	26	45	61	29	75	36	31	98	41	23	101	22	43	100	22	40	103	30	33	102	17
	100.0	45.5	17.0	37.6	57.0	15.8	27.3	37.0	17.6	45.5	21.8	18.8	59.4	24.8	13.9	61.2	13.3	26.1	60.6	13.3	24.2	62.4	18.2	20.0	61.8	10.3
複合サービス事業	11	9	2	0	8	3	0	8	3	0	8	2	1	4	3	4	6	3	2	7	2	2	7	2	2	0
	100.0	81.8	18.2	0.0	72.7	27.3	0.0	72.7	27.3	0.0	72.7	18.2	9.1	36.4	27.3	36.4	54.5	27.3	18.2	63.6	18.2	18.2	63.6	18.2	18.2	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	13	4	15	16	3	13	12	4	16	7	10	15	3	9	20	6	7	19	8	8	16	4	8	20	0
	100.0	40.6	12.5	46.9	50.0	9.4	40.6	37.5	12.5	50.0	21.9	31.3	46.9	9.4	28.1	62.5	18.8	21.9	59.4	25.0	25.0	50.0	12.5	25.0	62.5	0.0

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅱ－５－②・③

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	女性の活躍推進の取組状況										
	女性活躍推進の取組目的（回答2つ以内）								一般事業主行動計画		
	事業所数	従業員の職業意識や価値観の多様化に対応するため	企業イメージ向上など、企業戦略として	顧客のニーズに対応するため	企業の社会的責任であるから	人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため	職場の風土改善により組織を活性化させるため	その他	事業所数	策定している	策定していない
計	434	194	43	48	81	278	98	15	676	164	512
	100.0	44.7	9.9	11.1	18.7	64.1	22.6	3.5	100.0	24.3	75.7
5～29人	315	130	33	33	58	212	70	13	534	108	426
	100.0	41.3	10.5	10.5	18.4	67.3	22.2	4.1	100.0	20.2	79.8
30～99人	91	50	6	12	15	52	22	1	111	32	79
	100.0	54.9	6.6	13.2	16.5	57.1	24.2	1.1	100.0	28.8	71.2
100～299人	22	10	3	3	8	10	4	0	25	18	7
	100.0	45.5	13.6	13.6	36.4	45.5	18.2	0.0	100.0	72.0	28.0
300人以上	6	4	1	0	0	4	2	1	6	6	0
	100.0	66.7	16.7	0.0	0.0	66.7	33.3	16.7	100.0	100.0	0.0
建設業	26	15	5	3	4	14	4	0	66	6	60
	100.0	57.7	19.2	11.5	15.4	53.8	15.4	0.0	100.0	9.1	90.9
製造業	39	13	9	4	5	25	7	1	56	8	48
	100.0	33.3	23.1	10.3	12.8	64.1	17.9	2.6	100.0	14.3	85.7
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	0	0	0	2	1	0	3	1	2
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	100.0	33.3	66.7
情報通信業	6	3	0	1	0	3	4	0	8	2	6
	100.0	50.0	0.0	16.7	0.0	50.0	66.7	0.0	100.0	25.0	75.0
運輸業,郵便業	19	9	1	1	3	9	7	1	31	7	24
	100.0	47.4	5.3	5.3	15.8	47.4	36.8	5.3	100.0	22.6	77.4
卸売業,小売業	110	41	13	13	24	74	24	4	167	38	129
	100.0	37.3	11.8	11.8	21.8	67.3	21.8	3.6	100.0	22.8	77.2
金融業,保険業	18	12	0	2	1	13	5	1	21	16	5
	100.0	66.7	0.0	11.1	5.6	72.2	27.8	5.6	100.0	76.2	23.8
不動産業,物品賃貸業	6	1	0	1	2	5	1	0	11	4	7
	100.0	16.7	0.0	16.7	33.3	83.3	16.7	0.0	100.0	36.4	63.6
学術研究,専門・技術サービス業	12	8	1	0	2	9	1	0	21	2	19
	100.0	66.7	8.3	0.0	16.7	75.0	8.3	0.0	100.0	9.5	90.5
宿泊業,飲食サービス業	34	14	6	6	2	26	8	1	46	12	34
	100.0	41.2	17.6	17.6	5.9	76.5	23.5	2.9	100.0	26.1	73.9
生活関連サービス業,娯楽業	14	9	4	1	1	5	5	0	18	2	16
	100.0	64.3	28.6	7.1	7.1	35.7	35.7	0.0	100.0	11.1	88.9
教育,学習支援業	14	5	0	3	3	9	3	1	20	4	16
	100.0	35.7	0.0	21.4	21.4	64.3	21.4	7.1	100.0	20.0	80.0
医療,福祉	106	49	2	10	28	68	20	6	165	51	114
	100.0	46.2	1.9	9.4	26.4	64.2	18.9	5.7	100.0	30.9	69.1
複合サービス事業	10	6	0	2	3	4	3	0	11	6	5
	100.0	60.0	0.0	20.0	30.0	40.0	30.0	0.0	100.0	54.5	45.5
サービス業(他に分類されないもの)	17	9	2	1	3	12	5	0	32	5	27
	100.0	52.9	11.8	5.9	17.6	70.6	29.4	0.0	100.0	15.6	84.4

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅱ－6・Ⅲ－7－①

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	ハラスメント防止									ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)			
	取組状況			取組内容（複数回答）						認知状況			
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発	管理職・従業員に対する研修を行う	被害を受けた労働者へのケアや再発防止	相談窓口や担当部署など苦情処理機関を設置する	その他	事業所数	言葉も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知らない
計	676	482	194	482	391	222	187	333	20	676	401	177	98
	100.0	71.3	28.7	100.0	81.1	46.1	38.8	69.1	4.1	100.0	59.3	26.2	14.5
5～29人	534	354	180	354	278	168	141	232	19	534	290	158	86
	100.0	66.3	33.7	100.0	78.5	47.5	39.8	65.5	5.4	100.0	54.3	29.6	16.1
30～99人	111	97	14	97	85	41	33	71	0	111	83	17	11
	100.0	87.4	12.6	100.0	87.6	42.3	34.0	73.2	0.0	100.0	74.8	15.3	9.9
100～299人	25	25	0	25	23	10	9	24	0	25	23	1	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	92.0	40.0	36.0	96.0	0.0	100.0	92.0	4.0	4.0
300人以上	6	6	0	6	5	3	4	6	1	6	5	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	83.3	50.0	66.7	100.0	16.7	100.0	83.3	16.7	0.0
建設業	66	27	39	27	20	13	9	14	1	66	24	31	11
	100.0	40.9	59.1	100.0	74.1	48.1	33.3	51.9	3.7	100.0	36.4	47.0	16.7
製造業	56	32	24	32	22	7	6	20	1	56	29	13	14
	100.0	57.1	42.9	100.0	68.8	21.9	18.8	62.5	3.1	100.0	51.8	23.2	25.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	3	2	2	3	0	3	2	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	66.7	66.7	100.0	0.0	100.0	66.7	33.3	0.0
情報通信業	8	7	1	7	7	3	4	5	0	8	7	1	0
	100.0	87.5	12.5	100.0	100.0	42.9	57.1	71.4	0.0	100.0	87.5	12.5	0.0
運輸業,郵便業	31	28	3	28	21	12	9	21	2	31	26	3	2
	100.0	90.3	9.7	100.0	75.0	42.9	32.1	75.0	7.1	100.0	83.9	9.7	6.5
卸売業,小売業	167	109	58	109	87	52	49	76	4	167	90	45	32
	100.0	65.3	34.7	100.0	79.8	47.7	45.0	69.7	3.7	100.0	53.9	26.9	19.2
金融業,保険業	21	20	1	20	19	18	14	18	0	21	18	3	0
	100.0	95.2	4.8	100.0	95.0	90.0	70.0	90.0	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0
不動産業,物品賃貸業	11	10	1	10	9	3	2	6	0	11	6	4	1
	100.0	90.9	9.1	100.0	90.0	30.0	20.0	60.0	0.0	100.0	54.5	36.4	9.1
学術研究,専門・技術サービス業	21	16	5	16	13	6	7	9	2	21	12	6	3
	100.0	76.2	23.8	100.0	81.3	37.5	43.8	56.3	12.5	100.0	57.1	28.6	14.3
宿泊業,飲食サービス業	46	36	10	36	28	14	14	22	2	46	28	14	4
	100.0	78.3	21.7	100.0	77.8	38.9	38.9	61.1	5.6	100.0	60.9	30.4	8.7
生活関連サービス業,娯楽業	18	11	7	11	7	4	3	6	0	18	7	7	4
	100.0	61.1	38.9	100.0	63.6	36.4	27.3	54.5	0.0	100.0	38.9	38.9	22.2
教育,学習支援業	20	18	2	18	15	8	4	13	1	20	16	3	1
	100.0	90.0	10.0	100.0	83.3	44.4	22.2	72.2	5.6	100.0	80.0	15.0	5.0
医療,福祉	165	139	26	139	117	63	49	100	7	165	114	34	17
	100.0	84.2	15.8	100.0	84.2	45.3	35.3	71.9	5.0	100.0	69.1	20.6	10.3
複合サービス事業	11	10	1	10	8	9	7	9	0	11	8	2	1
	100.0	90.9	9.1	100.0	80.0	90.0	70.0	90.0	0.0	100.0	72.7	18.2	9.1
サービス業(他に分類されないもの)	32	16	16	16	15	8	8	11	0	32	14	10	8
	100.0	50.0	50.0	100.0	93.8	50.0	50.0	68.8	0.0	100.0	43.8	31.3	25.0

上段：事業所数

下段：％

事業所規模別産業別	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）																									
	取組状況			取組内容（複数回答）																						
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	育児休業制度	介護休業制度	子の看護休暇制度	介護休暇制度	事業所内託児施設の設置	育児に関する経済的支援	介護に関する経済的支援	復職支援	所定外労働の免除	育児などの事情に応じた短時間勤務制度	テレワーク（ICTを活用するなどの在宅勤務制度）	テレワーク（モバイルワークやサテライトオフィス勤務）	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	業務体制・分担の見直しによる仕事の効率化	休暇取得の促進	残業の削減	子育て支援活動・地域貢献活動への参加の支援・実施	産業医によるカウンセリング機会の設定	健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援	健康に関する管理職研修や従業員への講話の機会の設定	その他
計	676	570	106	570	531	481	442	429	15	47	9	114	192	228	57	26	54	163	169	197	172	25	100	141	69	15
	100.0	84.3	15.7	100.0	93.2	84.4	77.5	75.3	2.6	8.2	1.6	20.0	33.7	40.0	10.0	4.6	9.5	28.6	29.6	34.6	30.2	4.4	17.5	24.7	12.1	2.6
5～29人	534	430	104	430	395	351	321	316	9	34	7	79	126	154	40	21	40	121	122	140	125	19	60	105	50	12
	100.0	80.5	19.5	100.0	91.9	81.6	74.7	73.5	2.1	7.9	1.6	18.4	29.3	35.8	9.3	4.9	9.3	28.1	28.4	32.6	29.1	4.4	14.0	24.4	11.6	2.8
30～99人	111	109	2	109	105	99	92	85	3	7	0	26	47	53	11	5	8	32	40	42	37	4	26	23	14	1
	100.0	98.2	1.8	100.0	96.3	90.8	84.4	78.0	2.8	6.4	0.0	23.9	43.1	48.6	10.1	4.6	7.3	29.4	36.7	38.5	33.9	3.7	23.9	21.1	12.8	0.9
100～299人	25	25	0	25	25	25	23	22	2	2	0	5	14	17	2	0	3	7	6	12	8	1	10	9	2	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	92.0	88.0	8.0	8.0	0.0	20.0	56.0	68.0	8.0	0.0	12.0	28.0	24.0	48.0	32.0	4.0	40.0	36.0	8.0	4.0
300人以上	6	6	0	6	6	6	6	6	1	4	2	4	5	4	4	0	3	3	1	3	2	1	4	4	3	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	16.7	66.7	33.3	66.7	83.3	66.7	66.7	0.0	50.0	50.0	16.7	50.0	33.3	16.7	66.7	66.7	50.0	16.7
建設業	66	43	23	43	35	29	28	28	0	2	0	3	5	8	3	4	4	9	6	11	12	2	6	10	7	0
	100.0	65.2	34.8	100.0	81.4	67.4	65.1	65.1	0.0	4.7	0.0	7.0	11.6	18.6	7.0	9.3	9.3	20.9	14.0	25.6	27.9	4.7	14.0	23.3	16.3	0.0
製造業	56	44	12	44	40	37	34	33	0	0	0	5	14	14	1	0	3	11	7	11	18	0	8	7	0	2
	100.0	78.6	21.4	100.0	90.9	84.1	77.3	75.0	0.0	0.0	0.0	11.4	31.8	31.8	2.3	0.0	6.8	25.0	15.9	25.0	40.9	0.0	18.2	15.9	0.0	4.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	3	3	3	3	0	2	0	2	2	3	2	1	2	2	2	2	2	0	2	2	2	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	66.7	66.7	100.0	66.7	33.3	66.7	66.7	66.7	66.7	66.7	0.0	66.7	66.7	66.7	0.0
情報通信業	8	7	1	7	7	7	7	6	0	0	0	2	3	3	3	2	1	2	2	2	3	1	3	1	1	0
	100.0	87.5	12.5	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	0.0	0.0	0.0	28.6	42.9	42.9	42.9	28.6	14.3	28.6	28.6	28.6	42.9	14.3	42.9	14.3	14.3	0.0
運輸業,郵便業	31	29	2	29	29	29	24	25	0	0	0	3	10	9	2	0	2	5	9	10	7	1	8	7	5	0
	100.0	93.5	6.5	100.0	100.0	100.0	82.8	86.2	0.0	0.0	0.0	10.3	34.5	31.0	6.9	0.0	6.9	17.2	31.0	34.5	24.1	3.4	27.6	24.1	17.2	0.0
卸売業,小売業	167	136	31	136	127	110	104	96	1	6	0	25	46	44	13	7	12	38	36	49	37	2	16	28	15	4
	100.0	81.4	18.6	100.0	93.4	80.9	76.5	70.6	0.7	4.4	0.0	18.4	33.8	32.4	9.6	5.1	8.8	27.9	26.5	36.0	27.2	1.5	11.8	20.6	11.0	2.9
金融業,保険業	21	19	2	19	19	19	19	19	0	12	2	13	14	16	12	2	4	13	12	16	15	2	14	14	7	1
	100.0	90.5	9.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	63.2	10.5	68.4	73.7	84.2	63.2	10.5	21.1	68.4	63.2	84.2	78.9	10.5	73.7	73.7	36.8	5.3
不動産業,物品賃貸業	11	10	1	10	10	7	7	8	0	1	1	1	1	5	1	1	2	3	2	4	4	0	0	1	1	0
	100.0	90.9	9.1	100.0	100.0	70.0	70.0	80.0	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0	50.0	10.0	10.0	20.0	30.0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	18	3	18	18	16	15	14	0	1	1	6	6	6	6	3	3	6	6	5	5	1	5	5	4	0
	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	88.9	83.3	77.8	0.0	5.6	5.6	33.3	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	33.3	33.3	27.8	27.8	5.6	27.8	27.8	22.2	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	38	8	38	32	29	28	24	1	3	0	5	16	16	1	1	2	14	13	10	8	2	1	10	3	4
	100.0	82.6	17.4	100.0	84.2	76.3	73.7	63.2	2.6	7.9	0.0	13.2	42.1	42.1	2.6	2.6	5.3	36.8	34.2	26.3	21.1	5.3	2.6	26.3	7.9	10.5
生活関連サービス業,娯楽業	18	11	7	11	11	10	9	8	0	0	0	3	3	4	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	1	0
	100.0	61.1	38.9	100.0	100.0	90.9	81.8	72.7	0.0	0.0	0.0	27.3	27.3	36.4	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	18.2	9.1	0.0	9.1	9.1	9.1	0.0
教育,学習支援業	20	19	1	19	19	19	16	14	1	0	0	1	10	13	2	0	0	7	4	6	8	2	5	2	4	1
	100.0	95.0	5.0	100.0	100.0	100.0	84.2	73.7	5.3	0.0	0.0	5.3	52.6	68.4	10.5	0.0	0.0	36.8	21.1	31.6	42.1	10.5	26.3	10.5	21.1	5.3
医療,福祉	165	159	6	159	149	136	126	126	12	17	3	34	53	75	9	5	12	39	57	50	37	10	18	44	16	2
	100.0	96.4	3.6	100.0	93.7	85.5	79.2	79.2	7.5	10.7	1.9	21.4	33.3	47.2	5.7	3.1	7.5	24.5	35.8	31.4	23.3	6.3	11.3	27.7	10.1	1.3
複合サービス事業	11	11	0	11	11	11	7	8	0	2	2	6	4	4	0	0	4	5	5	9	7	0	7	4	2	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	63.6	72.7	0.0	18.2	18.2	54.5	36.4	36.4	0.0	0.0	36.4	45.5	45.5	81.8	63.6	0.0	63.6	36.4	18.2	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	23	9	23	21	19	15	17	0	1	0	5	5	8	2	0	3	7	8	10	8	2	6	5	1	1
	100.0	71.9	28.1	100.0	91.3	82.6	65.2	73.9	0.0	4.3	0.0	21.7	21.7	34.8	8.7	0.0	13.0	30.4	34.8	43.5	34.8	8.7	26.1	21.7	4.3	4.3

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅲ－ 7 －④・⑤

県 合 計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）															
	取り組んでいない理由（回答3つ以内）													Nびかの知名度		
	事業所数	従業員からの要望がないから	人手不足だから	労務管理が複雑になるから	代替要員の確保が困難だから	従業員の負担や不公平感が増大するから	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなる	コストがかかる	生産性・売り上げが減少する	メリットがあるかわからない	どういものかわからないから	行政の支援が不足しているから	その他	事業所数	知っている	知らない
計	106	45	48	5	13	7	12	1	2	13	23	7	13	676	162	514
	100.0	42.5	45.3	4.7	12.3	6.6	11.3	0.9	1.9	12.3	21.7	6.6	12.3	100.0	24.0	76.0
5～29人	104	44	47	5	13	7	12	1	2	12	23	6	13	534	98	436
	100.0	42.3	45.2	4.8	12.5	6.7	11.5	1.0	1.9	11.5	22.1	5.8	12.5	100.0	18.4	81.6
30～99人	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	111	43	68
	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	38.7	61.3
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	15	10
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.0	40.0
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0
建設業	23	11	12	2	4	1	1	0	0	1	4	1	0	66	13	53
	100.0	47.8	52.2	8.7	17.4	4.3	4.3	0.0	0.0	4.3	17.4	4.3	0.0	100.0	19.7	80.3
製造業	12	4	6	0	1	0	2	0	2	1	5	1	2	56	12	44
	100.0	33.3	50.0	0.0	8.3	0.0	16.7	0.0	16.7	8.3	41.7	8.3	16.7	100.0	21.4	78.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	66.7
情報通信業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	6	2
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	75.0	25.0
運輸業,郵便業	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	31	8	23
	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0	25.8	74.2
卸売業,小売業	31	13	19	2	4	2	3	0	0	5	9	2	1	167	33	134
	100.0	41.9	61.3	6.5	12.9	6.5	9.7	0.0	0.0	16.1	29.0	6.5	3.2	100.0	19.8	80.2
金融業,保険業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	21	14	7
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	66.7	33.3
不動産業,物品賃貸業	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
学術研究,専門・技術サービス業	3	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	21	5	16
	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	100.0	23.8	76.2
宿泊業,飲食サービス業	8	4	2	0	0	0	1	0	0	1	1	1	3	46	9	37
	100.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	37.5	100.0	19.6	80.4
生活関連サービス業,娯楽業	7	1	3	1	0	2	3	0	0	1	1	1	0	18	3	15
	100.0	14.3	42.9	14.3	0.0	28.6	42.9	0.0	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0	100.0	16.7	83.3
教育,学習支援業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	6	14
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	30.0	70.0
医療,福祉	6	3	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	2	165	45	120
	100.0	50.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	33.3	100.0	27.3	72.7
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	10
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	9.1	90.9
サービス業(他に分類されないもの)	9	7	3	0	3	0	1	1	0	1	1	0	0	32	6	26
	100.0	77.8	33.3	0.0	33.3	0.0	11.1	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	100.0	18.8	81.3

事業所規模別産業別	年次有給休暇												
	事業所数	労働者数 (人)	うち 女性	年間延べ 付与日数 (日) A		年間延べ 取得日数 (日) B		一人当たり					
								付与日数 (日)	うち 女性	取得日数 (日)	うち 女性	取得率 B／A (%)	うち 女性
計	660	15,402	8,300	248,825	129,216	155,766	86,496	16.2	15.6	10.1	10.4	62.6	66.9
5～29人	520	5,351	2,794	87,226	43,943	49,597	27,007	16.3	15.7	9.3	9.7	56.9	61.5
30～99人	110	4,585	2,258	76,616	36,368	47,245	23,241	16.7	16.1	10.3	10.3	61.7	63.9
100～299人	24	3,008	1,609	46,219	24,084	31,545	17,398	15.4	15.0	10.5	10.8	68.3	72.2
300人以上	6	2,458	1,639	38,764	24,821	27,379	18,850	15.8	15.1	11.1	11.5	70.6	75.9
建設業	62	727	99	11,861	1,579	6,855	987	16.3	15.9	9.4	10.0	57.8	62.5
製造業	54	1,401	577	25,150	9,957	15,245	6,275	18.0	17.3	10.9	10.9	60.6	63.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	56	3	1,052	60	939	60	18.8	20.0	16.8	20.0	89.3	100.0
情報通信業	8	278	76	4,313	1,183	2,998	721	15.5	15.6	10.8	9.5	69.5	60.9
運輸業,郵便業	31	1,045	105	17,691	1,766	9,808	1,282	16.9	16.8	9.4	12.2	55.4	72.6
卸売業,小売業	160	2,225	1,066	35,955	16,148	18,148	8,647	16.2	15.1	8.2	8.1	50.5	53.5
金融業,保険業	21	1,193	935	20,419	15,731	16,181	13,282	17.1	16.8	13.6	14.2	79.2	84.4
不動産業,物品賃貸業	11	125	66	1,915	992	1,040	422	15.3	15.0	8.3	6.4	54.3	42.5
学術研究,専門・技術サービス業	21	708	162	13,954	2,982	8,865	2,051	19.7	18.4	12.5	12.7	63.5	68.8
宿泊業,飲食サービス業	45	1,302	837	14,889	9,327	5,264	3,419	11.4	11.1	4.0	4.1	35.4	36.7
生活関連サービス業,娯楽業	18	308	170	4,460	2,394	2,594	1,459	14.5	14.1	8.4	8.6	58.2	60.9
教育,学習支援業	20	747	467	13,117	8,131	8,441	5,019	17.6	17.4	11.3	10.7	64.4	61.7
医療,福祉	165	4,619	3,546	72,523	55,726	52,270	40,821	15.7	15.7	11.3	11.5	72.1	73.3
複合サービス事業	11	359	97	6,130	1,641	3,802	1,143	17.1	16.9	10.6	11.8	62.0	69.7
サービス業(他に分類されないもの)	30	309	94	5,396	1,599	3,316	908	17.5	17.0	10.7	9.7	61.5	56.8

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅳ－８－②・③

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	年次有給休暇													
	計画的付与制度			半日または時間単位取得制度										
	事業所数	制度あり	制度なし	事業所数	取得 できる	取得 できない	半日または時間単位取得日数							
							事業所数	1日	2日	3日	4日	5日	6～9日	10日以上
計	676	227	449	676	520	156	515	1	2	6	0	129	16	361
	100.0	33.6	66.4	100.0	76.9	23.1	100.0	0.2	0.4	1.2	0.0	25.0	3.1	70.1
5～29人	534	175	359	534	404	130	400	1	2	5	0	92	16	284
	100.0	32.8	67.2	100.0	75.7	24.3	100.0	0.3	0.5	1.3	0.0	23.0	4.0	71.0
30～99人	111	42	69	111	88	23	88	0	0	1	0	29	0	58
	100.0	37.8	62.2	100.0	79.3	20.7	100.0	0.0	0.0	1.1	0.0	33.0	0.0	65.9
100～299人	25	9	16	25	23	2	22	0	0	0	0	5	0	17
	100.0	36.0	64.0	100.0	92.0	8.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.7	0.0	77.3
300人以上	6	1	5	6	5	1	5	0	0	0	0	3	0	2
	100.0	16.7	83.3	100.0	83.3	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	40.0
建設業	66	22	44	66	42	24	42	0	0	0	0	6	2	34
	100.0	33.3	66.7	100.0	63.6	36.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	4.8	81.0
製造業	56	22	34	56	37	19	37	0	0	0	0	4	1	32
	100.0	39.3	60.7	100.0	66.1	33.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.8	2.7	86.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	2	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	100.0	33.3	66.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
情報通信業	8	2	6	8	7	1	7	0	0	0	0	2	1	4
	100.0	25.0	75.0	100.0	87.5	12.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	14.3	57.1
運輸業,郵便業	31	11	20	31	19	12	19	0	0	0	0	3	1	15
	100.0	35.5	64.5	100.0	61.3	38.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8	5.3	78.9
卸売業,小売業	167	53	114	167	119	48	116	1	2	3	0	25	5	80
	100.0	31.7	68.3	100.0	71.3	28.7	100.0	0.9	1.7	2.6	0.0	21.6	4.3	69.0
金融業,保険業	21	12	9	21	20	1	20	0	0	0	0	12	0	8
	100.0	57.1	42.9	100.0	95.2	4.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	40.0
不動産業,物品賃貸業	11	5	6	11	10	1	10	0	0	0	0	1	0	9
	100.0	45.5	54.5	100.0	90.9	9.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	90.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	5	16	21	18	3	18	0	0	0	0	5	0	13
	100.0	23.8	76.2	100.0	85.7	14.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.8	0.0	72.2
宿泊業,飲食サービス業	46	12	34	46	26	20	26	0	0	1	0	5	1	19
	100.0	26.1	73.9	100.0	56.5	43.5	100.0	0.0	0.0	3.8	0.0	19.2	3.8	73.1
生活関連サービス業,娯楽業	18	5	13	18	12	6	12	0	0	0	0	3	2	7
	100.0	27.8	72.2	100.0	66.7	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	16.7	58.3
教育,学習支援業	20	10	10	20	18	2	18	0	0	0	0	7	0	11
	100.0	50.0	50.0	100.0	90.0	10.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.9	0.0	61.1
医療,福祉	165	47	118	165	153	12	152	0	0	2	0	45	3	102
	100.0	28.5	71.5	100.0	92.7	7.3	100.0	0.0	0.0	1.3	0.0	29.6	2.0	67.1
複合サービス事業	11	9	2	11	11	0	11	0	0	0	0	6	0	5
	100.0	81.8	18.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.5	0.0	45.5
サービス業(他に分類されないもの)	32	11	21	32	25	7	24	0	0	0	0	5	0	19
	100.0	34.4	65.6	100.0	78.1	21.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.8	0.0	79.2

事業所規模別産業別	年次有給休暇												
	半日または時間単位取得制度に取り組まない理由				取得促進のための取組								
	事業所数	従業員が同時に仕事をしなければならず、取得が困難だから	半日または時間単位の取得は可能だが、従業員からの要望がないため行っていない	その他	事業所数	実施している (複数回答)	年(月)初めの計画書の提出	計画的付与制度（一斉、班別、個人）	時間・半日単位の分割付与	管理・監督者の率先取得	残日数を社員に通知	その他	実施していない
計	156	64	72	20	676	623	122	226	517	94	402	49	53
	100.0	41.0	46.2	12.8	100.0	92.2	19.6	36.3	83.0	15.1	64.5	7.9	7.8
5～29人	130	56	59	15	534	483	93	174	401	68	307	37	51
	100.0	43.1	45.4	11.5	100.0	90.4	19.3	36.0	83.0	14.1	63.6	7.7	9.6
30～99人	23	6	12	5	111	109	21	42	88	22	71	7	2
	100.0	26.1	52.2	21.7	100.0	98.2	19.3	38.5	80.7	20.2	65.1	6.4	1.8
100～299人	2	2	0	0	25	25	6	9	23	2	19	3	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	24.0	36.0	92.0	8.0	76.0	12.0	0.0
300人以上	1	0	1	0	6	6	2	1	5	2	5	2	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	33.3	16.7	83.3	33.3	83.3	33.3	0.0
建設業	24	12	11	1	66	53	9	22	42	7	28	4	13
	100.0	50.0	45.8	4.2	100.0	80.3	17.0	41.5	79.2	13.2	52.8	7.5	19.7
製造業	19	6	13	0	56	46	8	21	37	5	31	3	10
	100.0	31.6	68.4	0.0	100.0	82.1	17.4	45.7	80.4	10.9	67.4	6.5	17.9
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	3	3	1	1	3	1	3	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	33.3	33.3	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0
情報通信業	1	1	0	0	8	8	0	2	7	2	8	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	25.0	87.5	25.0	100.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	12	6	4	2	31	29	6	11	19	3	21	0	2
	100.0	50.0	33.3	16.7	100.0	93.5	20.7	37.9	65.5	10.3	72.4	0.0	6.5
卸売業,小売業	48	17	23	8	167	149	34	53	116	26	102	7	18
	100.0	35.4	47.9	16.7	100.0	89.2	22.8	35.6	77.9	17.4	68.5	4.7	10.8
金融業,保険業	1	0	1	0	21	21	12	12	20	4	17	5	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	57.1	57.1	95.2	19.0	81.0	23.8	0.0
不動産業,物品賃貸業	1	0	1	0	11	11	3	5	10	2	7	3	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	27.3	45.5	90.9	18.2	63.6	27.3	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	3	1	1	1	21	21	2	5	18	2	13	3	0
	100.0	33.3	33.3	33.3	100.0	100.0	9.5	23.8	85.7	9.5	61.9	14.3	0.0
宿泊業,飲食サービス業	20	8	8	4	46	41	3	12	26	8	24	6	5
	100.0	40.0	40.0	20.0	100.0	89.1	7.3	29.3	63.4	19.5	58.5	14.6	10.9
生活関連サービス業,娯楽業	6	3	2	1	18	16	1	5	12	2	7	1	2
	100.0	50.0	33.3	16.7	100.0	88.9	6.3	31.3	75.0	12.5	43.8	6.3	11.1
教育,学習支援業	2	0	1	1	20	20	4	10	18	2	10	1	0
	100.0	0.0	50.0	50.0	100.0	100.0	20.0	50.0	90.0	10.0	50.0	5.0	0.0
医療,福祉	12	8	2	2	165	162	31	47	153	22	103	12	3
	100.0	66.7	16.7	16.7	100.0	98.2	19.1	29.0	94.4	13.6	63.6	7.4	1.8
複合サービス事業	0	0	0	0	11	11	5	9	11	1	8	2	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	45.5	81.8	100.0	9.1	72.7	18.2	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	7	2	5	0	32	32	3	11	25	7	20	2	0
	100.0	28.6	71.4	0.0	100.0	100.0	9.4	34.4	78.1	21.9	62.5	6.3	0.0

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅳ－ 9 －①・②

県 合 計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	週休制について															
	週休 2 日制度 (適用労働者割合)						週休 2 日制度 (事業所割合)						完全週休 2 日制に移行できない理由			
	労働者数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休 2日制より 実質的に 少ない	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 多い	事業所数	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休 2日制より 実質的に 少ない	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 多い	事業所数	営業日が 決まって おり、移行が困難 だから	移行は可能だが、従業員からの 要望がないため	その他
計	15, 895	1, 445	12, 416	4, 859	7, 557	2, 034	672	104	500	191	309	68	338	235	18	85
	100. 0	9. 1	78. 1	30. 6	47. 5	12. 8	100. 0	15. 5	74. 4	28. 4	46. 0	10. 1	100. 0	69. 5	5. 3	25. 1
5～29人	5, 771	781	4, 452	1, 695	2, 757	538	532	87	399	150	249	46	269	182	16	71
	100. 0	13. 5	77. 1	29. 4	47. 8	9. 3	100. 0	16. 4	75. 0	28. 2	46. 8	8. 6	100. 0	67. 7	5. 9	26. 4
30～99人	4, 513	514	3, 246	1, 358	1, 888	753	110	15	76	33	43	19	58	44	2	12
	100. 0	11. 4	71. 9	30. 1	41. 8	16. 7	100. 0	13. 6	69. 1	30. 0	39. 1	17. 3	100. 0	75. 9	3. 4	20. 7
100～299人	2, 967	150	2, 493	855	1, 638	324	24	2	20	6	14	2	9	7	0	2
	100. 0	5. 1	84. 0	28. 8	55. 2	10. 9	100. 0	8. 3	83. 3	25. 0	58. 3	8. 3	100. 0	77. 8	0. 0	22. 2
300人以上	2, 644	0	2, 225	951	1, 274	419	6	0	5	2	3	1	2	2	0	0
	100. 0	0. 0	84. 2	36. 0	48. 2	15. 8	100. 0	0. 0	83. 3	33. 3	50. 0	16. 7	100. 0	100. 0	0. 0	0. 0
建設業	859	195	624	278	346	40	66	16	48	23	25	2	43	27	3	13
	100. 0	22. 7	72. 6	32. 4	40. 3	4. 7	100. 0	24. 2	72. 7	34. 8	37. 9	3. 0	100. 0	62. 8	7. 0	30. 2
製造業	1, 412	141	1, 261	484	777	10	56	13	43	21	22	0	35	21	3	11
	100. 0	10. 0	89. 3	34. 3	55. 0	0. 7	100. 0	23. 2	76. 8	37. 5	39. 3	0. 0	100. 0	60. 0	8. 6	31. 4
電気・ガス・熱供給・水道業	61	0	47	28	19	14	3	0	2	1	1	1	1	1	0	0
	100. 0	0. 0	77. 0	45. 9	31. 1	23. 0	100. 0	0. 0	66. 7	33. 3	33. 3	33. 3	100. 0	100. 0	0. 0	0. 0
情報通信業	300	0	299	60	239	1	8	0	8	1	7	0	1	1	0	0
	100. 0	0. 0	99. 7	20. 0	79. 7	0. 3	100. 0	0. 0	100. 0	12. 5	87. 5	0. 0	100. 0	100. 0	0. 0	0. 0
運輸業,郵便業	1, 101	222	812	451	361	67	31	7	21	13	8	3	22	20	0	2
	100. 0	20. 2	73. 8	41. 0	32. 8	6. 1	100. 0	22. 6	67. 7	41. 9	25. 8	9. 7	100. 0	90. 9	0. 0	9. 1
卸売業,小売業	2, 324	303	1, 767	674	1, 093	254	165	25	117	49	68	23	89	60	5	24
	100. 0	13. 0	76. 0	29. 0	47. 0	10. 9	100. 0	15. 2	70. 9	29. 7	41. 2	13. 9	100. 0	67. 4	5. 6	27. 0
金融業,保険業	1, 249	0	827	16	811	422	21	0	20	1	19	1	1	1	0	0
	100. 0	0. 0	66. 2	1. 3	64. 9	33. 8	100. 0	0. 0	95. 2	4. 8	90. 5	4. 8	100. 0	100. 0	0. 0	0. 0
不動産業,物品賃貸業	119	0	108	16	92	11	10	0	9	3	6	1	3	3	0	0
	100. 0	0. 0	90. 8	13. 4	77. 3	9. 2	100. 0	0. 0	90. 0	30. 0	60. 0	10. 0	100. 0	100. 0	0. 0	0. 0
学術研究,専門・技術サービス業	688	48	639	63	576	1	21	2	19	6	13	0	8	4	1	3
	100. 0	7. 0	92. 9	9. 2	83. 7	0. 1	100. 0	9. 5	90. 5	28. 6	61. 9	0. 0	100. 0	50. 0	12. 5	37. 5
宿泊業,飲食サービス業	1, 480	69	1, 136	803	333	275	46	8	24	11	13	14	27	19	0	8
	100. 0	4. 7	76. 8	54. 3	22. 5	18. 6	100. 0	17. 4	52. 2	23. 9	28. 3	30. 4	100. 0	70. 4	0. 0	29. 6
生活関連サービス業,娯楽業	321	9	212	50	162	100	18	0	15	7	8	3	8	4	2	2
	100. 0	2. 8	66. 0	15. 6	50. 5	31. 2	100. 0	0. 0	83. 3	38. 9	44. 4	16. 7	100. 0	50. 0	25. 0	25. 0
教育,学習支援業	720	3	642	433	209	75	20	0	19	11	8	1	11	7	0	4
	100. 0	0. 4	89. 2	60. 1	29. 0	10. 4	100. 0	0. 0	95. 0	55. 0	40. 0	5. 0	100. 0	63. 6	0. 0	36. 4
医療,福祉	4, 504	412	3, 358	1, 332	2, 026	734	164	28	119	32	87	17	70	54	4	12
	100. 0	9. 1	74. 6	29. 6	45. 0	16. 3	100. 0	17. 1	72. 6	19. 5	53. 0	10. 4	100. 0	77. 1	5. 7	17. 1
複合サービス事業	390	3	387	70	317	0	11	0	11	3	8	0	3	1	0	2
	100. 0	0. 8	99. 2	17. 9	81. 3	0. 0	100. 0	0. 0	100. 0	27. 3	72. 7	0. 0	100. 0	33. 3	0. 0	66. 7
サービス業(他に分類されないもの)	367	40	297	101	196	30	32	5	25	9	16	2	16	12	0	4
	100. 0	10. 9	80. 9	27. 5	53. 4	8. 2	100. 0	15. 6	78. 1	28. 1	50. 0	6. 3	100. 0	75. 0	0. 0	25. 0

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅳ－ 1 0 －①・②・③

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	労働時間について																
	週所定労働時間					労働時間短縮のための取組状況			取組内容（複数回答）								
	事業所数	38時間以下	38時間超40時間未満	40時間	40時間超44時間以下	事業所数	実施している	実施していない	事業所数	所定外労働時間の削減	変形労働時間制の導入・活用	週休制の改善	年次有給休暇の計画的付与の実施	連続休暇制度の導入・拡大	ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定	従業員の増員	その他
計	676	76	117	425	58	676	495	181	495	200	164	33	223	51	170	126	26
	100.0	11.2	17.3	62.9	8.6	100.0	73.2	26.8	100.0	40.4	33.1	6.7	45.1	10.3	34.3	25.5	5.3
5～29人	534	67	90	324	53	534	374	160	374	157	117	28	175	41	124	83	17
	100.0	12.5	16.9	60.7	9.9	100.0	70.0	30.0	100.0	42.0	31.3	7.5	46.8	11.0	33.2	22.2	4.5
30～99人	111	6	17	83	5	111	96	15	96	31	38	5	39	8	36	35	7
	100.0	5.4	15.3	74.8	4.5	100.0	86.5	13.5	100.0	32.3	39.6	5.2	40.6	8.3	37.5	36.5	7.3
100～299人	25	2	8	15	0	25	20	5	20	8	7	0	8	1	8	6	1
	100.0	8.0	32.0	60.0	0.0	100.0	80.0	20.0	100.0	40.0	35.0	0.0	40.0	5.0	40.0	30.0	5.0
300人以上	6	1	2	3	0	6	5	1	5	4	2	0	1	1	2	2	1
	100.0	16.7	33.3	50.0	0.0	100.0	83.3	16.7	100.0	80.0	40.0	0.0	20.0	20.0	40.0	40.0	20.0
建設業	66	9	13	38	6	66	44	22	44	14	14	6	22	6	12	10	1
	100.0	13.6	19.7	57.6	9.1	100.0	66.7	33.3	100.0	31.8	31.8	13.6	50.0	13.6	27.3	22.7	2.3
製造業	56	6	13	32	5	56	40	16	40	12	14	3	22	3	16	9	2
	100.0	10.7	23.2	57.1	8.9	100.0	71.4	28.6	100.0	30.0	35.0	7.5	55.0	7.5	40.0	22.5	5.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	1	2	0	3	3	0	3	2	1	0	1	0	2	0	0
	100.0	0.0	33.3	66.7	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
情報通信業	8	2	0	6	0	8	6	2	6	1	1	1	2	0	3	3	0
	100.0	25.0	0.0	75.0	0.0	100.0	75.0	25.0	100.0	16.7	16.7	16.7	33.3	0.0	50.0	50.0	0.0
運輸業,郵便業	31	2	2	24	3	31	24	7	24	11	13	1	11	2	7	5	5
	100.0	6.5	6.5	77.4	9.7	100.0	77.4	22.6	100.0	45.8	54.2	4.2	45.8	8.3	29.2	20.8	20.8
卸売業,小売業	167	26	32	92	17	167	117	50	117	53	37	6	51	8	38	30	3
	100.0	15.6	19.2	55.1	10.2	100.0	70.1	29.9	100.0	45.3	31.6	5.1	43.6	6.8	32.5	25.6	2.6
金融業,保険業	21	4	2	15	0	21	19	2	19	12	2	0	12	11	16	1	2
	100.0	19.0	9.5	71.4	0.0	100.0	90.5	9.5	100.0	63.2	10.5	0.0	63.2	57.9	84.2	5.3	10.5
不動産業,物品賃貸業	11	1	2	7	1	11	9	2	9	3	3	1	5	1	4	3	0
	100.0	9.1	18.2	63.6	9.1	100.0	81.8	18.2	100.0	33.3	33.3	11.1	55.6	11.1	44.4	33.3	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	1	6	14	0	21	15	6	15	7	6	1	5	5	5	5	0
	100.0	4.8	28.6	66.7	0.0	100.0	71.4	28.6	100.0	46.7	40.0	6.7	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	6	8	28	4	46	38	8	38	20	13	3	11	4	7	20	4
	100.0	13.0	17.4	60.9	8.7	100.0	82.6	17.4	100.0	52.6	34.2	7.9	28.9	10.5	18.4	52.6	10.5
生活関連サービス業,娯楽業	18	1	1	13	3	18	10	8	10	3	1	1	5	0	1	2	0
	100.0	5.6	5.6	72.2	16.7	100.0	55.6	44.4	100.0	30.0	10.0	10.0	50.0	0.0	10.0	20.0	0.0
教育,学習支援業	20	1	5	14	0	20	18	2	18	6	10	1	10	2	8	2	3
	100.0	5.0	25.0	70.0	0.0	100.0	90.0	10.0	100.0	33.3	55.6	5.6	55.6	11.1	44.4	11.1	16.7
医療,福祉	165	11	23	114	17	165	120	45	120	42	41	8	46	4	36	28	5
	100.0	6.7	13.9	69.1	10.3	100.0	72.7	27.3	100.0	35.0	34.2	6.7	38.3	3.3	30.0	23.3	4.2
複合サービス事業	11	1	1	9	0	11	10	1	10	4	3	0	9	2	7	0	0
	100.0	9.1	9.1	81.8	0.0	100.0	90.9	9.1	100.0	40.0	30.0	0.0	90.0	20.0	70.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	5	8	17	2	32	22	10	22	10	5	1	11	3	8	8	1
	100.0	15.6	25.0	53.1	6.3	100.0	68.8	31.3	100.0	45.5	22.7	4.5	50.0	13.6	36.4	36.4	4.5

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅳ－１０－④

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	労働時間について											
	所定外（時間外）労働時間が長くなる要因（複数回答）											
	事業所数	人手不足 だから	所定内労働時 間では対応で きない仕事量 だから	一部のの人に仕 事が偏ること があるため	事業活動の 繁閑の差が大 きいため	仕事の性格上、 残業や休日出 勤などでない とできない仕 事であるから	取引先の都合 に時間を合わ せる必要があ るから	従業員が残業 手当や休日手 当を当てにし ているから	従業員が上司 や同僚等の残 業に付き合う 雰囲気がある から	長い時間働く ことで評価さ れると考えて いる従業員が いるから	突発的な業務 が発生するか ら	その他
計	455	208	99	126	109	112	112	34	3	13	195	29
	100.0	45.7	21.8	27.7	24.0	24.6	24.6	7.5	0.7	2.9	42.9	6.4
5～29人	353	154	74	91	74	95	97	24	2	9	151	24
	100.0	43.6	21.0	25.8	21.0	26.9	27.5	6.8	0.6	2.5	42.8	6.8
30～99人	80	40	17	25	29	12	13	8	1	3	32	4
	100.0	50.0	21.3	31.3	36.3	15.0	16.3	10.0	1.3	3.8	40.0	5.0
100～299人	17	10	5	7	5	5	2	2	0	1	9	1
	100.0	58.8	29.4	41.2	29.4	29.4	11.8	11.8	0.0	5.9	52.9	5.9
300人以上	5	4	3	3	1	0	0	0	0	0	3	0
	100.0	80.0	60.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0
建設業	44	23	10	11	7	12	18	3	1	1	16	2
	100.0	52.3	22.7	25.0	15.9	27.3	40.9	6.8	2.3	2.3	36.4	4.5
製造業	41	17	4	9	15	11	9	6	0	0	13	6
	100.0	41.5	9.8	22.0	36.6	26.8	22.0	14.6	0.0	0.0	31.7	14.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
情報通信業	4	1	1	3	2	1	1	0	0	0	3	0
	100.0	25.0	25.0	75.0	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
運輸業,郵便業	25	14	7	4	7	10	6	4	0	0	10	1
	100.0	56.0	28.0	16.0	28.0	40.0	24.0	16.0	0.0	0.0	40.0	4.0
卸売業,小売業	113	56	18	31	23	19	27	12	1	6	37	5
	100.0	49.6	15.9	27.4	20.4	16.8	23.9	10.6	0.9	5.3	32.7	4.4
金融業,保険業	15	4	2	4	1	1	10	0	0	0	12	0
	100.0	26.7	13.3	26.7	6.7	6.7	66.7	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	7	2	2	3	2	3	3	1	0	0	5	1
	100.0	28.6	28.6	42.9	28.6	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0	71.4	14.3
学術研究,専門・技術サービス業	19	8	8	7	7	9	10	0	0	0	14	0
	100.0	42.1	42.1	36.8	36.8	47.4	52.6	0.0	0.0	0.0	73.7	0.0
宿泊業,飲食サービス業	33	27	8	12	10	4	4	2	1	1	11	1
	100.0	81.8	24.2	36.4	30.3	12.1	12.1	6.1	3.0	3.0	33.3	3.0
生活関連サービス業,娯楽業	9	3	3	2	1	1	3	0	0	0	4	2
	100.0	33.3	33.3	22.2	11.1	11.1	33.3	0.0	0.0	0.0	44.4	22.2
教育,学習支援業	15	7	6	4	10	3	1	0	0	1	2	0
	100.0	46.7	40.0	26.7	66.7	20.0	6.7	0.0	0.0	6.7	13.3	0.0
医療,福祉	93	33	20	30	12	24	8	4	0	2	49	10
	100.0	35.5	21.5	32.3	12.9	25.8	8.6	4.3	0.0	2.2	52.7	10.8
複合サービス事業	11	6	4	3	3	5	2	0	0	1	5	0
	100.0	54.5	36.4	27.3	27.3	45.5	18.2	0.0	0.0	9.1	45.5	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	24	7	6	3	8	9	10	2	0	1	12	1
	100.0	29.2	25.0	12.5	33.3	37.5	41.7	8.3	0.0	4.2	50.0	4.2

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅴ－1 1－①・②・Ⅴ－1 2－①

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

上段：人数 下段：％

事業所規模別産業別	育児休業制度																			
	育児休業制度について										出産者数									
	事業所数	規定あり	規定なし	取得期間							事業所数	出産者計			女			男(妻)		
				事業所数	原則満1歳、一定の場合満2歳まで	無条件に1歳6か月まで	無条件に満2歳まで	満3歳まで	それ以上	期間限度なし			有期契約労働者数	育休対象有期契約労働者数		有期契約労働者数	育休対象有期契約労働者数		有期契約労働者数	育休対象有期契約労働者数
計	676	543	133	543	423	53	18	29	2	18	178	371	89	77	254	71	64	117	18	13
	100.0	80.3	19.7	100.0	77.9	9.8	3.3	5.3	0.4	3.3	0.0	100.0	24.0	20.8	68.5	28.0	25.2	31.5	15.4	11.1
5～29人	534	406	128	406	318	38	13	19	1	17	99	137	37	32	91	26	22	46	11	10
	100.0	76.0	24.0	100.0	78.3	9.4	3.2	4.7	0.2	4.2	0.0	100.0	27.0	23.4	66.4	28.6	24.2	33.6	23.9	21.7
30～99人	111	106	5	106	86	12	2	4	1	1	52	98	22	20	65	19	18	33	3	2
	100.0	95.5	4.5	100.0	81.1	11.3	1.9	3.8	0.9	0.9	0.0	100.0	22.4	20.4	66.3	29.2	27.7	33.7	9.1	6.1
100～299人	25	25	0	25	15	3	2	5	0	0	21	69	8	4	50	4	3	19	4	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	60.0	12.0	8.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0	11.6	5.8	72.5	8.0	6.0	27.5	21.1	5.3
300人以上	6	6	0	6	4	0	1	1	0	0	6	67	22	21	48	22	21	19	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7	0.0	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0	32.8	31.3	71.6	45.8	43.8	28.4	0.0	0.0
建設業	66	39	27	39	28	8	1	2	0	0	12	13	2	1	8	1	0	5	1	1
	100.0	59.1	40.9	100.0	71.8	20.5	2.6	5.1	0.0	0.0	0.0	100.0	15.4	7.7	61.5	12.5	0.0	38.5	20.0	20.0
製造業	56	43	13	43	31	7	0	1	1	3	16	24	7	7	11	5	5	13	2	2
	100.0	76.8	23.2	100.0	72.1	16.3	0.0	2.3	2.3	7.0	0.0	100.0	29.2	29.2	45.8	45.5	45.5	54.2	15.4	15.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	8	7	1	7	5	2	0	0	0	0	5	15	4	0	3	1	0	12	3	0
	100.0	87.5	12.5	100.0	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	26.7	0.0	20.0	33.3	0.0	80.0	25.0	0.0
運輸業,郵便業	31	29	2	29	22	4	1	2	0	0	10	17	2	2	3	1	1	14	1	1
	100.0	93.5	6.5	100.0	75.9	13.8	3.4	6.9	0.0	0.0	0.0	100.0	11.8	11.8	17.6	33.3	33.3	82.4	7.1	7.1
卸売業,小売業	167	129	38	129	102	13	4	5	0	5	32	48	11	10	35	10	9	13	1	1
	100.0	77.2	22.8	100.0	79.1	10.1	3.1	3.9	0.0	3.9	0.0	100.0	22.9	20.8	72.9	28.6	25.7	27.1	7.7	7.7
金融業,保険業	21	19	2	19	15	1	2	1	0	0	6	33	19	18	27	15	14	6	4	4
	100.0	90.5	9.5	100.0	78.9	5.3	10.5	5.3	0.0	0.0	0.0	100.0	57.6	54.5	81.8	55.6	51.9	18.2	66.7	66.7
不動産業,物品賃貸業	11	10	1	10	7	1	0	1	0	1	2	2	1	1	2	1	1	0	0	0
	100.0	90.9	9.1	100.0	70.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	18	3	18	14	1	1	2	0	0	5	18	1	1	2	1	1	16	0	0
	100.0	85.7	14.3	100.0	77.8	5.6	5.6	11.1	0.0	0.0	0.0	100.0	5.6	5.6	11.1	50.0	50.0	88.9	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	33	13	33	26	3	2	0	0	2	6	15	8	8	13	8	8	2	0	0
	100.0	71.7	28.3	100.0	78.8	9.1	6.1	0.0	0.0	6.1	0.0	100.0	53.3	53.3	86.7	61.5	61.5	13.3	0.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	18	12	6	12	12	0	0	0	0	0	7	11	0	0	10	0	0	1	0	0
	100.0	66.7	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	90.9	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
教育,学習支援業	20	20	0	20	15	2	1	2	0	0	10	26	10	9	19	9	9	7	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	75.0	10.0	5.0	10.0	0.0	0.0	0.0	100.0	38.5	34.6	73.1	47.4	47.4	26.9	14.3	0.0
医療,福祉	165	149	16	149	122	10	5	6	0	6	55	131	19	17	113	18	16	18	1	1
	100.0	90.3	9.7	100.0	81.9	6.7	3.4	4.0	0.0	4.0	0.0	100.0	14.5	13.0	86.3	15.9	14.2	13.7	5.6	5.6
複合サービス事業	11	11	0	11	6	0	0	5	0	0	4	7	1	1	4	0	0	3	1	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	54.5	0.0	0.0	45.5	0.0	0.0	0.0	100.0	14.3	14.3	57.1	0.0	0.0	42.9	33.3	33.3
サービス業(他に分類されないもの)	32	21	11	21	17	1	0	2	0	1	8	11	4	2	4	1	0	7	3	2
	100.0	65.6	34.4	100.0	81.0	4.8	0.0	9.5	0.0	4.8	0.0	100.0	36.4	18.2	36.4	25.0	0.0	63.6	42.9	28.6

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅴ－ 1 1－①・③

県 合 計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	子の看護休暇制度																		
	事業所数	規定あり	規定なし	取得日数限度					子の年齢の限度					時間単位の取得			半日単位の取得		
				事業所数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なし	事業所数	法定期間	法定を超える期間		年齢制限なし	事業所数	できる	できない	事業所数	できる	できない
					5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間			小学校 就学前	小学生 まで	中学生 以上							
計	676	455	221	455	423	5	9	18	455	402	23	5	25	455	314	141	455	354	101
	100.0	67.3	32.7	100.0	93.0	1.1	2.0	4.0	100.0	88.4	5.1	1.1	5.5	100.0	69.0	31.0	100.0	77.8	22.2
5～29人	534	333	201	333	308	4	5	16	333	295	14	3	21	333	232	101	333	256	77
	100.0	62.4	37.6	100.0	92.5	1.2	1.5	4.8	100.0	88.6	4.2	0.9	6.3	100.0	69.7	30.3	100.0	76.9	23.1
30～99人	111	93	18	93	88	0	3	2	93	83	5	1	4	93	63	30	93	73	20
	100.0	83.8	16.2	100.0	94.6	0.0	3.2	2.2	100.0	89.2	5.4	1.1	4.3	100.0	67.7	32.3	100.0	78.5	21.5
100～299人	25	23	2	23	22	1	0	0	23	20	2	1	0	23	17	6	23	20	3
	100.0	92.0	8.0	100.0	95.7	4.3	0.0	0.0	100.0	87.0	8.7	4.3	0.0	100.0	73.9	26.1	100.0	87.0	13.0
300人以上	6	6	0	6	5	0	1	0	6	4	2	0	0	6	2	4	6	5	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	83.3	0.0	16.7	0.0	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0	33.3	66.7	100.0	83.3	16.7
建設業	66	32	34	32	31	0	0	1	32	30	1	0	1	32	16	16	32	25	7
	100.0	48.5	51.5	100.0	96.9	0.0	0.0	3.1	100.0	93.8	3.1	0.0	3.1	100.0	50.0	50.0	100.0	78.1	21.9
製造業	56	36	20	36	33	0	0	3	36	33	0	0	3	36	26	10	36	25	11
	100.0	64.3	35.7	100.0	91.7	0.0	0.0	8.3	100.0	91.7	0.0	0.0	8.3	100.0	72.2	27.8	100.0	69.4	30.6
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	3	0	0	0	3	1	2	0	0	3	3	0	3	2	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7	33.3
情報通信業	8	7	1	7	7	0	0	0	7	6	1	0	0	7	6	1	7	7	0
	100.0	87.5	12.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0	0.0	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	0.0
運輸業,郵便業	31	24	7	24	21	0	2	1	24	20	2	0	2	24	10	14	24	15	9
	100.0	77.4	22.6	100.0	87.5	0.0	8.3	4.2	100.0	83.3	8.3	0.0	8.3	100.0	41.7	58.3	100.0	62.5	37.5
卸売業,小売業	167	106	61	106	97	1	2	6	106	93	6	2	5	106	77	29	106	78	28
	100.0	63.5	36.5	100.0	91.5	0.9	1.9	5.7	100.0	87.7	5.7	1.9	4.7	100.0	72.6	27.4	100.0	73.6	26.4
金融業,保険業	21	19	2	19	18	1	0	0	19	17	1	0	1	19	15	4	19	11	8
	100.0	90.5	9.5	100.0	94.7	5.3	0.0	0.0	100.0	89.5	5.3	0.0	5.3	100.0	78.9	21.1	100.0	57.9	42.1
不動産業,物品賃貸業	11	8	3	8	7	0	1	0	8	7	0	0	1	8	6	2	8	8	0
	100.0	72.7	27.3	100.0	87.5	0.0	12.5	0.0	100.0	87.5	0.0	0.0	12.5	100.0	75.0	25.0	100.0	100.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	15	6	15	14	0	1	0	15	14	1	0	0	15	10	5	15	13	2
	100.0	71.4	28.6	100.0	93.3	0.0	6.7	0.0	100.0	93.3	6.7	0.0	0.0	100.0	66.7	33.3	100.0	86.7	13.3
宿泊業,飲食サービス業	46	29	17	29	24	0	1	4	29	19	6	0	4	29	24	5	29	23	6
	100.0	63.0	37.0	100.0	82.8	0.0	3.4	13.8	100.0	65.5	20.7	0.0	13.8	100.0	82.8	17.2	100.0	79.3	20.7
生活関連サービス業,娯楽業	18	10	8	10	10	0	0	0	10	10	0	0	0	10	5	5	10	9	1
	100.0	55.6	44.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	100.0	90.0	10.0
教育,学習支援業	20	17	3	17	16	1	0	0	17	17	0	0	0	17	11	6	17	13	4
	100.0	85.0	15.0	100.0	94.1	5.9	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	64.7	35.3	100.0	76.5	23.5
医療,福祉	165	127	38	127	122	2	1	2	127	117	3	1	6	127	86	41	127	107	20
	100.0	77.0	23.0	100.0	96.1	1.6	0.8	1.6	100.0	92.1	2.4	0.8	4.7	100.0	67.7	32.3	100.0	84.3	15.7
複合サービス事業	11	7	4	7	6	0	1	0	7	5	0	1	1	7	6	1	7	6	1
	100.0	63.6	36.4	100.0	85.7	0.0	14.3	0.0	100.0	71.4	0.0	14.3	14.3	100.0	85.7	14.3	100.0	85.7	14.3
サービス業(他に分類されないもの)	32	15	17	15	14	0	0	1	15	13	0	1	1	15	13	2	15	12	3
	100.0	46.9	53.1	100.0	93.3	0.0	0.0	6.7	100.0	86.7	0.0	6.7	6.7	100.0	86.7	13.3	100.0	80.0	20.0

事業所規模別産業別	育児休業制度																							
	育児休業者数（人）						育休休業取得率（％）						育児休業利用期間（女性）											
	育児休業者計	有期契約労働者数	女	有期契約労働者数	男	有期契約労働者数	育児休業取得率計	有期契約労働者数	女	有期契約労働者数	男	有期契約労働者数	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年～3年未満	3年以上	合計	退職者
計	241	66	222	62	19	4	65.0	74.2	87.4	87.3	16.2	22.2	126	3	0	6	9	108	91	8	0	0	225	17
	100.0	27.4	92.1	27.9	7.9	21.1								1.3	0.0	2.7	4.0	48.0	40.4	3.6	0.0	0.0	100.0	7.6
5～29人	88	23	81	21	7	2	64.2	62.2	89.0	80.8	15.2	18.2	64	1	0	2	4	33	38	4	0	0	82	7
	100.0	26.1	92.0	25.9	8.0	28.6								1.2	0.0	2.4	4.9	40.2	46.3	4.9	0.0	0.0	100.0	8.5
30～99人	69	19	62	17	7	2	70.4	86.4	95.4	89.5	21.2	66.7	38	0	0	3	4	34	18	3	0	0	62	5
	100.0	27.5	89.9	27.4	10.1	28.6								0.0	0.0	4.8	6.5	54.8	29.0	4.8	0.0	0.0	100.0	8.1
100～299人	36	3	32	3	4	0	52.2	37.5	64.0	75.0	21.1	0.0	19	2	0	0	1	15	16	0	0	0	34	1
	100.0	8.3	88.9	9.4	11.1	0.0								5.9	0.0	0.0	2.9	44.1	47.1	0.0	0.0	0.0	100.0	2.9
300人以上	48	21	47	21	1	0	71.6	95.5	97.9	95.5	5.3	0.0	5	0	0	1	0	26	19	1	0	0	47	4
	100.0	43.8	97.9	44.7	2.1	0.0								0.0	0.0	2.1	0.0	55.3	40.4	2.1	0.0	0.0	100.0	8.5
建設業	10	0	8	0	2	0	76.9	0.0	100.0	0.0	40.0	0.0	7	0	0	0	0	3	4	1	0	0	8	0
	100.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	50.0	12.5	0.0	0.0	100.0	0.0
製造業	11	5	9	4	2	1	45.8	71.4	81.8	80.0	15.4	50.0	8	0	0	0	0	2	5	2	0	0	9	1
	100.0	45.5	81.8	44.4	18.2	50.0								0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	55.6	22.2	0.0	0.0	100.0	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	8	0	3	0	5	0	53.3	0.0	100.0	0.0	41.7	0.0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	0
	100.0	0.0	37.5	0.0	62.5	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
運輸業,郵便業	4	1	3	1	1	0	23.5	50.0	100.0	100.0	7.1	0.0	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3	1
	100.0	25.0	75.0	33.3	25.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3
卸売業,小売業	30	9	29	8	1	1	62.5	81.8	82.9	80.0	7.7	100.0	20	0	0	1	2	9	16	1	0	0	29	2
	100.0	30.0	96.7	27.6	3.3	100.0								0.0	0.0	3.4	6.9	31.0	55.2	3.4	0.0	0.0	100.0	6.9
金融業,保険業	29	16	26	14	3	2	87.9	84.2	96.3	93.3	50.0	50.0	4	0	0	0	0	14	12	0	0	0	26	3
	100.0	55.2	89.7	53.8	10.3	66.7								0.0	0.0	0.0	0.0	53.8	46.2	0.0	0.0	0.0	100.0	11.5
不動産業,物品賃貸業	2	1	2	1	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0
	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	3	1	2	1	1	0	16.7	100.0	100.0	100.0	6.3	0.0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1
	100.0	33.3	66.7	50.0	33.3	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0
宿泊業,飲食サービス業	12	7	11	7	1	0	80.0	87.5	84.6	87.5	50.0	0.0	4	0	0	1	0	1	8	1	0	0	11	0
	100.0	58.3	91.7	63.6	8.3	0.0								0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	72.7	9.1	0.0	0.0	100.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	10	0	10	0	0	0	90.9	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	7	2	0	0	1	6	1	0	0	0	10	2
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								20.0	0.0	0.0	10.0	60.0	10.0	0.0	0.0	0.0	100.0	20.0
教育,学習支援業	18	9	18	9	0	0	69.2	90.0	94.7	100.0	0.0	0.0	7	0	0	0	2	7	8	1	0	0	18	1
	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	11.1	38.9	44.4	5.6	0.0	0.0	100.0	5.6
医療,福祉	97	17	94	17	3	0	74.0	89.5	83.2	94.4	16.7	0.0	54	1	0	4	4	57	29	2	0	0	97	6
	100.0	17.5	96.9	18.1	3.1	0.0								1.0	0.0	4.1	4.1	58.8	29.9	2.1	0.0	0.0	100.0	6.2
複合サービス事業	4	0	4	0	0	0	57.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	3	0	3	0	0	0	27.3	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	育児休業制度																					
	育児休業利用期間（男性）												育児休業業者が生じた際の対応						育児休業における復職時の対応			
	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年～3年未満	3年以上	合計	退職者	事業所数	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	新たに正社員を雇用した	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	その他	事業所数	原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	本人の希望を考慮し他部門に配置した	会社の人事管理等の都合により他部門に配置した
計	14	7	7	4	1	0	0	0	0	0	19	0	134	76	16	15	22	5	134	125	7	2
	0.0	36.8	36.8	21.1	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	56.7	11.9	11.2	16.4	3.7	100.0	93.3	5.2	1.5
5～29人	7	3	1	2	1	0	0	0	0	0	7	0	69	37	8	10	12	2	69	64	4	1
	0.0	42.9	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	53.6	11.6	14.5	17.4	2.9	100.0	92.8	5.8	1.4
30～99人	4	2	4	1	0	0	0	0	0	0	7	0	40	24	4	3	6	3	40	37	2	1
	0.0	28.6	57.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	60.0	10.0	7.5	15.0	7.5	100.0	92.5	5.0	2.5
100～299人	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	4	0	20	14	3	1	2	0	20	19	1	0
	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	70.0	15.0	5.0	10.0	0.0	100.0	95.0	5.0	0.0
300人以上	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1	1	1	2	0	5	5	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
建設業	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	9	6	0	0	3	0	9	9	0	0
	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
製造業	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	10	9	0	0	0	1	10	10	0	0
	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	90.0	0.0	0.0	0.0	10.0	100.0	100.0	0.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	5	0	3	3	0	0	0	0	3	3	0	0
	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	3	1	0	0	0	4	4	0	0
	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	21	8	6	4	1	2	21	17	3	1
	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	38.1	28.6	19.0	4.8	9.5	100.0	81.0	14.3	4.8
金融業,保険業	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	2	0	1	2	0	5	5	0	0
	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	40.0	0.0	20.0	40.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	2	2	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	1	0	3	3	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	4	0	4	4	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	0	1	2	0	7	7	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	57.1	0.0	14.3	28.6	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	7	6	1	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0
医療,福祉	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	0	54	30	7	9	6	2	54	51	3	0
	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	55.6	13.0	16.7	11.1	3.7	100.0	94.4	5.6	0.0
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	2	1	0	1
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0
サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2	0	3	3	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	男性の育児休暇取得について										
	取組状況			取組内容（複数回答）							
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	面談や書面等による労働者による育児休業制度周知・休業取得の意向確認	育児休業に関する研修の実施	育児休業に関する相談窓口の設置	自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供	自社の育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知	出生時育児休業（産後パパ育休）の整備	その他
計	674	279	395	280	191	28	109	28	91	117	16
	100.0	41.4	58.6	100.0	68.2	10.0	38.9	10.0	32.5	41.8	5.7
5～29人	533	196	337	197	133	22	76	18	64	76	14
	100.0	36.8	63.2	100.0	67.5	11.2	38.6	9.1	32.5	38.6	7.1
30～99人	110	58	52	58	40	5	23	8	22	28	2
	100.0	52.7	47.3	100.0	69.0	8.6	39.7	13.8	37.9	48.3	3.4
100～299人	25	19	6	19	13	0	7	0	3	10	0
	100.0	76.0	24.0	100.0	68.4	0.0	36.8	0.0	15.8	52.6	0.0
300人以上	6	6	0	6	5	1	3	2	2	3	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	83.3	16.7	50.0	33.3	33.3	50.0	0.0
建設業	66	15	51	15	12	0	2	2	4	5	0
	100.0	22.7	77.3	100.0	80.0	0.0	13.3	13.3	26.7	33.3	0.0
製造業	56	14	42	14	6	0	6	1	3	9	2
	100.0	25.0	75.0	100.0	42.9	0.0	42.9	7.1	21.4	64.3	14.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	2	1	1	1	2	2	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	66.7	66.7	33.3
情報通信業	8	6	2	6	6	0	3	0	3	1	0
	100.0	75.0	25.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	16.7	0.0
運輸業,郵便業	31	19	12	19	12	1	6	1	7	7	0
	100.0	61.3	38.7	100.0	63.2	5.3	31.6	5.3	36.8	36.8	0.0
卸売業,小売業	166	62	104	63	41	1	25	4	18	30	8
	100.0	37.3	62.7	100.0	65.1	1.6	39.7	6.3	28.6	47.6	12.7
金融業,保険業	21	16	5	16	16	10	12	5	12	7	0
	100.0	76.2	23.8	100.0	100.0	62.5	75.0	31.3	75.0	43.8	0.0
不動産業,物品賃貸業	11	5	6	5	4	1	2	1	1	1	0
	100.0	45.5	54.5	100.0	80.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	9	12	9	7	1	4	2	5	6	0
	100.0	42.9	57.1	100.0	77.8	11.1	44.4	22.2	55.6	66.7	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	20	26	20	16	4	8	3	5	4	2
	100.0	43.5	56.5	100.0	80.0	20.0	40.0	15.0	25.0	20.0	10.0
生活関連サービス業,娯楽業	18	4	14	4	2	1	1	1	0	2	0
	100.0	22.2	77.8	100.0	50.0	25.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0
教育,学習支援業	20	9	11	9	6	0	3	1	1	2	0
	100.0	45.0	55.0	100.0	66.7	0.0	33.3	11.1	11.1	22.2	0.0
医療,福祉	164	80	84	80	49	4	28	3	20	34	2
	100.0	48.8	51.2	100.0	61.3	5.0	35.0	3.8	25.0	42.5	2.5
複合サービス事業	11	7	4	7	5	3	2	2	4	3	0
	100.0	63.6	36.4	100.0	71.4	42.9	28.6	28.6	57.1	42.9	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	10	22	10	7	1	6	1	6	4	1
	100.0	31.3	68.8	100.0	70.0	10.0	60.0	10.0	60.0	40.0	10.0

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅴ－１３－③・④

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	男性の育児休暇取得について													
	男性の育児休業が進まない理由（複数回答）							取得促進について（複数回答）						
	事業所数	男性に対する育児支援は、会社として行う必要はないと考える	業務に影響するため積極的には取得を勧めない	周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう	個人のキャリアに空白が生じるため、男性従業員が取得をためらう	収入が減るため、男性従業員が取得をためらう	その他	事業所数	本人への公的な経済支援を充実して欲しい	法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要	代替要員の人件費等、会社への公的支援を充実して欲しい	会社の対処方法を指導してくれる行政機関の部署の明確化	現状のままでよい	その他
計	456	11	83	205	48	191	153	475	310	152	217	38	48	21
	100.0	2.4	18.2	45.0	10.5	41.9	33.6	100.0	65.3	32.0	45.7	8.0	10.1	4.4
5～29人	354	11	68	157	38	137	124	357	234	104	161	29	40	19
	100.0	3.1	19.2	44.4	10.7	38.7	35.0	100.0	65.5	29.1	45.1	8.1	11.2	5.3
30～99人	78	0	12	36	6	36	25	93	59	42	44	9	6	1
	100.0	0.0	15.4	46.2	7.7	46.2	32.1	100.0	63.4	45.2	47.3	9.7	6.5	1.1
100～299人	19	0	2	8	3	15	4	21	14	5	9	0	2	1
	100.0	0.0	10.5	42.1	15.8	78.9	21.1	100.0	66.7	23.8	42.9	0.0	9.5	4.8
300人以上	5	0	1	4	1	3	0	4	3	1	3	0	0	0
	100.0	0.0	20.0	80.0	20.0	60.0	0.0	100.0	75.0	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0
建設業	39	1	17	16	3	14	9	38	26	15	10	0	6	1
	100.0	2.6	43.6	41.0	7.7	35.9	23.1	100.0	68.4	39.5	26.3	0.0	15.8	2.6
製造業	41	3	7	18	7	20	14	42	25	12	21	3	10	2
	100.0	7.3	17.1	43.9	17.1	48.8	34.1	100.0	59.5	28.6	50.0	7.1	23.8	4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	0	3	0	2	0	3	2	2	1	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	66.7	0.0	100.0	66.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
情報通信業	3	0	1	3	1	1	0	8	4	5	5	2	0	0
	100.0	0.0	33.3	100.0	33.3	33.3	0.0	100.0	50.0	62.5	62.5	25.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	21	0	3	7	1	14	6	27	16	5	11	2	4	1
	100.0	0.0	14.3	33.3	4.8	66.7	28.6	100.0	59.3	18.5	40.7	7.4	14.8	3.7
卸売業,小売業	114	3	24	54	16	49	38	117	81	37	46	10	11	6
	100.0	2.6	21.1	47.4	14.0	43.0	33.3	100.0	69.2	31.6	39.3	8.5	9.4	5.1
金融業,保険業	17	0	2	12	1	2	4	15	5	11	2	2	0	1
	100.0	0.0	11.8	70.6	5.9	11.8	23.5	100.0	33.3	73.3	13.3	13.3	0.0	6.7
不動産業,物品賃貸業	8	0	2	1	0	4	3	7	6	1	3	0	0	0
	100.0	0.0	25.0	12.5	0.0	50.0	37.5	100.0	85.7	14.3	42.9	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	14	0	6	7	1	3	4	15	10	6	10	4	1	1
	100.0	0.0	42.9	50.0	7.1	21.4	28.6	100.0	66.7	40.0	66.7	26.7	6.7	6.7
宿泊業,飲食サービス業	29	0	2	11	3	12	11	33	26	4	14	1	1	2
	100.0	0.0	6.9	37.9	10.3	41.4	37.9	100.0	78.8	12.1	42.4	3.0	3.0	6.1
生活関連サービス業,娯楽業	13	0	2	10	2	6	2	14	9	3	5	2	1	1
	100.0	0.0	15.4	76.9	15.4	46.2	15.4	100.0	64.3	21.4	35.7	14.3	7.1	7.1
教育,学習支援業	14	1	0	6	0	5	5	15	10	5	7	2	1	1
	100.0	7.1	0.0	42.9	0.0	35.7	35.7	100.0	66.7	33.3	46.7	13.3	6.7	6.7
医療,福祉	111	3	7	34	10	43	53	111	73	35	62	8	8	4
	100.0	2.7	6.3	30.6	9.0	38.7	47.7	100.0	65.8	31.5	55.9	7.2	7.2	3.6
複合サービス事業	10	0	4	9	2	5	1	10	5	6	9	1	0	0
	100.0	0.0	40.0	90.0	20.0	50.0	10.0	100.0	50.0	60.0	90.0	10.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	19	0	6	14	1	11	3	20	12	5	11	1	5	1
	100.0	0.0	31.6	73.7	5.3	57.9	15.8	100.0	60.0	25.0	55.0	5.0	25.0	5.0

上段：事業所数 下段：％

上段：人数 下段：％

事業所規模別産業別	介護休業制度																	
	事業所数	規定あり	規定なし	取得期間						介護休業利用期間（女性）								
				事業所数	93日まで	6か月まで	1年まで	1年超以上	期間限度なし	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	合計	退職者
計	676	489	187	489	421	21	26	6	15	18	5	7	7	3	0	1	23	1
	100.0	72.3	27.7	100.0	86.1	4.3	5.3	1.2	3.1	0.0	21.7	30.4	30.4	13.0	0.0	4.3	100.0	4.3
5～29人	534	358	176	358	308	12	20	4	14	5	1	4	0	1	0	0	6	0
	100.0	67.0	33.0	100.0	86.0	3.4	5.6	1.1	3.9	0.0	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0	100.0	0.0
30～99人	111	100	11	100	90	5	3	1	1	4	3	1	1	0	0	0	5	0
	100.0	90.1	9.9	100.0	90.0	5.0	3.0	1.0	1.0	0.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
100～299人	25	25	0	25	20	3	1	1	0	7	1	0	6	1	0	1	9	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	80.0	12.0	4.0	4.0	0.0	0.0	11.1	0.0	66.7	11.1	0.0	11.1	100.0	11.1
300人以上	6	6	0	6	3	1	2	0	0	2	0	2	0	1	0	0	3	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	50.0	16.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	66	32	34	32	30	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0
	100.0	48.5	51.5	100.0	93.8	3.1	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
製造業	56	39	17	39	33	2	0	0	4	2	1	0	1	0	0	0	2	0
	100.0	69.6	30.4	100.0	84.6	5.1	0.0	0.0	10.3	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	8	7	1	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	87.5	12.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	31	29	2	29	25	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	93.5	6.5	100.0	86.2	3.4	6.9	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	167	110	57	110	91	6	5	3	5	4	0	3	2	0	0	0	5	0
	100.0	65.9	34.1	100.0	82.7	5.5	4.5	2.7	4.5	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
金融業,保険業	21	19	2	19	6	1	12	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	0
	100.0	90.5	9.5	100.0	31.6	5.3	63.2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	11	8	3	8	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	72.7	27.3	100.0	87.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	16	5	16	15	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	76.2	23.8	100.0	93.8	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	30	16	30	29	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	100.0	65.2	34.8	100.0	96.7	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	18	10	8	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	55.6	44.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	20	20	0	20	18	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	90.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
医療,福祉	165	135	30	135	125	7	0	0	3	8	2	3	4	1	0	1	11	1
	100.0	81.8	18.2	100.0	92.6	5.2	0.0	0.0	2.2	0.0	18.2	27.3	36.4	9.1	0.0	9.1	100.0	9.1
複合サービス事業	11	11	0	11	6	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	54.5	18.2	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	20	12	20	18	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	62.5	37.5	100.0	90.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅵ－ 1 4 －①・③

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	介護休暇制度													
	事業所数	規定あり	規定なし	取得期間					時間単位の取得			半日単位の取得		
				事業所数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なし	事業所数	できる	できない	事業所数	できる	できない
					5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間							
計	676	439	237	439	410	7	6	16	439	303	136	439	344	95
	100.0	64.9	35.1	100.0	93.4	1.6	1.4	3.6	100.0	69.0	31.0	100.0	78.4	21.6
5～29人	534	325	209	325	300	6	4	15	325	230	95	325	251	74
	100.0	60.9	39.1	100.0	92.3	1.8	1.2	4.6	100.0	70.8	29.2	100.0	77.2	22.8
30～99人	111	86	25	86	83	1	1	1	86	55	31	86	69	17
	100.0	77.5	22.5	100.0	96.5	1.2	1.2	1.2	100.0	64.0	36.0	100.0	80.2	19.8
100～299人	25	22	3	22	22	0	0	0	22	16	6	22	20	2
	100.0	88.0	12.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	72.7	27.3	100.0	90.9	9.1
300人以上	6	6	0	6	5	0	1	0	6	2	4	6	4	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	83.3	0.0	16.7	0.0	100.0	33.3	66.7	100.0	66.7	33.3
建設業	66	28	38	28	27	0	0	1	28	15	13	28	24	4
	100.0	42.4	57.6	100.0	96.4	0.0	0.0	3.6	100.0	53.6	46.4	100.0	85.7	14.3
製造業	56	34	22	34	32	0	0	2	34	23	11	34	23	11
	100.0	60.7	39.3	100.0	94.1	0.0	0.0	5.9	100.0	67.6	32.4	100.0	67.6	32.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	0	3	2	0	0	1	3	3	0	3	2	1
	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0	66.7	33.3
情報通信業	8	6	2	6	6	0	0	0	6	5	1	6	6	0
	100.0	75.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	83.3	16.7	100.0	100.0	0.0
運輸業,郵便業	31	25	6	25	24	0	0	1	25	13	12	25	16	9
	100.0	80.6	19.4	100.0	96.0	0.0	0.0	4.0	100.0	52.0	48.0	100.0	64.0	36.0
卸売業,小売業	167	99	68	99	90	2	1	6	99	69	30	99	72	27
	100.0	59.3	40.7	100.0	90.9	2.0	1.0	6.1	100.0	69.7	30.3	100.0	72.7	27.3
金融業,保険業	21	19	2	19	18	0	1	0	19	15	4	19	11	8
	100.0	90.5	9.5	100.0	94.7	0.0	5.3	0.0	100.0	78.9	21.1	100.0	57.9	42.1
不動産業,物品賃貸業	11	9	2	9	8	0	0	1	9	7	2	9	9	0
	100.0	81.8	18.2	100.0	88.9	0.0	0.0	11.1	100.0	77.8	22.2	100.0	100.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	14	7	14	13	0	1	0	14	9	5	14	12	2
	100.0	66.7	33.3	100.0	92.9	0.0	7.1	0.0	100.0	64.3	35.7	100.0	85.7	14.3
宿泊業,飲食サービス業	46	25	21	25	23	0	1	1	25	18	7	25	18	7
	100.0	54.3	45.7	100.0	92.0	0.0	4.0	4.0	100.0	72.0	28.0	100.0	72.0	28.0
生活関連サービス業,娯楽業	18	9	9	9	9	0	0	0	9	4	5	9	9	0
	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	44.4	55.6	100.0	100.0	0.0
教育,学習支援業	20	16	4	16	16	0	0	0	16	12	4	16	13	3
	100.0	80.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	75.0	25.0	100.0	81.3	18.8
医療,福祉	165	128	37	128	123	4	0	1	128	91	37	128	111	17
	100.0	77.6	22.4	100.0	96.1	3.1	0.0	0.8	100.0	71.1	28.9	100.0	86.7	13.3
複合サービス事業	11	8	3	8	7	0	1	0	8	6	2	8	7	1
	100.0	72.7	27.3	100.0	87.5	0.0	12.5	0.0	100.0	75.0	25.0	100.0	87.5	12.5
サービス業(他に分類されないもの)	32	16	16	16	12	1	1	2	16	13	3	16	11	5
	100.0	50.0	50.0	100.0	75.0	6.3	6.3	12.5	100.0	81.3	18.8	100.0	68.8	31.3

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	介護休業制度																		
	介護休業利用期間（男性）									介護休業者が生じた際の対応						介護休業における復職時の対応			
	事業所数	1週間未満	1週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3ヶ月～ 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年以上	合計	退職者	事業所数	代替要員の補 充を行わず、 同じ部門の他 の社員で対応 した	事業所内の他 の部門又は他 の事業所から 人員を異動さ せた	新たに正社 員を雇用した	派遣労働者 やアルバイト などを代 替要員とし て雇用した	その他	事業所数	原則として 休業前と同 等の職場・ 職種に復帰 させた	本人の希望 を考慮し他 部門に配置 した	会社の人事 管理等の都 合により他 部門に配置 した
計	5	3	2	0	0	0	0	5	0	21	17	2	0	2	0	21	20	1	0
	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	81.0	9.5	0.0	9.5	0.0	100.0	95.2	4.8	0.0
5～29人	3	3	0	0	0	0	0	3	0	7	6	1	0	0	0	7	7	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
30～99人	2	0	2	0	0	0	0	2	0	5	5	0	0	0	0	5	5	0	0
	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	1	0	1	0	7	6	1	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	71.4	14.3	0.0	14.3	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	2	2	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
建設業	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業,小売業	2	2	0	0	0	0	0	2	0	6	5	1	0	0	0	6	6	0	0
	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
金融業,保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
不動産業,物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
生活関連サービス業,娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
医療,福祉	2	0	2	0	0	0	0	2	0	9	8	1	0	0	0	9	9	0	0
	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅵ－ 1 6 －①・②

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	従業員へのケアラー支援について										
	取組状況			取組内容（複数回答）							
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	面談や書面等による対象者の把握、介護休業制度周知・休業取得の意向確認	自社の労働者の介護休業取得事例の収集・提供	自社の介護休業制度と介護休業取得促進に関する方針の周知	短時間勤務制度の導入	フレックスタイム制の導入	介護サービス費用等の助成	その他
計	676	66	610	70	37	11	21	29	13	3	6
	100.0	9.8	90.2	100.0	52.9	15.7	30.0	41.4	18.6	4.3	8.6
5～29人	534	51	483	54	30	6	13	24	10	1	5
	100.0	9.6	90.4	100.0	55.6	11.1	24.1	44.4	18.5	1.9	9.3
30～99人	111	9	102	9	4	3	4	2	1	0	0
	100.0	8.1	91.9	100.0	44.4	33.3	44.4	22.2	11.1	0.0	0.0
100～299人	25	4	21	5	2	1	2	1	0	0	1
	100.0	16.0	84.0	100.0	40.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	20.0
300人以上	6	2	4	2	1	1	2	2	2	2	0
	100.0	33.3	66.7	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
建設業	66	7	59	8	4	1	1	3	1	0	1
	100.0	10.6	89.4	100.0	50.0	12.5	12.5	37.5	12.5	0.0	12.5
製造業	56	6	50	7	2	2	2	1	2	0	1
	100.0	10.7	89.3	100.0	28.6	28.6	28.6	14.3	28.6	0.0	14.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	2	1	0	0	0	1	1	0	0
	100.0	33.3	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
情報通信業	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	31	3	28	3	2	0	1	0	1	0	0
	100.0	9.7	90.3	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
卸売業,小売業	167	10	157	10	3	1	3	7	3	0	1
	100.0	6.0	94.0	100.0	30.0	10.0	30.0	70.0	30.0	0.0	10.0
金融業,保険業	21	3	18	3	1	0	1	2	1	1	0
	100.0	14.3	85.7	100.0	33.3	0.0	33.3	66.7	33.3	33.3	0.0
不動産業,物品賃貸業	11	2	9	2	2	1	1	1	1	0	0
	100.0	18.2	81.8	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	21	2	19	2	2	1	2	1	1	1	0
	100.0	9.5	90.5	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0
宿泊業,飲食サービス業	46	5	41	6	3	1	1	2	0	0	1
	100.0	10.9	89.1	100.0	50.0	16.7	16.7	33.3	0.0	0.0	16.7
生活関連サービス業,娯楽業	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育,学習支援業	20	1	19	1	1	1	0	0	0	0	0
	100.0	5.0	95.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療,福祉	165	22	143	23	14	3	7	7	0	0	2
	100.0	13.3	86.7	100.0	60.9	13.0	30.4	30.4	0.0	0.0	8.7
複合サービス事業	11	1	10	1	1	0	0	1	0	1	0
	100.0	9.1	90.9	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	32	3	29	3	2	0	2	3	2	0	0
	100.0	9.4	90.6	100.0	66.7	0.0	66.7	100.0	66.7	0.0	0.0

事業所規模別産業別	高年齢者の雇用状況																		
	改正高年齢者雇用安定法への対応																		
	年齢別雇用者数						対応				60歳以降の賃金水準								
	事業所数	全体(人)	60歳未満 (人)	60～ 64歳 (人)	65～ 69歳 (人)	70歳 以上 (人)	事業所数	定年廃止	定年 引上げ	継続雇用 制度導入	事業所数	同水準	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	50%未満	該当者 なし
計	676	18,662	15,336	1,583	995	748	559	41	78	440	675	328	38	57	58	46	15	13	120
	100.0	100.0	82.2	8.5	5.3	4.0	100.0	7.3	14.0	78.7	100.0	48.6	5.6	8.4	8.6	6.8	2.2	1.9	17.8
5～29人	534	6,794	5,416	565	432	381	428	38	62	328	533	266	21	35	43	29	10	10	119
	100.0	100.0	79.7	8.3	6.4	5.6	100.0	8.9	14.5	76.6	100.0	49.9	3.9	6.6	8.1	5.4	1.9	1.9	22.3
30～99人	111	5,284	4,089	559	365	271	103	3	12	88	111	56	15	12	8	12	5	2	1
	100.0	100.0	77.4	10.6	6.9	5.1	100.0	2.9	11.7	85.4	100.0	50.5	13.5	10.8	7.2	10.8	4.5	1.8	0.9
100～299人	25	3,806	3,201	341	176	88	22	0	2	20	25	3	2	9	6	4	0	1	0
	100.0	100.0	84.1	9.0	4.6	2.3	100.0	0.0	9.1	90.9	100.0	12.0	8.0	36.0	24.0	16.0	0.0	4.0	0.0
300人以上	6	2,778	2,630	118	22	8	6	0	2	4	6	3	0	1	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	94.7	4.2	0.8	0.3	100.0	0.0	33.3	66.7	100.0	50.0	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0
建設業	66	976	770	99	71	36	52	7	9	36	66	39	3	3	6	2	0	0	13
	100.0	100.0	78.9	10.1	7.3	3.7	100.0	13.5	17.3	69.2	100.0	59.1	4.5	4.5	9.1	3.0	0.0	0.0	19.7
製造業	56	1,604	1,266	206	73	59	45	8	5	32	56	31	3	9	5	4	1	1	2
	100.0	100.0	78.9	12.8	4.6	3.7	100.0	17.8	11.1	71.1	100.0	55.4	5.4	16.1	8.9	7.1	1.8	1.8	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	3	64	59	4	1	0	3	0	0	3	3	0	1	0	0	1	0	0	1
	100.0	100.0	92.2	6.3	1.6	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3
情報通信業	8	305	272	26	4	3	5	0	0	5	8	3	1	0	0	1	1	0	2
	100.0	100.0	89.2	8.5	1.3	1.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	37.5	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	25.0
運輸業,郵便業	31	1,081	697	163	130	91	28	1	6	21	31	14	4	3	4	2	1	0	3
	100.0	100.0	64.5	15.1	12.0	8.4	100.0	3.6	21.4	75.0	100.0	45.2	12.9	9.7	12.9	6.5	3.2	0.0	9.7
卸売業,小売業	167	3,288	2,701	275	191	121	129	11	12	106	166	73	9	12	18	11	6	5	32
	100.0	100.0	82.1	8.4	5.8	3.7	100.0	8.5	9.3	82.2	100.0	44.0	5.4	7.2	10.8	6.6	3.6	3.0	19.3
金融業,保険業	21	1,245	1,168	68	3	6	19	1	2	16	21	7	0	2	3	2	0	2	5
	100.0	100.0	93.8	5.5	0.2	0.5	100.0	5.3	10.5	84.2	100.0	33.3	0.0	9.5	14.3	9.5	0.0	9.5	23.8
不動産業,物品賃貸業	11	143	94	14	17	18	8	0	1	7	11	6	0	0	1	0	0	0	4
	100.0	100.0	65.7	9.8	11.9	12.6	100.0	0.0	12.5	87.5	100.0	54.5	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	36.4
学術研究,専門・技術サービス業	21	929	861	32	17	19	18	0	3	15	21	7	0	5	0	3	1	0	5
	100.0	100.0	92.7	3.4	1.8	2.0	100.0	0.0	16.7	83.3	100.0	33.3	0.0	23.8	0.0	14.3	4.8	0.0	23.8
宿泊業,飲食サービス業	46	1,975	1,715	85	81	94	41	3	4	34	46	34	0	1	1	2	0	0	8
	100.0	100.0	86.8	4.3	4.1	4.8	100.0	7.3	9.8	82.9	100.0	73.9	0.0	2.2	2.2	4.3	0.0	0.0	17.4
生活関連サービス業,娯楽業	18	451	374	28	19	30	12	1	1	10	18	11	1	0	0	1	1	0	4
	100.0	100.0	82.9	6.2	4.2	6.7	100.0	8.3	8.3	83.3	100.0	61.1	5.6	0.0	0.0	5.6	5.6	0.0	22.2
教育,学習支援業	20	824	656	90	49	29	18	0	3	15	20	5	4	2	3	6	0	0	0
	100.0	100.0	79.6	10.9	5.9	3.5	100.0	0.0	16.7	83.3	100.0	25.0	20.0	10.0	15.0	30.0	0.0	0.0	0.0
医療,福祉	165	4,985	4,054	411	297	223	144	7	25	112	165	81	11	16	13	6	1	2	35
	100.0	100.0	81.3	8.2	6.0	4.5	100.0	4.9	17.4	77.8	100.0	49.1	6.7	9.7	7.9	3.6	0.6	1.2	21.2
複合サービス事業	11	390	356	26	8	0	9	0	0	9	11	1	0	1	1	4	2	1	1
	100.0	100.0	91.3	6.7	2.1	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	9.1	0.0	9.1	9.1	36.4	18.2	9.1	9.1
サービス業(他に分類されないもの)	32	402	293	56	34	19	28	2	7	19	32	16	1	3	3	1	1	2	5
	100.0	100.0	72.9	13.9	8.5	4.7	100.0	7.1	25.0	67.9	100.0	50.0	3.1	9.4	9.4	3.1	3.1	6.3	15.6

事業所規模別産業別	高年齢者の雇用状況																		
	改正高年齢者雇用安定法への対応																		
	賃金引下げ時の変更内容(複数回答)						雇用維持評価						メリットが大きい理由(複数回答)						
	事業所数	勤務日数、 勤務時間の 短縮	仕事量の 軽減	職務責任 の軽減	その他	現行のま ま変更し ていない	事業所数	メリット が大きい	ややメリ ットが大 きい	デメリッ トが大 きい	ややデメ リットが 大きい	どちらと もいえな い	事業所数	熟練技術・ 専門技術を 保持・伝承 できるから	労働力の 安定確保 ができる から	若手の教育 ・育成負担 を軽減でき るから	技術の社 外流出を 防止でき るから	若年・壮年 従業員の士 気があがる から	その他
計	227	53	85	152	5	47	675	226	208	11	34	196	434	326	364	107	18	52	6
	100.0	23.3	37.4	67.0	2.2	20.7	100.0	33.5	30.8	1.6	5.0	29.0	100.0	75.1	83.9	24.7	4.1	12.0	1.4
5～29人	148	33	57	94	4	29	533	163	158	9	30	173	321	241	269	79	12	41	5
	100.0	22.3	38.5	63.5	2.7	19.6	100.0	30.6	29.6	1.7	5.6	32.5	100.0	75.1	83.8	24.6	3.7	12.8	1.6
30～99人	54	13	19	39	1	11	111	52	36	2	3	18	88	65	76	25	4	9	1
	100.0	24.1	35.2	72.2	1.9	20.4	100.0	46.8	32.4	1.8	2.7	16.2	100.0	73.9	86.4	28.4	4.5	10.2	1.1
100～299人	22	7	8	17	0	6	25	8	13	0	0	4	21	16	17	2	1	1	0
	100.0	31.8	36.4	77.3	0.0	27.3	100.0	32.0	52.0	0.0	0.0	16.0	100.0	76.2	81.0	9.5	4.8	4.8	0.0
300人以上	3	0	1	2	0	1	6	3	1	0	1	1	4	4	2	1	1	1	0
	100.0	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3	100.0	50.0	16.7	0.0	16.7	16.7	100.0	100.0	50.0	25.0	25.0	25.0	0.0
建設業	14	1	5	8	0	3	66	24	18	2	1	21	42	37	32	11	3	4	0
	100.0	7.1	35.7	57.1	0.0	21.4	100.0	36.4	27.3	3.0	1.5	31.8	100.0	88.1	76.2	26.2	7.1	9.5	0.0
製造業	23	7	5	14	0	8	56	19	20	2	3	12	39	35	29	6	1	4	0
	100.0	30.4	21.7	60.9	0.0	34.8	100.0	33.9	35.7	3.6	5.4	21.4	100.0	89.7	74.4	15.4	2.6	10.3	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0	1	0	1	3	2	0	0	0	1	2	2	2	1	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	3	0	1	3	0	0	8	0	4	0	0	4	4	3	3	1	1	0	0
	100.0	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	100.0	75.0	75.0	25.0	25.0	0.0	0.0
運輸業,郵便業	14	1	3	8	1	5	31	10	14	0	1	6	24	17	20	7	1	4	0
	100.0	7.1	21.4	57.1	7.1	35.7	100.0	32.3	45.2	0.0	3.2	19.4	100.0	70.8	83.3	29.2	4.2	16.7	0.0
卸売業,小売業	61	11	32	48	0	7	166	53	48	1	12	52	101	66	89	28	6	15	3
	100.0	18.0	52.5	78.7	0.0	11.5	100.0	31.9	28.9	0.6	7.2	31.3	100.0	65.3	88.1	27.7	5.9	14.9	3.0
金融業,保険業	9	2	5	6	0	1	21	5	4	1	1	10	9	7	7	1	0	2	1
	100.0	22.2	55.6	66.7	0.0	11.1	100.0	23.8	19.0	4.8	4.8	47.6	100.0	77.8	77.8	11.1	0.0	22.2	11.1
不動産業,物品賃貸業	1	1	0	1	0	0	11	1	3	0	1	6	4	2	4	3	2	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	9.1	27.3	0.0	9.1	54.5	100.0	50.0	100.0	75.0	50.0	25.0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	9	2	4	6	0	3	21	8	4	0	1	8	12	12	9	3	1	2	0
	100.0	22.2	44.4	66.7	0.0	33.3	100.0	38.1	19.0	0.0	4.8	38.1	100.0	100.0	75.0	25.0	8.3	16.7	0.0
宿泊業,飲食サービス業	4	2	2	2	0	1	46	19	12	2	0	13	31	21	29	5	0	4	1
	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	25.0	100.0	41.3	26.1	4.3	0.0	28.3	100.0	67.7	93.5	16.1	0.0	12.9	3.2
生活関連サービス業,娯楽業	3	3	1	1	0	0	18	5	2	0	2	9	7	5	6	0	1	0	0
	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	27.8	11.1	0.0	11.1	50.0	100.0	71.4	85.7	0.0	14.3	0.0	0.0
教育,学習支援業	15	4	5	9	1	4	20	5	9	0	1	5	14	12	12	3	0	0	0
	100.0	26.7	33.3	60.0	6.7	26.7	100.0	25.0	45.0	0.0	5.0	25.0	100.0	85.7	85.7	21.4	0.0	0.0	0.0
医療,福祉	49	18	15	32	2	10	165	55	56	3	10	41	111	83	93	30	1	14	0
	100.0	36.7	30.6	65.3	4.1	20.4	100.0	33.3	33.9	1.8	6.1	24.8	100.0	74.8	83.8	27.0	0.9	12.6	0.0
複合サービス事業	9	0	3	7	1	1	11	5	5	0	0	1	10	5	8	1	0	1	1
	100.0	0.0	33.3	77.8	11.1	11.1	100.0	45.5	45.5	0.0	0.0	9.1	100.0	50.0	80.0	10.0	0.0	10.0	10.0
サービス業(他に分類されないもの)	11	1	4	6	0	3	32	15	9	0	1	7	24	19	21	7	1	1	0
	100.0	9.1	36.4	54.5	0.0	27.3	100.0	46.9	28.1	0.0	3.1	21.9	100.0	79.2	87.5	29.2	4.2	4.2	0.0

令和05年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅶ－ １ ７－⑦・ １ ８－①

県 合 計

上段：事業所数 下段：％

事業所規模別産業別	高年齢者の雇用状況																	
	改正高年齢者雇用安定法への対応							導入済・導入予定制度等について										
	デメリットが大きい理由（複数回答）							導入済・導入予定制度（複数回答）										
	事業所数	人件費等のコストが増加するから	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから	営業・販売などの戦力が低下するから	身体的な衰えにより作業能力が低下するから	職種転換が困難であるから	その他	事業所数	60歳以後の人件費を抑制	ワークシェアリングの実施	新卒者の採用抑制	中途採用の抑制	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定	福利厚生の見直し	各種手当の廃止・縮小	60歳までの人件費を削減	その他	制度変更を行っていない
計	45	8	14	6	38	17	3	503	128	74	10	14	124	17	31	5	12	212
	100.0	17.8	31.1	13.3	84.4	37.8	6.7	100.0	25.4	14.7	2.0	2.8	24.7	3.4	6.2	1.0	2.4	42.1
5～29人	39	6	10	6	33	14	3	388	89	54	7	11	90	9	19	5	10	180
	100.0	15.4	25.6	15.4	84.6	35.9	7.7	100.0	22.9	13.9	1.8	2.8	23.2	2.3	4.9	1.3	2.6	46.4
30～99人	5	2	3	0	5	3	0	88	27	17	2	2	22	6	7	0	2	26
	100.0	40.0	60.0	0.0	100.0	60.0	0.0	100.0	30.7	19.3	2.3	2.3	25.0	6.8	8.0	0.0	2.3	29.5
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	22	11	2	0	0	9	1	4	0	0	5
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	9.1	0.0	0.0	40.9	4.5	18.2	0.0	0.0	22.7
300人以上	1	0	1	0	0	0	0	5	1	1	1	1	3	1	1	0	0	1
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	20.0	20.0	20.0	20.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0
建設業	3	1	0	1	2	2	0	43	12	4	1	1	5	1	3	1	1	24
	100.0	33.3	0.0	33.3	66.7	66.7	0.0	100.0	27.9	9.3	2.3	2.3	11.6	2.3	7.0	2.3	2.3	55.8
製造業	5	1	3	0	5	3	0	43	10	3	2	3	10	1	1	0	1	18
	100.0	20.0	60.0	0.0	100.0	60.0	0.0	100.0	23.3	7.0	4.7	7.0	23.3	2.3	2.3	0.0	2.3	41.9
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	1	1	1	1	0	1
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	8	3	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	37.5	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	37.5
運輸業,郵便業	1	1	0	0	1	1	0	24	10	0	0	0	4	0	2	0	1	8
	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	41.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	8.3	0.0	4.2	33.3
卸売業,小売業	13	2	4	1	12	3	2	122	26	14	3	5	27	4	5	1	2	59
	100.0	15.4	30.8	7.7	92.3	23.1	15.4	100.0	21.3	11.5	2.5	4.1	22.1	3.3	4.1	0.8	1.6	48.4
金融業,保険業	2	1	1	1	1	0	0	17	3	3	0	0	6	1	2	0	0	8
	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	17.6	17.6	0.0	0.0	35.3	5.9	11.8	0.0	0.0	47.1
不動産業,物品賃貸業	1	0	0	0	1	0	0	9	2	3	0	0	1	2	0	0	0	5
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	22.2	33.3	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0	55.6
学術研究,専門・技術サービス業	1	0	0	0	1	1	0	17	4	2	0	0	8	1	1	0	0	5
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	23.5	11.8	0.0	0.0	47.1	5.9	5.9	0.0	0.0	29.4
宿泊業,飲食サービス業	2	1	2	1	1	2	0	35	2	11	0	0	7	2	1	0	1	17
	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	100.0	5.7	31.4	0.0	0.0	20.0	5.7	2.9	0.0	2.9	48.6
生活関連サービス業,娯楽業	2	0	1	1	2	2	0	9	0	3	0	0	5	0	0	0	0	2
	100.0	0.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
教育,学習支援業	1	0	0	0	1	0	0	18	13	2	0	0	3	0	2	1	0	4
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	72.2	11.1	0.0	0.0	16.7	0.0	11.1	5.6	0.0	22.2
医療,福祉	13	1	3	1	10	3	1	122	31	24	4	5	38	2	10	1	4	47
	100.0	7.7	23.1	7.7	76.9	23.1	7.7	100.0	25.4	19.7	3.3	4.1	31.1	1.6	8.2	0.8	3.3	38.5
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	9	2	2	0	0	6	0	3	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	22.2	22.2	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	1	0	0	0	1	0	0	24	8	2	0	0	2	1	0	0	2	11
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	33.3	8.3	0.0	0.0	8.3	4.2	0.0	0.0	8.3	45.8

事業所規模別産業別	高年齢者の雇用状況													
	導入済・導入予定制度等について													
	雇用維持のための必要な支援（複数回答）													
	事業所数	事業所向けの アドバイス機能の充 実	高年齢者活 用モデル企 業の情報発 信	職場環境の 整備に関す る支援	働きやすい 機械や設備 の開発や導 入支援	高年齢者の 活用を進め るための人 件費等の経 費助成	求人情報等 の提供	職業相談・ 職業紹介	職業訓練の 充実	職業訓練受 講のための 給付金等の 充実	個人向け職 業生活の相 談・アドバイ ス機能の充 実	年齢に関わ りなく働ける 社会の実現 に向けた啓 発活動	その他	現状は 必要ない
計	545	45	56	132	125	272	86	62	40	45	28	159	7	70
	100.0	8.3	10.3	24.2	22.9	49.9	15.8	11.4	7.3	8.3	5.1	29.2	1.3	12.8
5～29人	423	32	43	99	97	200	69	49	31	33	21	123	7	56
	100.0	7.6	10.2	23.4	22.9	47.3	16.3	11.6	7.3	7.8	5.0	29.1	1.7	13.2
30～99人	94	12	10	24	23	58	14	11	8	10	5	29	0	10
	100.0	12.8	10.6	25.5	24.5	61.7	14.9	11.7	8.5	10.6	5.3	30.9	0.0	10.6
100～299人	22	0	2	6	4	11	2	1	1	2	1	5	0	3
	100.0	0.0	9.1	27.3	18.2	50.0	9.1	4.5	4.5	9.1	4.5	22.7	0.0	13.6
300人以上	6	1	1	3	1	3	1	1	0	0	1	2	0	1
	100.0	16.7	16.7	50.0	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7	33.3	0.0	16.7
建設業	49	5	0	7	10	26	6	3	2	4	0	17	1	9
	100.0	10.2	0.0	14.3	20.4	53.1	12.2	6.1	4.1	8.2	0.0	34.7	2.0	18.4
製造業	44	3	2	16	16	28	3	2	2	6	2	10	1	4
	100.0	6.8	4.5	36.4	36.4	63.6	6.8	4.5	4.5	13.6	4.5	22.7	2.3	9.1
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7	0.0	0.0
情報通信業	6	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	2	0	0
	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
運輸業,郵便業	28	4	4	7	4	14	6	4	4	4	2	7	0	7
	100.0	14.3	14.3	25.0	14.3	50.0	21.4	14.3	14.3	14.3	7.1	25.0	0.0	25.0
卸売業,小売業	137	11	16	26	29	61	28	16	6	12	7	37	2	24
	100.0	8.0	11.7	19.0	21.2	44.5	20.4	11.7	4.4	8.8	5.1	27.0	1.5	17.5
金融業,保険業	18	2	9	3	1	10	0	2	1	1	2	3	1	0
	100.0	11.1	50.0	16.7	5.6	55.6	0.0	11.1	5.6	5.6	11.1	16.7	5.6	0.0
不動産業,物品賃貸業	8	0	1	2	2	4	3	4	1	0	2	3	1	0
	100.0	0.0	12.5	25.0	25.0	50.0	37.5	50.0	12.5	0.0	25.0	37.5	12.5	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	14	2	0	4	4	6	2	0	0	1	2	3	0	2
	100.0	14.3	0.0	28.6	28.6	42.9	14.3	0.0	0.0	7.1	14.3	21.4	0.0	14.3
宿泊業,飲食サービス業	33	1	3	11	10	10	5	6	9	2	0	8	0	3
	100.0	3.0	9.1	33.3	30.3	30.3	15.2	18.2	27.3	6.1	0.0	24.2	0.0	9.1
生活関連サービス業,娯楽業	12	3	3	5	3	9	2	1	4	1	0	2	0	2
	100.0	25.0	25.0	41.7	25.0	75.0	16.7	8.3	33.3	8.3	0.0	16.7	0.0	16.7
教育,学習支援業	19	1	1	3	1	12	2	0	0	0	1	4	1	1
	100.0	5.3	5.3	15.8	5.3	63.2	10.5	0.0	0.0	0.0	5.3	21.1	5.3	5.3
医療,福祉	138	9	15	35	37	71	23	21	9	12	8	51	0	16
	100.0	6.5	10.9	25.4	26.8	51.4	16.7	15.2	6.5	8.7	5.8	37.0	0.0	11.6
複合サービス事業	10	2	1	5	3	3	2	1	0	0	0	2	0	0
	100.0	20.0	10.0	50.0	30.0	30.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	26	2	1	6	5	13	4	1	1	1	1	8	0	2
	100.0	7.7	3.8	23.1	19.2	50.0	15.4	3.8	3.8	3.8	3.8	30.8	0.0	7.7

4. 調 査 票

(※この欄には記入しないでください)

調査年数				規模	事業所番号				市町村番号				産業分類番号			
2	0	2	3													



令和5年度長崎県労働条件等実態調査 調査票

「常用労働者5人未満」・「休業」・「廃業」の事業所は、回答の必要はありません。
お手数ですが、右のチェック欄に☑を記入して、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨をお問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。

5人未満	休業	廃業

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）第24条に基づき総務大臣に届け出を行っている統計調査です。
統計以外の目的に使用されたり、貴事業所を特定できる事業所名など固有情報が公表されたりすることは一切ありませんので、事実をありのまま記入してください。

I 事業所の現況

問1 事業所の現況について

調査事業所名 (調査票を記入した事業所名)								
調査事業所の所在地	〒							
記入担当者	所属部署名		電話番号 ()					
	氏名		FAX番号 ()					
事業分類 (○で囲んでください)	① 建設業 ② 製造業 ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 ④ 情報通信業 ⑤ 運輸業、郵便業 ⑥ 卸売業、小売業 ⑦ 金融業、保険業 ⑧ 不動産業、物品賃貸業 ⑨ 学術研究、専門・技術サービス業 ⑩ 宿泊業、飲食サービス業 ⑪ 生活関連サービス業、娯楽業 ⑫ 教育、学習支援業 ⑬ 医療、福祉 ⑭ 複合サービス事業 ⑮ サービス業（他に分類されないもの）							
調査事業所の事業内容								
調査事業所の 雇用者数（人） (R5.6.30現在)			男性（人）		女性（人）	計（人）		
	役員		07		08			
	正規の職員・従業員		09		10			
	非正規雇用	パート	11		12			
		アルバイト	13		14			
		派遣社員	15		16			
		契約社員	17		18			
		嘱託	19		20			
	その他		21		22			
合計								
就業規則の有無（○で囲んでください）			23	有 ・ 無				

※上記には、臨時、日雇いを除く雇用者数を記入してください。

- (注) 1. 「役員」とは、一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者（役員報酬のみを受けている者は除く）
2. 「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者
3. 「パート」とは、就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
4. 「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
5. 「派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者
6. 「契約社員」とは、専門的職種に従事されることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者
7. 「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、嘱託職員又はそれに近い名称で呼ばれている者
8. 「その他」とは、上記以外の呼称の場合

Ⅱ 雇用と取組

問2 採用状況について

貴事業所における令和5年4月の採用者数を「新規学卒者」・「中途採用者」ごと男女別・雇用形態別に記入してください。【数値を記入】

＊「**新規学卒者**」とは令和5年3月に学校等を卒業した者、「**中途採用者**」とは新規学卒者以外の者をさします。

＊記入漏れと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

令和5年4月の採用者数		男 性 (人)		女 性 (人)	
		うち高卒 (人)		うち高卒 (人)	
新 規 学 卒 者	正規の職員・従業員	24		25	
	非正規雇用	26		27	
中 途 採 用 者	正規の職員・従業員	28		29	
	非正規雇用	30		31	
	正規の職員・従業員	32		33	
	非正規雇用	34		35	
	正規の職員・従業員	36		37	
	非正規雇用	38		39	

問3 配置状況について

① 貴事業所では現在、女性労働者の配置がない部署がありますか。【○印は必ず1つ】

40	1 有 →②へ	2 無 →問4へ
----	---------	----------

② ①で「1 有」とされた事業所に伺います。その部門で男性のみ配置している理由に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

41	技能や資格を持つ女性がいらないため	1
	女性の適任者がいないため	2
	当該部門が女性の配置を希望しないため	3
	女性が配置を希望しないため	4
	出張・転勤があることに配慮するため	5
	家事・保育などのため就業時間に制約があるため	6
	深夜業や時間外労働が多いため	7
	重量物を取り扱う業務 ^(注) や有害物を発散する場所での業務 ^(注) があるため	8
	労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため	9
	その他（具体的に)	10

(注) **重量物を取り扱う業務**とは、断続作業30kg、継続作業20kg以上の重量物を取り扱う業務をいいます。

有害物を発散する場所での業務とは、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。

問4 管理職等について

① 貴事業所には係長以上の管理職及び女性管理職は何人いますか。【数値を記入】

* 記入漏れと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

管理職区分	管理職の人数 (人)		うち女性の 人数(人)	
部長相当職	42		43	
課長相当職	44		45	
係長相当職	46		47	

※ここでの「管理職等」とは、

- ・企業の組織系統の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合など、貴事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断してください。

② ①で、女性の管理職が1割未満、あるいは全くいない管理職区分が1つでもある場合、該当する理由に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

48	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいらないため	1
	将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいらないため	2
	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまう女性が多いため	3
	時間外労働が多い、または深夜業を敬遠する女性が多いため	4
	出張・転勤等に対応できない女性が多いため	5
	女性にとって仕事内容が体力的・精神的にきついため	6
	女性が希望しないため	7
	女性従業員が少ない又はいないから	8
	その他(具体的に)	9

問5 女性の活躍の推進状況について

① 女性の活躍推進のための取組として貴事業所で実施しているものはありますか。

取組事項ごとに該当番号に○をつけてください。【各々○印は必ず1つ】

取組事項	取組状況			実施している	実施なし、今後の実施を検討	実施なし、実施予定なし
49	性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める	1	2	3		
	仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する	1	2	3		
	女性の能力発揮に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する	1	2	3		
	女性がいらない又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する	1	2	3		
	女性の体力面での差を補う器具・設備の導入（例：渉外用バイクをスクーターに替える、作業用の踏み台を設置するなど）	1	2	3		
	女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析	1	2	3		
	管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性についての啓発を行う	1	2	3		
	女性従業員の活躍をホームページや社内報で紹介する	1	2	3		
	その他（具体的に					

- ② 貴事業所における女性の活躍推進のための取組の目的を2つまで選んでください。
【○印は2つ以内】＊ 該当項目がない場合、ご記入不要です。

50	従業員の職業意識や価値観の多様化に対応するため	1
	企業イメージ向上のためなど、企業戦略として	2
	商品開発やマーケティング等、顧客のニーズに対応するため	3
	企業の社会的責任であるから	4
	人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため	5
	職場風土の改善により組織を活性化させるため	6
	その他（具体的に)	7

- ③ 貴事業所では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していますか。

51	1 策定している	2 策定していない
----	----------	-----------

(注) 一般事業主行動計画とは、女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出、周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません(100人以下の企業は努力義務)。

問6 ハラスメント防止について

- ① 貴事業所では、職場におけるハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^(注)、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど)の防止対策に取り組んでいますか。
【○印は必ず1つ】

52	1 取り組んでいる →②へ	2 取り組んでいない →問7へ
----	---------------	-----------------

(注)労働施策総合推進法の改正において、令和4年4月1日より職場におけるパワーハラスメントの防止措置が全企業に義務化されました。

- ② ①で「1 取り組んでいる」と回答した事業所に伺います。職場におけるハラスメント防止対策の取組内容について、○印をつけてください。【該当するもの全てに○】

53	ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発	1
	管理職・従業員に対する研修を行う	2
	被害を受けた労働者へのケアや再発防止	3
	相談窓口や担当部署など、苦情処理機関を設置する	4
	その他（具体的に)	5

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

問7 ワーク・ライフ・バランスについて

- ① ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか。
(経営者・管理者・人事担当者などどなたがお答えになっても構いません)

【○印は必ず1つ】

54	言葉も内容も知っている	1
	聞いたことはあるが、内容は知らない	2
	言葉も内容も知らない	3

(注) ワーク・ライフ・バランスとは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できることをいいます。企業が、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、優秀な人材の確保と定着、生産性、顧客満足度、業績、社員のやる気の向上など様々なメリットをもたらします。

② 貴事業所ではワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますか。【○印は必ず1つ】

55	1 取り組んでいる →③へ	2 取り組んでいない →④へ
----	---------------	----------------

③ ②で「1. 取り組んでいる」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに関して、導入もしくは実施している制度等に○をつけてください。

また、項目1～4で法定を上回る内容の規定をされている場合は、上乘せして実施している取組の内容を記入してください。【該当するもの全てに○】

	育児休業制度 ^(注1) (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 :)	1
	介護休業制度 ^(注2) (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 :)	2
	子の看護休暇制度 ^(注3) (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 :)	3
	介護休暇制度 ^(注4) (法定を上回る規定の場合、上乘せして実施している取組 :)	4
	事業所内託児施設の設置	5
	育児に関する経済的支援（保育料の補助等）	6
	介護に関する経済的支援（介護サービス費用の補助等）	7
	復職への支援（社内報等による休業中の情報提供、復職後の研修等）	8
	所定外労働の免除	9
	育児介護など事情に応じた短時間勤務制度 ^(注5) （労基法に基づく育児時間を除く）	10
	テレワーク（ICT ^(注6) を活用するなどの在宅勤務制度）	11
56	テレワーク（顧客先や移動中にパソコン等を活用して働くモバイルワークや勤務先以外のオフィススペースでパソコン等を活用して働くサテライトオフィス勤務を実施）	12
	フレックスタイム制度 ^(注7)	13
	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ^(注8)	14
	業務体制・分担の見直しによる仕事の効率化	15
	休暇取得の促進（特別休暇制度の拡充等）	16
	残業の削減（ノー残業デーの設置等）	17
	地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施	18
	産業医によるカウンセリング機会の設定	19
	従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援 ^(注9)	20
	健康に関する管理職研修や従業員への講話の機会の設定	21
	その他（具体的に)	22

(注1) （法定）育児休業制度とは、労働者がその事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで（両親ともに取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）の間、育児休業をすることができる制度。子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで（再延長で2歳まで）育児休業をすることができます。

(注2) （法定）介護休業制度とは、労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算して93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得することができる制度。

(注3) （法定）子の看護休暇制度とは、小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる制度。

(注4) （法定）介護休暇制度とは、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる制度。

(注5) 短時間勤務制度とは、所定労働時間を通常より短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む制度を設けることを事業主に義務付けています。

(注6) ICTとは、情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称です。

(注7) フレックスタイム制とは、一日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつでも出社または退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねる制度です。

(注8) 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げとは、一日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度です。

(注9) 従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援とは、法定の健康診断は除きます。

④ ②で「2. 取り組んでいない」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに取り組まない（取り組めない）理由の該当番号に○をつけてください。【○印は3つまで】

57	従業員からの要望がないから	1
	人手不足だから	2
	労務管理が複雑になるから	3
	育児休業などによる代替要員の確保が困難だから	4
	従業員の負担や不公平感が増大するから	5
	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなることが避けられないから	6
	コストがかかるから	7
	生産性や売上げが減少するから	8
	ワーク・ライフ・バランスを推進することに、どのようなメリットがあるかわからないから	9
	そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから	10
	行政の支援が不足しているから	11
	その他（具体的に ）	12

⑤ 長崎県では、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認証制度（誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度「Nぴか」）を推進しています。この「Nぴか」を知っていますか。

【○印は必ず1つ】

58	1 知っている	2 知らない
----	---------	--------

IV 労働時間

問8 年次有給休暇について

① 令和4年（又は令和3会計年度）1年間における常用労働者^(注1)（非正規雇用含む）への年次有給休暇^(注2)について記入してください。【数値を記入】
（期間については、貴事業所における年次有給休暇付与の区切りとなる期間でも構いません。）

令和4年（又は令和3会計年度）中に 取得資格のある労働者数	59	計	人
	60	うち 女性	人
年間合計付与日数 ^(注3) （前年繰越日数を除く） （取得資格のある労働者全員の合計日数）	61	計	日
	62	うち 女性	日
年間合計取得（消化）日数 ^(注4) （取得資格のある労働者全員の合計日数）	63	計	日
	64	うち 女性	日

（注1）常用労働者とは、事業所に常時雇用されている者で、期間を定めずに雇用されている者または1か月以上の期間を定めて雇用されている者です。

（注2）年次有給休暇とは、労働者が休日以外に賃金をもらいながら希望する日に休みを取ることができる労働基準法で定められた制度です。

（注3）年間合計付与日数とは、1年間に新たに付与された年次有給休暇の日数の合計です。（前年繰越分は除きます）

（注4）年間合計取得日数とは、1年間に実際に取得（消化）した年次有給休暇の日数の合計です。

* 時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入

② 貴事業所では年次有給休暇の休暇取得日を割り振ることができる制度（計画的付与制度^(注)）がありますか。【○印は必ず1つ】

65	制度がある	1
	制度がない	2

（注）計画的付与制度とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。（例）一斉付与（事業場休業）、班別の交代制付与、年次有給休暇取得計画表による個人別付与など。

③ 貴事業所では年次有給休暇を半日または時間単位で取得できますか。【○印は必ず1つ】

66	取得できる	1
	取得できない	2

年間を通じて、半日または時間単位で取得できる年次有給休暇は一人当たり何日ですか。

③－1へ

67 日 →④へ

- ③－１ ③で「取得できない」とされた事業所に伺います。半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない（取り組めない）理由の該当番号に○をつけてください。【○印は必ず１つ】

68	業種的に従業員が同時に仕事をしなければならず、半日または時間単位での取得が困難だから	1
	半日または時間単位の取得は可能であるが、従業員からの要望がないため行っていない	2
	その他（具体的に ）	3

- ④ 貴事業所では年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していますか。実施している取組について、○をつけてください。【該当するもの全てに○】

69	年(月)初めの計画書の提出	1
	計画的付与制度（一斉、班別、個人）	2
	時間・半日単位の分割付与	3
	管理・監督者の率先取得	4
	年次有給休暇の残日数を社員に通知	5
	その他（具体的に ）	6
	実施していない	7

問 9 週休制について

- ① 貴事業所における常用労働者（注1）の週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。

【数値を記入】※シフト制の場合は、条件に近い形態に記入してください。

週休制の形態		適用労働者数（人）	②へ
週休１日制又は週休１日半制		70	
何らかの週休２日制	完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度（注２）	71	問１０へ
	完全週休２日制	72	
完全週休２日制より休日日数が実質的に多い制度（月１回以上週休３日制、３勤３休、３勤４休等）		73	
計			

（注１）常用労働者とは、事業所に常時雇用されている者で、期間を定めて雇用されている者または１か月以上の期間を定めて雇用されている者です。

（注２）完全週休２日制より少ないとは、月３回、隔週、月２回、月１回の週休２日制のほか、３勤１休、４勤１休等をいいます。

- ② ①で週休１日制又は週休１日半制または完全週休２日制より休日日数が実質的に少ない制度の週休制の形態とされた事業所に伺います。完全週休２日制に移行できない理由の該当番号に○をつけてください。【○印は必ず１つ】

74	業種的に営業日が決まっており、完全週休２日制への移行が困難だから	1
	完全週休２日制への移行は可能であるが、従業員からの要望がないため行っていない	2
	その他（具体的に ）	3

問 10 労働時間について

- ① 貴事業所では週所定労働時間は何時間ですか。【○印は必ず１つ】

* 複数該当する場合は、最も多い項目を選択してください。

75	３８時間以下	1
	３８時間超４０時間未満	2
	４０時間	3
	４０時間超４４時間以下（注）	4

（注）労働基準法施行規則第25条の2第1項で定める特例措置対象事業場（※１）のみ適用。但し１年単位又は１週間単位の変形労働時間制を採用している場合は３の４０時間を選択してください。

- ※１ 常時使用する労働者が10人未満で以下の業種に該当する事業場（労働基準法別表第1 8号、10号、13号、14号の事業）
- ・商業（卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、不動産管理業、出版業（印刷部門を除く）、その他の商業）
 - ・映画・演劇業（映画の映写（映画の製作の事業を除く）、演劇、その他興行の事業）
 - ・保健衛生業（病院、診療所、保育園、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業）
 - ・接客娯楽業（旅館業、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業）

② 貴事業所では労働時間短縮のための取組を実施していますか。【○印は必ず1つ】

76	1 実施している →③へ	2 実施していない →④へ
----	--------------	---------------

③ ②で「1 実施している」と回答した事業所に伺います。労働時間短縮のために実施している取組に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

77	所定外労働時間の削減	1
	変形労働時間制の導入・活用	2
	週休制の改善	3
	年次有給休暇の計画的付与制度の実施 (注1)	4
	連続休暇制度の導入・拡大	5
	ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定 (注2)	6
	従業員の増員	7
	その他 (具体的に)	8

(注1) 選択項目6に○をつけた場合、問8②にも該当します。

(注2) 選択項目8に○をつけた場合、問7③の選択項目17にも該当します。

④ 貴事業所における所定外(時間外)労働時間が長くなる要因について、○をつけてください。

* 該当項目がない場合、ご記入不要です。【該当するもの全てに○】

78	人手不足だから	1
	所定内労働時間では対応できない仕事量だから	2
	一部の人に仕事が偏ることがあるため	3
	事業活動の繁閑の差が大きいから	4
	仕事の性質上、残業や休日出勤などでないとできない仕事であるから	5
	取引先の都合に時間を合わせる必要があるから	6
	従業員が残業手当や休日手当を当てにしているから	7
	従業員が上司や同僚等の残業に付き合う雰囲気があるから	8
	長い時間働くことで評価されると考えている従業員がいるから	9
	突発的な業務が発生するから	10
	その他 (具体的に)	11

V 育児休業・子の看護休暇制度

問11 育児休業制度・子の看護休暇制度の規定について

① 貴事業所では育児休業や子の看護休暇制度を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。【育児休業・子の看護休暇各々○印は必ず1つ】

79	育児休業制度	1 規定あり → ②へ	2 規定なし →問12
80	子の看護休暇制度	1 規定あり → ③へ	2 規定なし →問12

* 制度内容については問7③参照。

なお、「1 規定あり」と回答した場合、問7③の項目番号「1 育児休業制度」、「2 子の看護休暇制度」にも該当します。

② 育児休業の規定がある事業所に伺います。

貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。【○印は必ず1つ】

81	法定期間	法定を超える期間				期間に限度はなく、 必要日数を取得できる
	原則は1歳だが、一定 の場合は満2歳まで	無条件に 1歳6か月	無条件に 満2歳まで	満3歳 まで	それ以上	
	1	2	3	4	5	

③ 子の看護休暇制度の規定がある事業所に伺います。

子の看護休暇制度について、取得日数の限度・子の年齢の限度・半日または時間単位取得の可否をお答えください。【それぞれ○印は必ず1つ】

82	取得 日 数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく 必要日数を取得できる
		5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を超える期間	
		1	2	3	

83	子 の 年 齢	法定年齢	法定を超える年齢		年齢制限なく 取得できる
		小学校就学前の子	小学生まで	中学生以上	
		1	2	3	

84	時間単位の取得	1 できる	2 できない
85	半日単位の取得	1 できる	2 できない

問 1 2 育児休業制度の利用状況について

* 問 1 1 ①の「規定あり」「規定なし」にかかわらず、育児休業の利用状況についてお答えください。

① 貴事業所における、**令和3年7月1日から令和4年6月30日**までの出産者数（男性の場合は配偶者が
出産した者の数）【数値を記入】*記入もれと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。→問 13へ

出 産 者 数									
女 性（人）				男 性（配偶者が出産した男性）（人）					
86	出産者計	88	うち有期契約労働者数（注1）		87	配偶者 出産者計	89	うち有期契約労働者数（注1）	
			90	うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数（注2）				91	うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数（注2）

（注1）**有期契約労働者**とは、一定の期間を定めて使用者から直接雇用されている労働者です。

（注2）**育児休業制度の対象となる有期契約労働者**とは、子が1歳6か月になる日（再延長した場合は2歳になる日）の前日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでない労働者です。

② ①のうち、**令和5年6月30日**までに育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をして
いる者を含む）【数値を記入】

育児休業者					
女 性（人）			男 性（人）		
92	女性育児休業者計		93	男性育児休業者計	
	94	うち有期契約労働者数		95	うち有期契約労働者数

- ③ ②で育児休業を開始した者の利用期間（取得中の場合は利用予定期間）別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】

性別	1 週 間 未 満	1 週間～ 1 か 月 未 満	1 か月～ 3 か 月 未 満	3 か 月 ～ 6 か 月 未 満	6 か 月 ～ 1 年 未 満	1 年 ～ 1 年 半 未 満	1 年半～ 2 年未 満	2 年 ～ 3 年未 満	3 年 以 上	合 計	うち利用期間中及び利用後の退職者数
女性（人）	96	98	100	102	104	106	108	110	112	114	116
男性（人）	97	99	101	103	105	107	109	111	113	115	117

* 該当者のあった欄のみ記入してください。

* 同一労働者が期間内に 2 回以上利用した場合は、2 人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1 人として計上してください。

* 育児休業の「利用期間」とは、子の月齢ではなく実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法に規定する産前産後休業期間は含みません。

- ④ ③で育児休業の利用者があった事業所に伺います。育児休業の利用者があった際にどのような対応をされましたか。【○印は必ず 1 つ】

* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものをご回答ください。

代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	118	1
事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた		2
新たに正社員を雇用した		3
派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した		4
その他（具体的に ）		5

- ⑤ ③で育児休業の利用者があった事業所に伺います。育児休業終了後に復職した（する）場合、どのような対応をされましたか。【○印は必ず 1 つ】

* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したもの、育児休業・介護休業が終了していない場合は、対応予定でご回答ください。

原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	119	1
本人の希望を考慮し他部門に配置した		2
会社の人事管理等の都合により他部門に配置した		3

問 1 3 男性の育児休業取得について

本県の男性の育児休業取得率は女性に比べると非常に低い状況となっています。

男性 16.3%、女性 91.4%（令和 4 年度長崎県労働条件等実態調査）

- ① 令和 4 年 4 月 1 日より、出産・育児等による離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに育児休業が取得できるよう法律の改正^(注)が行われ、雇用環境整備及び個別の周知・意向確認の措置が義務付けられましたが、貴事業所では男性の育児休業の取得促進に取り組んでいますか。【○は必ず 1 つ】

120	1 取り組んでいる →②へ	2 取り組んでいない →③へ
-----	---------------	----------------

(注) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の改正

1. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み「産後パパ育休」の創設【育児・介護休業法】
2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
3. 育児休業の分割取得
育児休業（1 の休業を除く。）について、分割して 2 回まで取得することを可能とする。
4. 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
常時雇用する労働者数が 1,000 人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。
5. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
6. 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】

- ② ①で「1 取り組んでいる」とされた事業所に伺います。男性の育児休業促進について、導入または実施している取組に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

121	面談や書面等による労働者による育児休業制度周知・休業取得の意向確認	1
	育児休業に関する研修の実施	2
	育児休業に関する相談窓口の設置	3
	自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供	4
	自社の育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知	5
	出生時育児休業（産後パパ育休） ^(注) の整備	6
	その他（具体的に)	7

（注）出生時育児休業（産後パパ育休）とは、産後休業をしていない労働者が、原則出生後8週間以内の子を養育するためにする休業する制度。

- ③ 男性の育児休業の取得が進まない理由についてどのように考えますか。該当するものに○をつけてください。【該当するもの全てに○】 * 該当項目がない場合、ご記入不要です。

122	男性に対する育児支援は、会社として行う必要はないと考える	1
	仕事が滞ったり取引先に迷惑がかかるなど、業務に影響するため積極的には取得を勧めない	2
	同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう	3
	育児休業をすれば個人のキャリアに空白が生じるため、男性従業員が取得をためらう	4
	育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう	5
	その他（具体的に)	6

- ④ 男性が育児休業を取りやすくするためには、どのように考えますか。【該当するもの全てに○】
* 該当項目がない場合、ご記入不要です。

123	育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい	1
	男性の取得が一般的なこととなるよう、法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要である	2
	育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援 ^(注) を充実してほしい	3
	相談窓口や担当課など、会社の対処方法を指導してくれる行政機関の部署を明確にしてほしい	4
	特にそういうことをする必要はない(現状のままでよい)	5
	その他（具体的に)	6

（注）厚生労働省：両立支援等助成金（育児休業等支援コース【業務代替支援】）・・・育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、要件を満たせば助成を受けることができます。）

VI 介護休業・介護休暇制度

問 1 4 介護休業制度・介護休暇制度の規定について

- ① 貴事業所では介護休業制度や介護休暇制度を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。【介護休業・介護休暇各々○印は必ず1つ】

124	介護休業制度	1 規定あり → ②へ	2 規定なし → 問 1 5 へ
125	介護休暇制度	1 規定あり → ③へ	2 規定なし → 問 1 5 へ

* 制度内容については、問 7 ③参照。

なお、「1 規定あり」と回答した場合、問 7 ③の項目番号「5 介護休業制度」、「6 介護休暇制度」も該当します。

② 介護休業の規定がある事業所に伺います。

貴事業所では、対象家族1人につきどのくらいの介護休業を取得することができますか。【○印は必ず1つ】

126	法定期間	法定を超える期間			期間に限度はなく、 必要日数を取得できる
	93 日まで	6 か月まで	1 年まで	1 年超以上	
	1	2	3	4	5

③ 介護休暇制度の規定がある事業所に伺います。

介護休暇制度について、対象家族1人につき1回あたり取得できる期間と半日または時間単位取得の可否をお答えください。【それぞれ○印は必ず1つ】

127	取得 日 数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく 必要日数を取得できる
		5 日まで (2 人以上は 10 日まで)	5 日を超え 14 日まで	14 日を超える期間	
		1	2	3	4

128	時間単位の取得	1 できる	2 できない
129	半日単位の取得	1 できる	2 できない

問 1 5 介護休業制度の利用状況について

* 問 1 1 ①の「規定あり」「規定なし」にかかわらず、介護休業の利用状況についてお答えください。

- ① 貴事業所における、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの介護休業の利用期間（取得中の場合は利用予定期間）別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】* 記入もれと区別するため、該当者がいない場合は「0」をご記入ください。→問16へ

性別	期 間		1 週 間		1 週 間		1 か 月		3 か 月		6 か 月		1 年		合 計		うち利用期間 中及び利用後 の退職者数
	1 週 間	満	1 週 間	満	1 週 間	満	1 か 月	満	3 か 月	満	6 か 月	満	1 年	満	合 計	満	
女性 (人)	130		132		134		136		138		140		142		144		
男性 (人)	131		133		135		137		139		141		143		145		

* 同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

- ② ①で介護休業の利用者があった事業所に伺います。介護休業の利用者があった際にどのような対応をされましたか。【○印は必ず1つ】

* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものを回答ください。

代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	146	1
事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた		2
新たに正社員を雇用した		3
派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した		4
その他（具体的に)		5

- ③ ①で介護休業の利用者があった事業所に伺います。介護休業終了後に復職した（する）場合、どのような対応をされましたか。【○印は必ず1つ】

* 複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものを、介護休業が終了していない場合は、対応予定で回答ください。

原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	147	1
本人の希望を考慮し他部門に配置した		2
会社の人事管理等の都合により他部門に配置した		3

問 16 従業員へのケアラー支援にかかる取組内容について

- ① ケアラー^(注)に関する社会問題が表面化している中、令和5年4月1日より、「長崎県ケアラー支援条例」が施行されました。本条例では、事業者においては従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、その就労と介護等との両立に資する環境の整備に努め、ケアラーが勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めることとされていますが、貴事業所では介護休業制度・介護休暇制度の就業規則での規定以外でケアラーにあたる従業員に対する支援に取り組んでいますか。【○は必ず1つ】

148	1 取り組んでいる →②へ	2 取り組んでいない →問 17 へ
-----	---------------	--------------------

(注) 高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「介護等」という。）を提供する者

- ② ①で「1 取り組んでいる」とされた事業所に伺います。ケアラーにあたる従業員に対する支援について、導入または実施している取組に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

149	面談や書面等による対象者の把握、介護休業制度周知・休業取得の意向確認	1
	自社の労働者の介護休業取得事例の収集・提供	2
	自社の介護休業制度と介護休業取得促進に関する方針の周知	3
	短時間勤務制度の導入	4
	フレックスタイム制の導入	5
	介護サービス費用等の助成	6
	その他（具体的に)	7

VII 高齢者の雇用状況

* 該当者がいない場合でも、ご回答ください。

問 17 改正高齢者雇用安定法^(注)への対応について

- ① 貴事業所における高齢者の雇用者数を年齢別に記入してください。

* 記入漏れと区別するために、該当者がいない場合は「0」と記入ください。

150	60～64歳（人）	
151	65～69歳（人）	
152	70歳以上（人）	

(注) **改正高齢者雇用安定法**とは、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日より施行されました。

主な改正点は次のとおりです。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組の廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

さらに令和3年4月1日からは、70歳までの就業機会の確保が努力義務となりました。

- ② 貴事業所では、改正高齢者雇用安定法への対応として、どのような対応をされていますか。

* 複数該当する場合は、最も多くの雇用者へ適用しているもの。【○印は必ず1つ】

153	定年廃止	定年引上げ	継続雇用制度導入	未実施
	1	2	3	4

- ③ 貴事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べてどの程度となっていますか。
※複数の割合を適用している場合は、平均でご回答ください。【○印は必ず1つ】

154	同水準	1	→ ⑤へ
	90%台	2	④へ
	80%台	3	
	70%台	4	
	60%台	5	
	50%台	6	
	50%未満	7	
	該当者なし	8	→ ⑤へ

- ④ ③で2から7の回答をされた事業所に伺います。60歳以降の賃金の引き下げの際に、労働条件等
で変更したものに○をつけてください。【該当するもの全てに○】

155	勤務日数、勤務時間の短縮	1
	仕事量の軽減	2
	職務責任の軽減	3
	その他（具体的に）	4
	現行のまま変更していない	5

- ⑤ 貴事業所では、高齢者の雇用維持についてどう評価しますか。【○印は必ず1つ】

156	メリットが大きい	1	⑥へ
	ややメリットが大きい	2	
	デメリットが大きい	3	⑦へ
	ややデメリットが大きい	4	
	どちらともいえない	5	→ 問18へ

- ⑥ ⑤で、「1 メリットが大きい」、「2 ややメリットが大きい」とされた事業所に伺います。
メリットと考える具体的な理由に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

157	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから	1
	労働力の安定確保ができるから	2
	若手の教育・育成負担を軽減できるから	3
	技術の社外流出を防止できるから	4
	雇用制度が充実することで若年・壮年従業員の士気があがるから	5
	その他（具体的に）	6

- ⑦ ⑤で、「3 デメリットが大きい」、「4 ややデメリットが大きい」とされた事業所に伺います。
デメリットと考える具体的な理由に○をつけてください。【該当するもの全てに○】

158	人件費等のコストが増加するから	1
	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから	2
	営業・販売などの戦力が低下するから	3
	身体的（視力・記憶力・持久力など）な衰えにより作業能率が低下するから	4
	職種（配置）転換が困難であるから	5
	その他（具体的に）	6

問 18 高年齢者雇用に関して導入済または導入予定の制度等について

- ① 貴事業所では、60 歳以上の高年齢者を雇用するうえで、どのような制度等を導入済または導入予定ですか。【該当するもの全てに○】＊ 該当項目がない場合、ご記入不要です。

159	60 歳以後の人件費を抑制	1
	短時間や週 2 回勤務などによるワークシェアリング ^(注) の実施	2
	新卒者の採用抑制	3
	中途採用の抑制	4
	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定	5
	福利厚生の見直し	6
	各種手当の廃止・縮小	7
	60 歳までの人件費を削減	8
	その他（具体的に)	9
	制度変更を行っていない	10

(注) ワークシェアリングとは、従業員一人当たりの労働時間を短くし、その分従業員を増やすことで全体の仕事量を変化させることなく雇用を増大、あるいは維持するという雇用調整の方法です。

- ② 社会全体で 60 歳以上の高年齢者の雇用を維持するためには、どのような支援が必要だと考えますか。【該当するもの全てに○】＊ 該当項目がない場合、ご記入不要です。

160	事業所向けのアドバイス機能の充実	1
	高年齢者活用モデル企業の情報発信	2
	職場環境の整備に関する支援	3
	働きやすい機械や設備の開発や導入支援	4
	高年齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成	5
	求人情報等の提供	6
	職業相談・職業紹介	7
	職業訓練の充実	8
	職業訓練受講のための給付金等の充実	9
	個人向け職業生活の相談・アドバイス機能の充実	10
	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動	11
	その他（具体的に)	12
	現状は必要ない	13

——アンケートはこれで終わりです。ご回答いただき誠にありがとうございました。——

同封の返信用封筒をご使用になり、8 月 31 日（木）までに投函くださいますようお願いいたします。

第 2 章 労働事情の全国比較

I. 労働力人口

1. 労働力状態の推移

(単位:人、%)

男女、年次		15歳以上人口総数							労働力率 (b)÷(a)'	就業率 (c)÷(a)	完全失業率 (d)÷(b)
		労働力人口						非労働力人口 (e)			
		総数		就業者 (c)	完全失業者 (d)						
		(a)	増減数			(b)	増減数				
総数	平成12	1,272,563	5,445	737,915	△ 19,872	702,091	35,824	530,772	58.2	55.2	4.9
	17	1,262,044	△ 10,519	726,965	△ 10,950	679,847	47,118	525,208	57.6	53.9	6.5
	22	1,226,706	△ 35,338	697,279	△ 29,686	650,972	46,307	516,248	57.5	53.1	6.6
	27	1,189,548	△ 37,158	684,038	△ 13,241	653,800	30,238	505,510	57.5	55.0	4.4
	令和2	1,136,430	△ 53,118	673,938	△ 10,100	648,138	25,800	462,492	59.3	57.0	3.8
令和2年全国総数 (単位:千人)		(108,259)	(△1,495)	(68,121)	(△1,461)	(65,468)	(2,653)	(40,137)	62.9	60.5	3.9
男	平成12	587,194	2,779	418,945	△ 18,003	396,804	22,141	165,584	71.7	67.6	5.3
	17	580,434	△ 6,760	407,844	△ 11,101	377,529	30,315	166,078	70.3	65.0	7.4
	22	563,269	△ 17,165	388,635	△ 19,209	357,622	31,013	168,653	69.7	63.5	8.0
	27	549,090	△ 14,179	374,166	△ 14,469	354,780	19,386	174,924	68.1	64.6	5.2
	令和2	525,634	△ 23,456	360,695	△ 13,471	344,722	15,973	164,939	68.6	65.6	4.4
令和2年全国総数 (単位:千人)		(52,098)	(△781)	(37,708)	(△110)	(36,064)	(1,645)	(14,390)	72.4	69.2	4.4
女	平成12	685,369	2,666	318,970	△ 1,869	305,287	13,683	365,188	46.6	44.5	4.3
	17	681,610	△ 3,759	319,121	151	302,318	16,803	359,130	47.1	44.4	5.3
	22	663,437	△ 18,173	308,644	△ 10,477	293,350	15,294	347,595	47.0	44.2	5.0
	27	640,458	△ 22,979	309,872	1,228	299,020	10,852	330,586	48.4	46.7	3.5
	令和2	610,796	△ 29,662	313,243	3,371	303,416	9,827	297,553	51.3	49.7	3.1
令和2年全国総数 (単位:千人)		(56,160)	(△714)	(30,413)	(1,571)	(29,405)	(1,008)	(25,747)	54.2	52.4	3.3

(出典:令和2年国勢調査)

注 1)労働力率は、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

2)平成27年及び令和2年の実数及び労働力率は不詳補完値による。

3)平成22年以前は原数値による。15歳以上人口には労働力状態「不詳」を含む。

2. 年齢別労働力人口

①長崎県の年齢別労働力人口

(単位:人)

年齢 階層 区分	15歳以上 人口総数 (A) 注 1)	労働力人口 (B)	就業者数 (C)	完全失業者数 (D)	非労働力 人口 (無業者数) (E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注 2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
15～19	57,928	7,893	7,319	574	47,513	13.6%	12.6%	7.3%
20～24	47,667	34,509	32,483	2,026	9,775	72.4%	68.1%	5.9%
25～29	50,428	42,173	40,083	2,090	4,369	83.6%	79.5%	5.0%
30～34	59,347	48,901	46,906	1,995	6,280	82.4%	79.0%	4.1%
35～39	69,179	57,959	55,886	2,073	7,081	83.8%	80.8%	3.6%
40～44	77,086	65,751	63,501	2,250	7,327	85.3%	82.4%	3.4%
45～49	86,994	74,324	71,736	2,588	8,503	85.4%	82.5%	3.5%
50～54	80,890	68,224	65,692	2,532	9,339	84.3%	81.2%	3.7%
55～59	84,157	68,826	66,376	2,450	12,670	81.8%	78.9%	3.6%
60～64	92,401	66,062	63,220	2,842	23,853	71.5%	68.4%	4.3%
65～69	105,939	52,570	50,584	1,986	50,314	49.6%	47.7%	3.8%
70～74	104,328	33,741	32,981	760	67,431	32.3%	31.6%	2.3%
75～79	73,804	12,521	12,328	193	58,672	17.0%	16.7%	1.5%
80～84	64,209	5,921	5,849	72	56,022	9.2%	9.1%	1.2%
85～	82,073	2,795	2,763	32	77,222	3.4%	3.4%	1.1%
合計	1,136,430	642,170	617,707	24,463	446,371	56.5%	54.4%	3.8%

(出典:令和2年国勢調査)

②全国の年齢別労働力人口

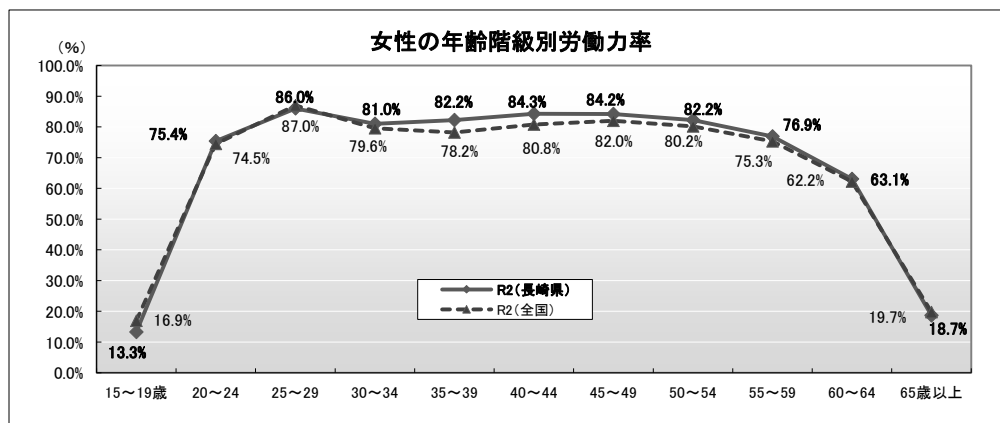
(単位:人)

年齢 階層 区分	15歳以上 人口総数 (A) 注 1)	労働力人口 (B)	就業者数 (C)	完全失業者数 (D)	非労働力 人口 (無業者数) (E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注 2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
15～19	5,617,440	842,919	786,795	56,124	4,183,450	15.0%	14.0%	6.7%
20～24	5,931,306	3,708,537	3,489,163	219,374	1,297,464	62.5%	58.8%	5.9%
25～29	6,031,964	4,517,617	4,287,963	229,654	446,700	74.9%	71.1%	5.1%
30～34	6,484,594	4,784,174	4,577,146	207,028	654,031	73.8%	70.6%	4.3%
35～39	7,311,567	5,433,673	5,228,646	205,027	778,299	74.3%	71.5%	3.8%
40～44	8,291,077	6,363,568	6,146,340	217,228	804,226	76.8%	74.1%	3.4%
45～49	9,650,293	7,544,543	7,287,886	256,657	920,847	78.2%	75.5%	3.4%
50～54	8,539,851	6,666,782	6,434,140	232,642	929,364	78.1%	75.3%	3.5%
55～59	7,767,482	6,019,933	5,815,244	204,689	1,094,571	77.5%	74.9%	3.4%
60～64	7,297,190	5,070,946	4,865,428	205,518	1,780,924	69.5%	66.7%	4.1%
65～69	8,075,268	3,968,068	3,814,699	153,369	3,664,263	49.1%	47.2%	3.9%
70～74	9,011,795	2,961,710	2,882,904	78,806	5,450,599	32.9%	32.0%	2.7%
75～79	6,930,928	1,273,749	1,246,049	27,700	5,047,089	18.4%	18.0%	2.2%
80～84	5,296,728	539,734	530,752	8,982	4,236,891	10.2%	10.0%	1.7%
85～	6,021,086	253,814	250,070	3,744	5,315,250	4.2%	4.2%	1.5%
合計	108,258,569	59,949,767	57,643,225	2,306,542	36,603,968	55.4%	53.2%	3.8%

(出典:令和2年国勢調査)

注 1) 15歳以上人口総数には労働力状態「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(A)は労働力人口(B)と非労働力人口(E)を足した合計とは一致しない。

2) 労働力率とは、15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。



3. 産業大分類別就業者数

①産業大分類別就業者数の比較(長崎県・全国)

(単位:人、%)

項 目	長崎県	全国	前回からの増減率		構成比		全国との 構成比差
			長崎県	全国	長崎県	全国	
産業大分類別就業者数	648,138	65,468,436	△0.9	2.6	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	43,201	2,127,521	△12.1	△9.0	6.7	3.2	3.4
A 農業、林業	33,227	1,986,273	△11.8	△8.8	5.1	3.0	2.1
うち農業	32,556	1,921,957	△12.2	△9.0	5.0	2.9	2.1
B 漁業	9,974	141,248	△12.8	△11.9	1.5	0.2	1.3
第二次産業 1)	125,402	15,317,297	△4.9	△2.4	19.3	23.4	△4.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	265	20,456	△7.0	△14.2	0.0	0.0	0.0
D 建設業	55,016	4,857,375	△1.3	△1.0	8.5	7.4	1.1
E 製造業	70,121	10,439,466	△7.5	△3.0	10.8	15.9	△5.1
第三次産業 1)	479,535	48,023,618	1.4	4.9	74.0	73.4	0.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,676	317,856	6.9	△0.5	0.6	0.5	0.1
G 情報通信業	6,786	2,518,801	2.1	17.4	1.0	3.8	△2.8
H 運輸業、郵便業	28,739	3,680,454	1.3	4.9	4.4	5.6	△1.2
I 卸売・小売業	98,710	10,319,934	△2.4	0.2	15.2	15.8	△0.5
J 金融・保険業	15,392	1,616,884	△3.0	△3.6	2.4	2.5	△0.1
K 不動産業、物品賃貸業	8,926	1,520,345	3.4	6.3	1.4	2.3	△0.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,794	2,561,028	△3.4	11.4	2.6	3.9	△1.3
M 宿泊業、飲食サービス業	37,915	3,670,432	△5.6	△2.8	5.8	5.6	0.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,524	2,318,199	△5.9	△2.2	3.5	3.5	△0.1
O 教育、学習支援業	34,190	3,310,184	6.2	8.1	5.3	5.1	0.2
P 医療、福祉	119,689	8,818,261	6.7	11.1	18.5	13.5	5.0
Q 複合サービス事業	7,285	489,988	△11.7	△6.4	1.1	0.7	0.4
R サービス業(他に分類されないもの)	41,131	4,539,980	12.8	9.6	6.3	6.9	△0.6
S 公務(他に分類されるものを除く)	37,778	2,341,272	△0.9	2.1	5.8	3.6	2.3

注1) 不詳補完値による

(出典: 令和2年国勢調査)

②長崎県の産業大分類別就業者数の動き

(単位:人、%)

項 目	令和2年	平成27年	前回との比較		構成比		
			実数	増減率	令和2年	平成27年	増減ポイント
産業大分類別就業者数	648,138	653,800	△5,662	△0.9	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	43,201	49,124	△5,923	△12.1	6.7	7.5	△0.8
A 農業、林業	33,227	37,682	△4,455	△11.8	5.1	5.8	△0.7
うち農業	32,556	37,077	△4,521	△12.2	5.0	5.7	△0.7
B 漁業	9,974	11,442	△1,468	△12.8	1.5	1.8	△0.3
第二次産業 1)	125,402	131,834	△6,432	△4.9	19.3	20.2	△0.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	265	285	△20	△7.0	0.0	0.0	0.0
D 建設業	55,016	55,749	△733	△1.3	8.5	8.5	0.0
E 製造業	70,121	75,800	△5,679	△7.5	10.8	11.6	△0.8
第三次産業 1)	479,535	472,842	6,693	1.4	74.0	72.3	1.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,676	3,439	237	6.9	0.6	0.5	0.1
G 情報通信業	6,786	6,644	142	2.1	1.0	1.0	0.0
H 運輸業、郵便業	28,739	28,369	370	1.3	4.4	4.3	0.1
I 卸売・小売業	98,710	101,165	△2,455	△2.4	15.2	15.5	△0.3
J 金融・保険業	15,392	15,876	△484	△3.0	2.4	2.4	0.0
K 不動産業、物品賃貸業	8,926	8,635	291	3.4	1.4	1.3	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,794	17,379	△585	△3.4	2.6	2.7	△0.1
M 宿泊業、飲食サービス業	37,915	40,144	△2,229	△5.6	5.8	6.1	△0.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,524	23,925	△1,401	△5.9	3.5	3.7	△0.2
O 教育、学習支援業	34,190	32,204	1,986	6.2	5.3	4.9	0.4
P 医療、福祉	119,689	112,211	7,478	6.7	18.5	17.2	1.3
Q 複合サービス事業	7,285	8,247	△962	△11.7	1.1	1.3	△0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	41,131	36,466	4,665	12.8	6.3	5.6	0.7
S 公務(他に分類されるものを除く)	37,778	38,138	△360	△0.9	5.8	5.8	0.0

注 1) 不詳補完値による。

(出典: 令和2年国勢調査)

4. 就業状態・雇用形態別就業者数

①就業内訳

(単位:人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
雇人のある事業主	16,368	2.5	1,199,852	1.8	0.7
雇人のない事業主	51,932	8.0	4,361,034	6.7	1.3
会社役員	29,498	4.6	3,624,338	5.5	▲ 0.9
雇用者	521,428	80.5	54,544,201	83.3	▲ 2.8
正規	349,200	53.9	35,988,688	55.0	▲ 1.1
非正規	172,228	26.6	18,555,513	28.3	▲ 1.7
家族従業者	28,407	4.4	1,739,011	2.7	1.7
家庭内職者	505	0.1	0	0.0	0.1
合計	648,138	100.0	65,468,436	100.0	-

注)不詳補完値による。

(出典:令和2年国勢調査)

②非正規の内訳

(単位:人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
パート・アルバイト・その他	162,783	94.5	16,774,814	90.4	4.1
派遣	9,445	5.5	1,780,699	9.6	▲ 4.1
合計	172,228	100.0	18,555,513	100.0	-

注)不詳補完値による。

(出典:令和2年国勢調査)

③男女別非正規割合(雇用者)

(単位:人、%)

	長崎県			全国			全国比較
	雇用者数	非正規数	非正規割合	雇用者数	非正規数	非正規割合	
男女別							
男	262,916	45,442	17.3	28,848,523	5,339,518	18.5	▲ 1.2
女	258,512	126,786	49.0	25,695,678	13,215,995	51.4	▲ 2.4
合計	521,428	172,228	33.0	54,544,201	18,555,513	34.0	▲ 1.0

注)不詳補完値による。

(出典:令和2年国勢調査)

5. 市町別労働力人口

(単位:人、%)

市 町	15歳以上 人口総数 ※	労働力人口			完全 失業率	非労働力 人口
		総数	就業者	完全失業者		
県 計	1,136,430	673,938	648,138	25,800	3.8	462,492
長 崎 市	356,139	204,940	196,240	8,700	4.2	151,199
佐 世 保 市	208,883	124,649	119,595	5,054	4.1	84,234
島 原 市	37,717	22,320	21,484	836	3.7	15,397
諫 早 市	115,913	70,878	68,266	2,612	3.7	45,035
大 村 市	79,168	49,825	48,004	1,821	3.7	29,343
平 戸 市	25,929	15,063	14,569	494	3.3	10,866
松 浦 市	18,416	11,527	11,113	414	3.6	6,889
対 馬 市	25,155	14,826	14,288	538	3.6	10,329
壱 岐 市	21,702	12,541	12,035	506	4.0	9,161
五 島 市	30,679	16,525	15,948	577	3.5	14,154
西 海 市	23,266	13,997	13,565	432	3.1	9,269
雲 仙 市	36,114	22,871	22,182	689	3.0	13,243
南 島 原 市	37,578	21,930	21,168	762	3.5	15,648
市 計	1,016,659	601,892	578,457	23,435	3.9	414,767
長 与 町	34,712	21,096	20,417	679	3.2	13,616
時 津 町	24,742	15,134	14,598	536	3.5	9,608
東 彼 杵 町	6,846	4,232	4,124	108	2.6	2,614
川 棚 町	11,606	7,000	6,774	226	3.2	4,606
波 佐 見 町	12,274	8,006	7,782	224	2.8	4,268
小 値 賀 町	2,092	1,148	1,120	28	2.4	944
佐 々 町	11,572	7,386	7,150	236	3.2	4,186
新上五島町	15,927	8,044	7,716	328	4.1	7,883
町 計	119,771	72,046	69,681	2,365	3.3	47,725

※労働力状態「不詳補完値」を含む。

(資料:令和2年国勢調査)

Ⅱ．就業形態別の平均年齢・平均勤続年数

(単位:歳、年)

		平均年齢				平均勤続年数			
		長崎県		全国		長崎県		全国	
		R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
一般労働者	計	45.3	44.9	43.7	43.4	12.5	12.7	12.3	12.3
	男性	46.0	45.3	44.5	44.1	13.6	14.1	13.7	13.7
	女性	44.2	44.3	42.3	42.1	10.9	10.8	9.8	9.7
短時間労働者	計	49.7	48.6	46.3	45.7	7.1	6.6	6.5	6.2
	男性	46.8	48.1	43.9	43.6	5.8	5.6	5.6	5.4
	女性	50.6	48.7	47.2	46.5	7.5	6.9	6.9	6.5

(出典:賃金構造基本統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者以外の労働者をいう。
- 2) 「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短い、又は1日の所定労働時間が一般労働者と同じでも1週の所定労働時間が一般労働者よりも少ない労働者をいう。
- 3) 「平均勤続年数」とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数。
(全産業、全年代の平均)

Ⅲ. 賃金・労働時間

1. 賃金

(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	平成30年	264,870	0.4	221,336	0.3	205,691	0.7	43,534
		令和元年	278,279	5.1	231,402	4.6	216,387	5.2	46,877
		2年	272,284	△ 2.1	227,562	△ 1.6	210,994	△ 2.6	44,722
		3年	270,911	△ 0.5	226,153	△ 0.6	210,966	0.0	44,758
		4年	264,913	△ 2.3	223,673	△ 1.1	209,808	△ 0.6	41,240
	全 国	平成30年	323,547	1.4	264,570	0.9	244,670	0.8	58,977
		令和元年	322,552	△ 0.4	264,180	△ 0.2	244,432	△ 0.1	58,372
		2年	318,405	△ 1.2	262,325	△ 0.7	244,968	0.2	56,080
		3年	319,461	0.3	263,739	0.5	245,709	0.3	55,722
		4年	325,817	2.0	267,461	1.4	248,529	1.1	58,356
3 0 人 以 上	長 崎 県	30年	299,838	△ 1.9	244,043	△ 2.0	223,659	△ 1.6	55,795
		令和元年	304,884	1.6	248,751	1.9	228,959	2.3	56,133
		2年	311,574	2.4	256,406	3.1	234,788	2.6	55,168
		3年	301,895	△ 3.1	249,372	△ 2.7	228,108	△ 2.8	52,523
		4年	293,076	△ 3.0	243,289	△ 2.5	224,663	△ 1.5	49,787
	全 国	30年	372,162	1.2	295,944	0.7	270,694	0.7	76,218
		令和元年	371,408	△ 0.2	296,064	0.1	270,847	0.1	75,344
		2年	365,100	△ 1.7	293,056	△ 1.1	271,025	0.1	72,044
		3年	368,493	1.0	296,652	1.2	273,186	0.8	71,841
		4年	379,732	3.1	303,496	2.4	278,687	2.0	76,236

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。
- 2) 「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって「超過労働給与」を含む。
- 3) 「所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。
- 4) 「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別令和4年平均の月間現金給与額

①長崎県 一事業所規模5人以上－

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)
一般労働者	調査産業計	337,720	△ 2.9	280,220	△ 2.0	261,102	△ 1.4	57,500	△ 8.7
	製造業	355,902	△ 5.4	290,588	△ 4.1	258,635	△ 2.3	65,314	△ 11.6
	卸売業、小売業	307,143	△ 3.9	256,295	△ 3.4	245,835	△ 3.5	50,848	△ 8.3
	医療、福祉	326,059	△ 7.4	269,806	△ 7.1	256,768	△ 7.3	56,253	△ 10.1
パートタイム労働者	調査産業計	94,313	△ 0.7	91,173	△ 0.1	89,616	0.4	3,140	△ 13.1
	製造業	116,276	1.3	112,051	1.6	109,464	4.3	4,225	2.9
	卸売業、小売業	94,501	△ 2.9	93,321	△ 1.5	91,917	△ 1.3	1,180	△ 55.2
	医療、福祉	116,027	5.8	108,342	5.6	107,289	6.8	7,685	10.5

②全国 一事業所規模5人以上－

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)
一般労働者	調査産業計	429,051	2.3	345,210	1.6	318,846	1.3	83,841	5.2
	製造業	432,535	1.7	339,814	0.5	306,002	0.2	92,721	6.5
	卸売業、小売業	435,225	1.8	346,470	1.4	326,892	1.0	88,755	2.8
	医療、福祉	392,919	1.6	328,367	1.8	307,456	1.3	64,552	0.7
パートタイム労働者	調査産業計	102,078	2.6	98,956	2.5	96,131	2.3	3,122	3.3
	製造業	127,580	2.8	122,722	2.8	116,235	2.3	4,858	5.0
	卸売業、小売業	99,123	1.3	96,829	1.3	94,750	1.3	2,294	3.1
	医療、福祉	123,539	2.9	117,837	2.6	115,379	2.5	5,702	9.8

③長崎県 一事業所規模30人以上－

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)
一般労働者	調査産業計	358,679	△ 3.6	293,018	△ 3.3	268,735	△ 2.3	24,283	△ 12.6	65,661	△ 5.1
	製造業	390,120	△ 4.0	310,320	△ 3.2	274,929	△ 0.8	35,391	△ 18.7	79,800	△ 7.7
	卸売業、小売業	324,175	△ 3.4	264,624	△ 3.9	251,189	△ 2.2	13,435	△ 26.8	59,551	1.0
	医療、福祉	338,081	△ 10.8	279,809	△ 9.8	266,055	△ 9.7	13,754	△ 11.7	58,272	△ 14.9
パートタイム労働者	調査産業計	98,204	△ 5.4	95,571	△ 2.8	93,750	△ 2.0	1,821	△ 35.2	2,633	△ 50.7
	製造業	120,919	2.3	116,601	2.1	112,945	5.3	3,656	△ 46.6	4,318	14.1
	卸売業、小売業	101,763	△ 7.1	100,635	△ 4.0	98,864	△ 3.9	1,771	△ 9.7	1,128	△ 76.0
	医療、福祉	110,210	△ 7.0	105,830	△ 4.2	104,778	△ 2.1	1,052	△ 69.7	4,380	△ 46.8

④全国 一事業所規模30人以上－

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)
一般労働者	調査産業計	465,247	2.4	365,537	1.6	333,956	1.4	31,581	4.7	99,710	5.4
	製造業	457,306	1.6	351,788	0.4	313,540	0.2	38,248	2.2	105,518	6.2
	卸売業、小売業	499,719	1.6	383,645	1.6	360,575	1.0	23,070	9.5	116,074	2.3
	医療、福祉	425,433	1.5	351,123	1.6	324,794	1.0	26,329	8.9	74,310	0.7
パートタイム労働者	調査産業計	116,508	4.0	112,527	3.9	108,565	3.6	3,962	14.3	3,981	3.9
	製造業	139,990	3.3	134,472	3.4	125,163	3.0	9,309	8.2	5,518	3.8
	卸売業、小売業	109,273	0.9	106,241	1.0	104,190	1.1	2,051	△ 0.5	3,032	△ 3.7
	医療、福祉	142,878	3.0	136,013	2.9	132,298	2.7	3,715	8.6	6,865	5.0

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

(3)産業別令和4年平均の月間定期給与額

(単位:円)

事業所規模 産業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全 国	長崎県		全 国
	実 額	格 差 全国=100	実 額	実 額	格 差 全国=100	実 額
調 査 産 業 計	223,673	83.6	267,461	243,289	80.2	303,496
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	359,799	X	X	410,482
建 設 業	264,314	75.1	351,927	269,466	67.6	398,399
製 造 業	274,296	88.4	310,366	294,467	89.7	328,444
電気・ガス・熱供給・水道業	404,520	92.4	437,719	444,922	95.8	464,306
情 報 通 信 業	301,395	78.4	384,656	297,373	74.6	398,706
運 輸 業 , 郵 便 業	235,545	76.8	306,516	243,091	77.4	314,274
卸 売 業 , 小 売 業	183,052	76.0	240,990	179,626	64.5	278,344
金 融 業 , 保 険 業	308,210	84.5	364,835	292,795	74.4	393,569
不動産業,物品賃貸業	206,757	66.4	311,519	192,390	55.5	346,712
学術研究,専門・技術サービス業	307,064	81.6	376,145	334,684	80.3	416,999
宿泊業,飲食サービス業	107,079	88.1	121,499	128,857	85.7	150,401
生活関連サービス業,娯楽業	178,099	90.7	196,302	196,114	95.3	205,839
教 育 , 学 習 支 援 業	276,075	94.7	291,537	273,721	80.3	340,776
医 療 , 福 祉	222,726	86.5	257,422	238,475	80.8	295,185
複 合 サ ー ビ ス 事 業	270,866	93.1	291,092	284,656	97.0	293,356
サービス業(他に分類されないもの)	201,007	85.8	234,295	204,870	90.7	225,789

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4) 男女別令和4年平均の月間定期給与額

①事業所規模5人以上

(単位:円)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	男性	女性	格 差 男性=100	男性	女性	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	279,645	172,510	61.7	335,831	192,060	57.2
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	379,174	264,986	69.9
建 設 業	282,167	174,891	62.0	378,294	236,674	62.6
製 造 業	318,443	167,804	52.7	357,893	198,866	55.6
電気・ガス・熱供給・水道業	426,774	262,971	61.6	456,474	317,386	69.5
情 報 通 信 業	344,958	234,574	68.0	425,707	290,833	68.3
運 輸 業 , 郵 便 業	254,031	168,928	66.5	335,169	202,784	60.5
卸 売 業 , 小 売 業	247,779	129,691	52.3	323,305	162,094	50.1
金 融 業 , 保 険 業	430,414	243,726	56.6	494,587	269,612	54.5
不動産業,物品賃貸業	254,589	170,686	67.0	367,965	223,749	60.8
学術研究,専門・技術サービス業	350,152	240,933	68.8	429,579	270,192	62.9
宿泊業,飲食サービス業	152,355	83,081	54.5	160,921	97,008	60.3
生活関連サービス業,娯楽業	200,679	164,700	82.1	248,017	156,959	63.3
教 育 , 学 習 支 援 業	308,803	244,290	79.1	344,134	245,141	71.2
医 療 , 福 祉	299,592	199,722	66.7	358,661	225,210	62.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業	308,003	206,361	67.0	344,992	214,360	62.1
サービス業(他に分類されないもの)	240,231	141,292	58.8	278,849	178,132	63.9

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:円)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	男性	女性	格 差 男性=100	男性	女性	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	298,604	186,217	62.4	368,748	221,315	60.0
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	420,826	338,994	80.6
建 設 業	277,908	192,550	69.3	425,576	272,410	64.0
製 造 業	339,783	178,201	52.4	372,321	213,360	57.3
電気・ガス・熱供給・水道業	458,317	288,998	63.1	483,594	341,051	70.5
情 報 通 信 業	339,605	237,075	69.8	439,093	301,438	68.7
運 輸 業 , 郵 便 業	261,074	146,619	56.2	346,372	207,658	60.0
卸 売 業 , 小 売 業	251,394	127,645	50.8	377,239	184,290	48.9
金 融 業 , 保 険 業	447,647	232,003	51.8	537,109	284,178	52.9
不動産業,物品賃貸業	229,300	164,030	71.5	402,857	250,660	62.2
学術研究,専門・技術サービス業	354,949	282,096	79.5	457,503	312,176	68.2
宿泊業,飲食サービス業	178,906	97,633	54.6	198,605	116,359	58.6
生活関連サービス業,娯楽業	222,078	176,295	79.4	267,231	155,856	58.3
教 育 , 学 習 支 援 業	322,494	219,268	68.0	386,506	289,388	74.9
医 療 , 福 祉	303,554	214,379	70.6	392,887	256,675	65.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	314,272	192,533	61.3	335,643	194,891	58.1
サービス業(他に分類されないもの)	244,346	136,351	55.8	271,034	176,888	65.3

(出典:毎月勤労統計調査)

2. 労働時間

(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位: 時間、日)

			総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	平成30年	148.2	△ 2.5	138.3	△ 2.5	9.9	△ 1.5	19.5
		令和元年	146.6	△ 1.1	136.5	△ 1.3	10.1	1.5	19.2
		2年	141.9	△ 3.1	132.2	△ 3.1	9.7	△ 3.5	19.0
		3年	141.4	△ 0.3	132.0	△ 0.1	9.4	△ 2.9	18.9
		4年	140.6	△ 0.7	131.6	△ 0.4	9.0	△ 4.5	18.7
	全 国	平成30年	142.2	△ 0.8	131.4	△ 0.8	10.8	△ 1.5	18.4
		令和元年	139.1	△ 2.2	128.5	△ 2.2	10.6	△ 1.9	18.0
		2年	135.1	△ 2.8	125.9	△ 2.0	9.2	△ 13.2	17.7
		3年	136.1	0.6	126.4	0.4	9.7	5.1	17.7
		4年	136.1	0.1	126.0	△ 0.3	10.1	4.6	17.6
3 0 人 以 上	長 崎 県	平成30年	150.9	△ 4.2	139.6	△ 3.7	11.3	△ 10.7	19.4
		令和元年	149.3	△ 1.0	138.4	△ 0.8	10.9	△ 3.3	19.1
		2年	148.2	△ 0.7	137.4	△ 0.6	10.8	△ 1.3	18.9
		3年	147.2	△ 0.6	136.2	△ 1.0	11.0	1.9	18.7
		4年	145.7	△ 1.0	134.5	△ 1.3	11.2	2.1	18.7
	全 国	平成30年	147.4	△ 0.7	134.9	△ 0.6	12.5	△ 1.1	18.6
		令和元年	144.4	△ 2.0	132	△ 2.1	12.4	△ 1.0	18.2
		2年	140.4	△ 2.8	129.6	△ 1.7	10.8	△ 13.1	17.9
		3年	142.4	1.4	130.8	0.9	11.6	7.4	18
		4年	143.2	0.6	131.0	0.2	12.2	5.2	17.9

(出典: 毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
- 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
- 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別令和4年平均の月間労働時間

①長崎県 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	165.3	△ 0.7	153.2	△ 0.5	12.1	△ 3.2	20.0	△ 0.3
	製造業	172.4	△ 0.2	151.9	△ 1.0	20.5	5.6	19.7	△ 0.4
	卸売業, 小売業	169.3	1.4	159.5	2.2	9.8	△ 11.3	20.4	△ 0.8
	医療, 福祉	156.8	△ 1.7	152.6	△ 1.3	4.2	△ 16.6	20.1	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	82.4	△ 3.0	80.8	△ 2.0	1.6	△ 36.2	15.5	△ 0.2
	製造業	98.3	△ 13.2	95.9	△ 12.3	2.4	△ 37.9	15.7	△ 2.8
	卸売業, 小売業	94.2	△ 2.9	92.5	△ 2.6	1.7	△ 21.1	18.1	0.2
	医療, 福祉	87.1	4.2	86.4	6.0	0.7	△ 67.7	15.9	△ 0.4

②全国 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	162.3	0.2	148.5	△ 0.3	13.8	4.8	19.4	△ 0.1
	製造業	164.3	0.5	148.4	△ 0.1	15.9	5.5	19.2	0.0
	卸売業, 小売業	162.6	0.1	151.2	△ 0.3	11.4	5.9	19.6	△ 0.1
	医療, 福祉	156.1	△ 1.0	149.1	△ 1.4	7.0	10.0	19.4	△ 0.3
パートタイム労働者	調査産業計	79.6	1.0	77.4	0.8	2.2	9.7	13.8	△ 0.1
	製造業	108.0	0.7	102.9	0.4	5.1	7.2	16.5	0.0
	卸売業, 小売業	86.7	△ 0.9	84.9	△ 0.8	1.8	△ 7.1	15.3	△ 0.2
	医療, 福祉	77.1	△ 0.5	75.9	△ 0.6	1.2	7.5	13.4	△ 0.3

③長崎県 一事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	165.7	△ 0.2	151.3	△ 0.4	14.4	2.7	19.7	△ 0.1
	製造業	173.3	0.4	151.5	△ 0.1	21.8	4.5	19.6	△ 0.2
	卸売業, 小売業	171.8	△ 0.4	158.8	△ 0.4	13.0	△ 0.9	19.8	0.0
	医療, 福祉	156.6	△ 2.3	152.7	△ 1.2	3.9	△ 32.4	19.7	△ 0.1
パートタイム労働者	調査産業計	86.4	△ 7.8	84.6	△ 7.4	1.8	△ 28.7	15.5	△ 0.4
	製造業	114.4	△ 5.4	111.1	△ 4.3	3.3	△ 32.4	18.3	△ 0.5
	卸売業, 小売業	100.3	△ 7.1	98.2	△ 7.3	2.1	3.9	17.7	△ 0.6
	医療, 福祉	88.6	△ 9.3	88.0	△ 6.7	0.6	△ 82.4	16.5	0.0

④全国 事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
			対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)
一般労働者	調査産業計	161.6	0.1	146.4	△ 0.3	15.2	4.7	19.1	△ 0.1
	製造業	164.5	0.2	147.4	△ 0.2	17.1	4.3	19.0	0.0
	卸売業, 小売業	160.4	△ 0.2	148.2	△ 0.5	12.2	3.6	19.1	△ 0.1
	医療, 福祉	156.7	△ 0.8	149.0	△ 1.4	7.7	10.4	19.3	△ 0.3
パートタイム労働者	調査産業計	86.6	1.5	83.7	1.2	2.9	9.6	14.5	0.0
	製造業	116.2	0.2	109.0	0.0	7.2	3.2	16.7	△ 0.1
	卸売業, 小売業	94.2	△ 1.8	92.2	△ 1.7	2.0	△ 8.6	16.5	△ 0.2
	医療, 福祉	83.0	△ 2.0	81.5	△ 2.1	1.5	6.1	13.7	△ 0.5

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

(3)産業別令和4年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
調 査 産 業 計	140.6	131.6	9.0	136.1	126.0	10.1
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	160.0	148.9	11.1
建 設 業	165.9	156.1	9.8	163.5	149.7	13.8
製 造 業	165.7	146.8	18.9	156.6	142.2	14.4
電気・ガス・熱供給・水道業	151.4	141.7	9.7	154.0	139.5	14.5
情 報 通 信 業	147.4	138.1	9.3	156.1	140.4	15.7
運 輸 業 , 郵 便 業	169.0	148.4	20.6	165.0	142.4	22.6
卸 売 業 , 小 売 業	135.6	129.4	6.2	130.6	123.2	7.4
金 融 業 , 保 険 業	143.3	132.5	10.8	144.5	132.5	12.0
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	130.0	128.6	1.4	146.0	134.8	11.2
学術研究,専門・技術サービス業	160.3	144.8	15.5	153.2	139.6	13.6
宿泊業,飲食サービス業	90.0	86.1	3.9	89.5	84.8	4.7
生活関連サービス業,娯楽業	126.2	115.1	11.1	123.7	117.5	6.2
教 育 , 学 習 支 援 業	126.0	114.1	11.9	121.1	111.4	9.7
医 療 , 福 祉	136.5	133.3	3.2	129.4	124.4	5.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	152.2	144.0	8.2	146.1	137.2	8.9
サービス業(他に分類されないもの)	144.5	135.3	9.2	138.1	127.4	10.7

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

項 目 産 業	長 崎 県			全 国		
	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間
調 査 産 業 計	145.7	134.5	11.2	143.2	131.0	12.2
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	155.4	140.5	14.9
建 設 業	162.1	145.4	16.7	165.5	146.8	18.7
製 造 業	168.5	148.2	20.3	159.3	143.3	16.0
電気・ガス・熱供給・水道業	152.7	140.8	11.9	155.1	138.9	16.2
情 報 通 信 業	147.8	137.2	10.6	156.8	140.3	16.5
運 輸 業 , 郵 便 業	171.6	146.2	25.4	162.2	140.1	22.1
卸 売 業 , 小 売 業	134.8	127.4	7.4	135.2	126.9	8.3
金 融 業 , 保 険 業	140.8	129.4	11.4	145.5	131.1	14.4
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	139.9	136.2	3.7	146.8	133.5	13.3
学術研究,専門・技術サービス業	162.4	142.3	20.1	156.8	141.1	15.7
宿泊業,飲食サービス業	99.5	93.0	6.5	99.5	93.2	6.3
生活関連サービス業,娯楽業	138.4	124.9	13.5	122.4	115.4	7.0
教 育 , 学 習 支 援 業	120.6	112.5	8.1	128.8	117.3	11.5
医 療 , 福 祉	140.4	137.3	3.1	137.5	131.4	6.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	154.1	143.4	10.7	149.0	136.5	12.5
サービス業(他に分類されないもの)	146.5	133.4	13.1	135.9	124.8	11.1

「X」…調査対象が少ないため秘匿となるもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4)労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

①長崎県

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計(5人以上)	16.2	10.1	62.6
計(30人以上)	16.1	10.6	65.7
5～29人	16.3	9.3	56.9
30～99人	16.7	10.3	61.7
100～299人	15.4	10.5	68.3
300人以上	15.8	11.1	70.6

(出典：県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」)

②全国

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計	17.6	10.9	62.1
30 ～ 99人	16.9	9.6	57.1
100～299人	16.9	10.5	62.1
300～999人	18.0	11.1	61.8
1,000人以上	18.3	12.0	65.6

(出典：厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」)

注 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、令和4年(又は令和3会計年度)1年間に実施に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計／付与日数計)×100(%)である。

4) 調査対象は、県：常用労働者5人以上の事業所、全国：常用労働者30人以上の事業所である。

(5) 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

①長崎県

(単位: %)

企業規模	全企業 ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
計(5人以上)	[100.0] 100.0	15.5	74.4	28.4	46.0	10.1
計(30人以上)	[20.8] 100.0	12.1	72.2	29.3	42.9	15.7
5～29人	[79.2] 100.0	16.4	75.0	28.2	46.8	8.6
30～99人	[16.4] 100.0	13.6	69.1	30.0	39.1	17.3
100～299人	[3.5] 100.0	8.3	83.3	25.0	58.3	8.3
300人以上	[0.9] 100.0	0.0	83.3	33.3	50.0	16.7

(出典: 県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」)

②全国

(単位: %)

企業規模	全企業 ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
計	100.0	6.9	85.4	32.1	53.3	7.5
30 ～ 99人	100.0	7.5	85.3	32.8	52.5	7.0
100～299人	100.0	6.2	86.1	33.9	52.2	7.4
300～999人	100.0	3.9	83.7	23.6	60.0	12.3
1, 000人以上	100.0	2.9	87.1	19.0	68.1	10.0

(出典: 厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」)

注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

5) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

(6) 週休制の適用労働者割合

①長崎県

(単位: %)

企業規模	全企業 ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
計(5人以上)	[100.0] 100.0	9.1	78.1	30.6	47.5	12.8
計(30人以上)	[63.7] 100.0	6.6	78.7	31.3	47.4	14.8
5～29人	[36.3] 100.0	13.5	77.1	29.4	47.8	9.3
30～99人	[28.4] 100.0	11.4	71.9	30.1	41.8	16.7
100～299人	[18.7] 100.0	5.1	84.0	28.8	55.2	10.9
300人以上	[16.6] 100.0	0.0	84.2	36.0	48.2	15.8

(出典: 県雇用労働政策課「令和5年度労働条件等実態調査」)

②全国

(単位: %)

企業規模	全企業 ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
計	100.0	4.0	86.2	25.0	61.2	9.8
30 ～ 99人	100.0	5.9	86.0	33.8	52.2	8.1
100～299人	100.0	5.5	86.5	33.4	53.1	8.0
300～999人	100.0	3.1	83.3	22.1	61.2	13.6
1,000人以上	100.0	2.2	87.9	14.9	73.0	9.8

(出典: 厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」)

- 注 1) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。(全国数値は非公開)
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
- 4) 調査対象は、県: 常用労働者5人以上の事業所、全国: 常用労働者30人以上の事業所である。

IV. 労使関係

1. 労働組合組織状況(令和5年6月30日現在)

①県内の組合数及び組合員数の推移

	組合数			組合員数		
		対前年増減数	増減率		対前年増減数	増減率
	組合	組合	%	人	人	%
平成19	586	△ 21	△ 3.5	77,126	△ 145	△ 0.2
20	580	△ 6	△ 1.0	75,960	△ 1,166	△ 1.5
21	548	△ 32	△ 5.5	75,541	△ 419	△ 0.6
22	541	△ 7	△ 1.3	74,328	△ 1,213	△ 1.6
23	535	△ 6	△ 1.1	73,076	△ 1,252	△ 1.7
24	522	△ 13	△ 2.4	71,812	△ 1,264	△ 1.7
25	510	△ 12	△ 2.3	69,629	△ 2,183	△ 3.0
26	508	△ 2	△ 0.4	68,314	△ 1,315	△ 1.9
27	500	△ 8	△ 1.6	66,899	△ 1,415	△ 2.1
28	493	△ 7	△ 1.4	65,977	△ 922	△ 1.4
29	487	△ 6	△ 1.2	65,706	△ 271	△ 0.4
30	482	△ 5	△ 1.0	65,395	△ 311	△ 0.5
令和元年	474	△ 8	△ 1.7	64,540	△ 855	△ 1.3
2	468	△ 6	△ 1.3	63,358	△ 1,182	△ 1.9
3	444	△ 24	△ 5.1	61,752	△ 1,606	△ 2.5
4	435	△ 9	△ 2.0	59,853	△ 1,899	△ 3.1
5	427	△ 8	△ 1.8	58,273	△ 1,580	△ 2.6

②産業別組合数・組合員数

区分	組合数			組合員数	
		対前年増減数	構成比		構成比
	組合	組合	%	人	%
農業, 林業	1	0	0.2	28	0.0
漁業	2	0	0.5	23	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0	0.2	7	0.0
建設業	22	0	5.2	7,315	12.6
製造業	62	△ 2	14.5	10,245	17.6
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0	4.7	1,318	2.3
情報通信業	15	0	3.5	808	1.4
運輸業, 郵便業	79	0	18.5	4,732	8.1
卸売業, 小売業	34	△ 1	8.0	6,448	11.1
金融業, 保険業	22	△ 1	5.2	5,109	8.8
不動産業, 物品賃貸業	2	0	0.5	8	0.0
学術研究, 専門・技術サービス業	8	0	1.9	601	1.0
宿泊業, 飲食サービス業	2	0	0.5	7	0.0
生活関連サービス業, 娯楽業	8	0	1.9	2,133	3.7
教育, 学習支援業	33	△ 2	7.7	844	1.4
医療, 福祉	24	0	5.6	4,535	7.8
複合サービス事業	16	0	3.7	3,431	5.9
サービス業	9	△ 1	2.1	894	1.5
公務	61	△ 1	14.3	9,482	16.3
分類不能	6	0	1.4	305	0.5

(出典: 県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」)

V. 高齢者雇用確保措置実施状況

※R5. 6. 1現在（長崎労働局調べ）

（集計結果は、雇用状況を報告した従業員31人以上の企業の状況をまとめたもの）

1. 雇用確保措置実施状況（31人以上規模企業）

1-1 雇用確保措置実施状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,862	100.0%	176,329	100.0%
定年制の廃止	59	3.2%	5,406	3.1%
定年の引上げ	494	26.6%	44,984	25.5%
継続雇用制度の導入	1,306	70.3%	125,849	71.4%
雇用確保措置済み計	1,859	99.8%	176,239	99.9%

1-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
雇用確保措置計 （うち、希望者全員）	1,859 (1,038)	99.8% (79.5%)	176,239 (103,003)	99.9% (81.8%)

■雇用確保措置義務化について（段階的な年齢の引き上げ）

- I 平成18年4月1日から平成19年3月31日・・・62歳
- II 平成19年4月1日から平成22年3月31日・・・63歳
- III 平成22年4月1日から平成25年3月31日・・・63歳
- IV 平成25年4月1日以降・・・65歳

2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移

（単位：社）

	県		全国	
	企業数	割合	企業数	割合
10年(基準)	142	15.9	—	—
25年	1,347	82.5%	132,067	92.3%
26年	1,592	96.4%	143,179	98.1%
27年	1,649	97.8%	147,740	99.2%
28年	1,700	98.6%	152,275	99.5%
29年	1,663	98.9%	155,638	99.7%
30年	1,763	99.7%	156,607	99.8%
令和元年	1,759	99.1%	161,117	99.8%
2年	1,798	99.7%	164,033	99.9%
3年	1,875	99.7%	175,452	99.9%
4年	1,859	99.8%	176,239	99.9%

※平成18年以降は、常用労働者51人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業（希望者全員ではない）のデータ

※平成21年以降は、常用労働者31人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業（希望者全員ではない）のデータ

3. 70歳以上まで働ける企業の状況（31人以上規模企業）

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,862	100.0%	176,329	100.0%
①定年制の廃止	59	3.2%	5,406	3.1%
②70歳以上定年	46	2.5%	3,505	2.0%
③希望者全員70歳以上	224	12.0%	18,099	10.3%
④基準該当者70歳以上	148	7.9%	23,465	13.3%
⑤その他の制度で70歳以上まで雇用	302	16.2%	21,603	12.3%
70歳以上雇用確保措置実施企業 計(①+②+③+④+⑤)	779	41.8%	72,078	40.9%

4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況（21人以上規模企業）

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	割合	人数	割合
過去1年間に定年を迎えた人	2,755	100.0%	404,967	100.0%
うち、	－	－	－	－
・継続雇用者	2,405	87.3%	354,034	87.4%
・継続雇用を希望しない者	344	12.5%	50,436	12.5%
・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者	6	0.2%	497	0.1%

※過去1年間（令和4年6月1日から令和5年5月31日）に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計。

5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況（21人以上規模企業）

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
基準適用年齢(64歳)到達者	440	100.0%	51,962	100.0%
うち、	－	－	－	－
・継続雇用者(基準に該当し、継続雇用)	419	95.2%	48,195	92.8%
・継続雇用を希望しない者	20	4.5%	3,242	6.2%
・基準に該当せず離職した者	1	0.2%	525	1.0%

※令和4年6月1日から令和5年5月31日に経過措置適用企業（60歳、61歳、62歳、63歳定年企業）において基準適用年齢に到達した者について集計。